



様式4

支出伝票一覧表

| 会派名  | 日本共産党新潟市議会議員団 |                    |           |  |
|------|---------------|--------------------|-----------|--|
| 支出年度 | 平成30年度        | 支出項目               | 人件費       | NO. 1  |
| 整理番号 | 支出年月日         | 支出内容               | 支出金額(円)   | 備考   |
| 1    | H30.4.25      | 政務活動補助員4月給与        | 135,247   |  |
| 2    | H30.5.18      | 政務活動補助員駐車料6月分      | 7,554     |  |
| 3    | H30.5.25      | 政務活動補助員5月給与        | 135,247   |  |
| 4    | H30.5.28      | 社会保険料4月分           | 21,056    | 政務活動補助員 $(31,260 \times 1/2 + 51,240 \times 1/2 + 812) \times 1/2 = 21,056$ 円    |
| 5    | H30.6.25      | 政務活動補助員6月給与        | 135,247   |  |
| 6    | H30.6.29      | 社会保険料5月分           | 21,056    | 政務活動補助員 $(31,260 \times 1/2 + 51,240 \times 1/2 + 812) \times 1/2 = 21,056$ 円    |
| 7    | H30.7.3       | 政務活動補助員駐車料7月分      | 7,554     |  |
| 8    | H30.7.10      | 政務活動補助員2018年度労働保険料 | 10,057    | $(45,816 \times 9/12 + 16 \text{円}) \times 7/12 \times 1/2 = 10,057$ 円 11月末迄     |
| 9    | H30.7.25      | 政務活動補助員7月給与        | 135,247   |  |
| 10   | H30.7.27      | 社会保険料6月分           | 21,056    | 政務活動補助員 $(31,260 \times 1/2 + 51,240 \times 1/2 + 812) \times 1/2 = 21,056$ 円    |
| 11   | H30.8.1       | 政務活動補助員駐車料8月分      | 7,554     |  |
| 12   | H30.8.10      | 政務活動補助員夏季賞与        | 135,247   |  |
| 13   | H30.8.24      | 政務活動補助員8月給与        | 135,247   |  |
| 14   | H30.8.27      | 社会保険料7月分           | 21,056    | 政務活動補助員 $(31,260 \times 1/2 + 51,240 \times 1/2 + 812) \times 1/2 = 21,056$ 円    |
| 15   | H30.8.29      | 政務活動補助員駐車料9月分      | 7,554     |  |
| 16   | H30.9.25      | 政務活動補助員9月給与        | 135,247   |  |
| 17   | H30.9.28      | 社会保険料8月分           | 41,360    | 政務活動補助員 $(51,600 \times 1/2 + 106,650 \times 1/2 + 1,393) \times 1/2 = 41,360$ 円 |
| 18   | H30.10.29     | 政務活動補助員駐車料11月分     | 7,554     |  |
| 19   | H30.10.29     | 社会保険料9月分           | 21,056    | 政務活動補助員 $(31,260 \times 1/2 + 51,240 \times 1/2 + 812) \times 1/2 = 21,056$ 円    |
| 20   | H30.11.22     | 政務活動補助員11月給与       | 135,247   |  |
| 21   | H30.12.25     | 政務活動補助員冬季賞与        | 89,674    | $224,922 \text{円} \times 12 \text{日} / 53 \text{日} \times 1/2 = 89,674$ 円 11月末迄  |
| 22   | H30.12.28     | 社会保険料11月分          | 21,056    | 政務活動補助員 $(31,260 \times 1/2 + 51,240 \times 1/2 + 812) \times 1/2 = 21,056$ 円    |
|      |               | 小計                 | 1,387,173 |  |
|      |               | 合計                 | 1,387,173 |  |

# 支 出 伝 票

|         |  |               |   |               |   |
|---------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | /   |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年4月1日 から 平成30年4月30日  |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年4月25日   |               |   |               |   |
| 支 出 金 額 | 135,247 円  |               |   |               |   |
| 支 出 先   | XXXXXXXXXX   |               |   |               |   |
| 使 途 内 容 | 政務活動補助員4月給与  |               |   |               |   |
| 備 考     | 270,495 円 × 1/2 = 135,247 円  |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄  |  |               | (人件費)   |               |   |

## 領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様


金 270,495円 也

但 2018年4月分の給与として、上記正に領収いたしました。

2018年4月25日



# 覚 書

本覚書は、日本共産党新潟市議会議員団（以下、「甲」という）、日本共産党新潟地区委員会（以下、「乙」という）、（以下、「丙」という）の三者の間で、日本共産党市議会議員団事務局員の雇用、給与にかかわる事項を規定したものである。

1、甲は、甲の行う政務活動を補助せしめるために、丙を日本共産党新潟市議会議員団事務局員として2014年5月1日から雇用する。丙の行う政務活動の補助について、政務活動以外の活動の補助が一部含まれることを排除することができないことから、その一部をその他の活動分として、次項のとおり按分するものとする。

2、丙の給与月額を270,495円とし、夏季・年末の賞与はそれぞれ給与月額の1ヶ月とし、社会保険料等の事業主負担分との合計額のうち、甲は丙の行う政務活動分として、政務活動費からその100分の50を支払い、乙は丙の行うその他の活動分として、その100分の50を支払うものとする。

なお、給与額の変更があった場合は本覚書を更新する。

3、丙の勤務時間は、原則として出勤時間は午前9時、退勤時間は午後5時30分とする。  
丙の休憩時間は、原則として午後零時から午後1時とする。

4、この覚書は2018年4月1日から実施する。

2018年4月1日

甲 日本共産党新潟市議会議員団  
団 長 渡 辺 有 希

乙 日本共産党新潟地区委員会  
委員長 田 中 眞

丙 

# 支出伝票

|         |  |               |   |               |  |
|---------|--|---------------|---|---------------|--|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |   | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 2 |               |  |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |  |
| 実施年月日   | 平成30年6月1日 から 平成30年6月30日  |               |   |               |  |
| 支出年月日   | 平成30年5月18日   |               |   |               |  |
| 支 出 金 額 | 7,554 円  |               |   |               |  |
| 支 出 先   | XXXXXXXXXX   |               |   |               |  |
| 使 途 内 容 | 政務活動補助員駐車料6月分  |               |   |               |  |
| 備 考     | 15,108 円 × 1/2 = 7,554 円   |               |   |               |  |

領収書貼付欄 (人件費)

|          |     |                           |    |      |      |        |     |                            |    |         |      |          |
|----------|-----|---------------------------|----|------|------|--------|-----|----------------------------|----|---------|------|----------|
| お取扱日     | 取扱店 | 号機                        | NB | 銀行番号 | 口座店  | 口座番号   | 通番  | お取引内容                      |    |         |      |          |
| 30-05-18 | 281 | 24                        | N  |      |      |        | 132 | 振 込                        |    |         |      |          |
| 万円       | 5千円 | 2千円                       | 千円 | 500円 | 100円 | 50円    | 10円 | 5円                         | 1円 | お取引金額   | 手数料  | お取引後元帳残高 |
| 1        |     | 7                         |    |      |      |        |     |                            |    | ¥15,000 | ¥108 |          |
| ご案内      |     | * お振込明細 *                 |    |      |      | 0C0132 |     |                            |    |         |      |          |
| お振込先     |     |                           |    |      |      |        |     | 13:24                      |    |         |      |          |
| ご依頼人     |     | ニホンキョウサントウエイカクシキカイキインタツ 様 |    |      |      |        |     | 印紙税申告納<br>付につき新潟<br>県務課係印紙 |    |         |      |          |
|          |     | おつり                       |    |      |      |        |     | ¥1,892                     |    |         |      |          |

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。  
 ○ご利用のお客様へ  
 ○ご利用の日および時間により当行所定の手数料（含消費税）を手数料欄記載のとおり  
 でお支払いいただいております。  
 ○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用額の決済日にお取引口座からお支払い  
 いただきます。

□印紙税納付の必要がない場合は ↑  
 \*印で消しております。  
 裏面のご案内をおわせてご覧ください。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。



## 駐車場賃貸借契約書

貸主： [REDACTED] (以下「甲」という。) と、借主： <sup>日本共産党新潟市議会議員</sup> 代表 渡辺有子 (以下「乙」という。) とは、次の各条項に基づき駐車場賃貸借契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

### (契約の主旨)

第1条 本契約は、甲が、下記の駐車場 (以下「本駐車場」という。詳細は添付の平面位置図による。) を、乙に対して駐車場として賃貸するものである。

所 在 [REDACTED]  
名 称 [REDACTED]  
区画番号 NO. [REDACTED] ( / 台分)

### (乙が駐車する車両)

第2条 乙が本駐車場に駐車する車両は次のとおりとする。

(決まり次第記載)

[REDACTED]

### (法の適用除外)

第3条 乙は、本契約が駐車場としての使用に限定されるものであり建物所有を目的とする借地契約ではないことを確認し、借地借家法等に基づく借主としての権利主張は一切出来ない。

### (契約期間)

第4条 本契約は平成30年6月 / 日から平成31年5月 / 日までとする。

- 2 契約期間中にかかわらず、甲または乙が、相手方に対して契約解除を申し出た場合、その3ヶ月後に無条件で終了するものとし、互いに何らの請求も行わないものとする。
- 3 天災地変、その他甲または乙の責に帰すべき事由によらない突然の事象により本駐車場に破損が生じ、契約継続にあたり過大な修補が必要と甲が認めた場合、甲は乙に対する意思表示のみにより即時解約できるものとする。
- 4 前項の場合において、破損の程度が軽微で甲が修補を行うことにより駐車場としての機能が回復する場合、その修補の間に乙が本駐車場を利用できないことについて、乙は甲に対して、賃料の返還請求を除き、何らの請求も行わないものとする。

### (賃料)

第5条 本契約の賃料は月額15,000円 (税別) とし、乙は甲に対して支払うことを約す。

- 2 乙は、前項の賃料について当月分をその前月27日までに下記銀行口座への振込みにより甲に支払うものとする。
- 3 前項前段の規定について、平成 年 月及び 月分の賃料は前項の規定によらず契約締結後、速やかに支払うものとする。

- 4 銀行振込みに係る費用は、乙の負担とする。ただし、1ヶ月に満たない期間の賃料は日割計算とし、計算において円未満の端数を生じたときは、四捨五入する。

【甲の銀行口座】

名義人

- 5 契約期間中は原則として賃料の改定を行わない。ただし、貨幣の呼称単位の切り下げ等、著しい経済政策の変動が起こった時はこの限りではない。

(乙の義務)

第6条 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車場への出入りを静かに行い、とくに早朝夜間においては騒音を発生させないように注意するものとする。
- (2) 無用の長時間排気ガスを放散させないものとする。
- (3) 駐車場内に物を廃棄しないこと
- (4) 他の車の駐車位置を侵さないこと
- (5) 降雪時における駐車所の除雪
- (6) この他、善良なる管理者の注意をもって本物件を賃借するものとし、甲から指示を受けたときは、これを遵守しなければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が本契約に違反したとき、または、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲の意思表示のみにより、ただちに本契約を解除することができる。

- (1) 駐車場使用料金の支払いを一月分たりとも怠ったとき
- (2) 乙が手形又は小切手を一回でも不渡りとしたとき
- (3) 近隣もしくは他の者に迷惑となるような行為のあったとき
- (4) 他の自動車を駐車させたとき
- (5) その他本契約に違反したとき

(免責事項)

第8条 甲及び第11条の管理者(以下「甲等」という。)は、本物件内における無断駐車・事故・盗難等の諸問題および冬季間の除雪については一切責任を負わないものとする。ただし、無断駐車車両に対する警告等の処置は適宜行うこととする。

- 2 本駐車場は露天であり、かつ入り口に門扉等を設置しないため、甲等は乙の自動車につき駐車中の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲等は一切その責を負担しない。
- 3 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車等が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合においても、甲等は乙に対して何等の保障、損害賠償等の義務を負担しない。前項のトラブルについては乙においてまず解決に努力するものとし、それが不可能の場合には甲等及び乙は協力して当該の自動車等を排除する。

(特約事項)

第9条 乙は、本契約の終了に際し、立退き料その他、名目の如何を問わず、何らの権利主張をしない。

(管理者)

第10条 本契約の仲介者及び本駐車場の現場管理者（以下「管理者」という。）として次の者を指定する。

〒951-8136  
新潟市中央区関屋田町4丁目590-1  
有限会社 ファイン・不動産部  
代表取締役 小林 英元  
☎025-233-5633

(仲介手数料)

第11条 本契約の仲介手数料として、乙は前条の管理者に対し、本契約締結後速やかに  
¥15,000円（税別）を支払うこととする。

(協議事項)

第12条 この契約に定めのない事項については、必要の都度、甲および乙は誠意をもって協議のうえ、これを定める。

(所轄裁判所)

第13条 この契約の各条項について紛争が生じた場合の管轄裁判所は、これを新潟地方裁判所とする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年5月16日



貸主(甲)

借主(乙)

日本共産党新潟市議会議員  
新潟市中央区学校町通1番町602番地  
新潟市議会  
TEL(025)226-3450

代表 渡辺有子

## 支 出 伝 票

|         |  |               |   |               |   |
|---------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 3   |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年5月1日 から 平成30年5月31日  |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年5月25日   |               |   |               |   |
| 支 出 金 額 | 135,247 円  |               |   |               |   |
| 支 出 先   |   |               |   |               |   |
| 使 途 内 容 | 政務活動補助員5月給与  |               |   |               |   |
| 備 考     | 270,495 円 × 1/2 = 135,247 円  |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄  |  |               |   |               | (人件費)   |

### 領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 270,495円 也

但 2018 年 5 月 分 の 給 与 と し て 、 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。

2018 年 5 月 25 日





## 支 出 伝 票

|         |  |               |   |           |   |
|---------|--|---------------|---|-----------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 4   |           |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |   |           |   |
| 実施年月日   | 平成30年4月1日 から 平成30年4月30日  |               |   |           |   |
| 支出年月日   | 平成30年5月28日   |               |   |           |   |
| 支 出 金 額 | 21,056 円   |               |   |           |   |
| 支 出 先   | 厚生労働省年金局   |               |   |           |   |
| 使 途 内 容 | 社会保険料4月分   |               |   |           |   |
| 備 考     | 政務活動補助員 $(31,360 \times 1/2 + 51,240 \times 1/2 + 812) \times 1/2 = 21,056$ 円  |               |   |           |   |
| 領収書貼付欄  |  |               |   |           | (人件費)   |
|         |  |               |   |           |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。



# 支 出 伝 票

|         |  |               |   |               |   |
|---------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 5   |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年6月1日 から 平成30年6月30日  |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年6月25日   |               |   |               |   |
| 支 出 金 額 | 135,247 円  |               |   |               |   |
| 支 出 先   | XXXXXXXXXX   |               |   |               |   |
| 使 途 内 容 | 政務活動補助員6月給与  |               |   |               |   |
| 備 考     | 270,495 円 × 1/2 = 135,247 円  |               |   |               |   |

領収書貼付欄

(人件費)

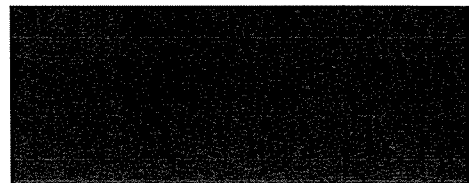
## 領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 270,495円 也

但 2018 年 6 月 分 の 給 与 と し て 、 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。

2018 年 6 月 25 日



## 支 出 伝 票

|         |  |               |   |               |   |
|---------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 6   |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年5月1日 から 平成30年5月31日  |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年6月29日   |               |   |               |   |
| 支 出 金 額 | 21,056 円   |               |   |               |   |
| 支 出 先   | 厚生労働省年金局   |               |   |               |   |
| 使 途 内 容 | 社会保険料5月分   |               |   |               |   |
| 備 考     | 政務活動補助員 (31,360×1/2+51,240×1/2+812)×1/2=21,056円  |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄  | (人件費)  |               |   |               |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。





# 支出伝票

|         |  |               |   |               |  |
|---------|--|---------------|---|---------------|--|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |   | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 7 |               |  |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |  |
| 実施年月日   | 平成30年7月1日 から 平成30年7月31日  |               |   |               |  |
| 支出年月日   | 平成30年7月3日  |               |   |               |  |
| 支 出 金 額 | 7,554 円  |               |   |               |  |
| 支 出 先   | XXXXXXXXXX   |               |   |               |  |
| 使 途 内 容 | 政務活動補助員駐車料7月分  |               |   |               |  |
| 備 考     | 15,108 円 × 1/2 = 7,554 円   |               |   |               |  |

領収書貼付欄 (人件費)

|          |     |     |    |      |      |      |     |       |    |         |          |
|----------|-----|-----|----|------|------|------|-----|-------|----|---------|----------|
| お取扱日     | 取扱店 | 号機  | NB | 銀行番号 | 口座店  | 口座番号 | 通番  | お取引内容 |    |         |          |
| 30-07-03 | 281 | 24  | N  |      |      |      | 122 | 振 込   |    |         |          |
| 万円       | 5千円 | 2千円 | 千円 | 500円 | 100円 | 50円  | 10円 | 5円    | 1円 | お取引金額   | お取引後元帳残高 |
| 2        |     |     |    |      |      |      |     |       |    | ¥15,000 | ¥108     |

ご案内 \* お振込明細 \* 0C0122

お振込先 XXXXXXXXXX

13:48

ご依頼人 ニホンキョウサントウニイカ"タシキ"カイギ"インタ"ン 様

TEL025-226-3450



おつり ¥4,892

印紙税申告納付につき新潟  
\*事務承認済

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。  
 ○ご利用のお書保へ  
 ○ご利用の日および時間により当行所定の手数料(含消費税)を手数料欄記載のとおり  
 お支払いいただいております。  
 ○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用額の決済日にお取引口座からお支払い  
 いただきます。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
 備考欄には按分率等を記入してください。

## 支 出 伝 票

|   |  |               |   |               |   |
|---|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度   | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 8   |               |   |
| 支 出 項 目   | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年4月1日 から 平成30年11月30日   |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年7月10日   |               |   |               |   |
| 支 出 金 額   | 10,057 円   |               |   |               |   |
| 支 出 先   | 新潟労働局  |               |   |               |   |
| 使 途 内 容   | 政務活動補助員2018年度労働保険料   |               |   |               |   |
| 備 考   | $(45,876円 \times 9/12 + 76円) \times 7/12 \times 1/2 = 10,057円$ <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 11月末退職   |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄 <span style="float: right;">(人件費)</span> |  |               |   |               |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

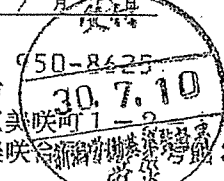
継続事業  
(一括有期事業を含む)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
※片手記入に当たっては注意事項をよく読んでから記入して下さい。  
○で囲むへの記入は上記の「標準字体」をお願いします。

事業主控 [Redacted]

平成30年 7 月 30 日

あて先 〒950-8425  
新潟市 中央区美咲町1-2  
新潟美咲労働会館3階  
新潟労働局 労働保険課  
労働保険特別会計歳入徴収官殿



種別 [Redacted] ※修正項目番号 [Redacted] 法人番号 [Redacted]

下記のとおり申告します。

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号  
新潟県 [Redacted] 新潟労働局 [Redacted]

※各種区分  
管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類  
01 111 9416 93

② 増加年月日(元号:平成は7) ③ 事業廃止等年月日(元号:平成は7) ※事業廃止等理由  
④ 常時使用者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ⑥ 免除対象高年齢労働者数 ※保険関係 ※片手保険理由コード  
[Redacted]

確定保険料算定内訳  
① 区分 ② 保険料・一般拠出金算定基礎額 ③ 保険率・一般拠出率 ④ 確定保険料・一般拠出金額(②×③)  
労働保険料 3838 12.00 46056  
労働保険分 3.00  
雇用保険法適用者分  
高年齢労働者分 9.00  
保険料算定対象者分 9.00  
一般拠出金 3838 0.02 76

概算・増加概算保険料算定内訳  
① 区分 ② 保険料算定基礎額の見込額 ③ 保険料率 ④ 概算・増加概算保険料額(②×③)  
労働保険料 12.00 46056  
労働保険分 3.00  
雇用保険法適用者分  
高年齢労働者分 9.00  
保険料算定対象者分 9.00

⑩ 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑪ 事業主の電話番号(変更のある場合記入)  
⑫ 延納の申請 ⑬ 納付回数  
⑭ 事業主の住所 ⑮ 事業主の名称 ⑯ 事業主の氏名

⑧⑩⑫⑬⑭⑯の(ロ)欄の金額の前に「千」記号を付さないで下さい

⑭ 申告済概算保険料額 46,236 円  
⑮ 申告済概算保険料額  
⑯ 増加概算保険料額  
⑰ 法人番号

⑱ 期別納付額  
第1期 46056 円  
第2期 180 円  
第3期 76 円  
⑲ 事業又は作業の種類 議会議事  
⑳ 保険関係成立年月日  
㉑ 事業廃止等理由

㉒ 加入している労働保険 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険  
㉓ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない  
㉔ 事業 (イ) 所在地 (ロ) 名称  
㉕ 事業主 (イ) 住所 (ロ) 名称 (ハ) 氏名



# 支 出 伝 票

|         |  |               |     |               |     |
|---------|--|---------------|-----|---------------|-----|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           | (印) | 経理<br>責任<br>者 | (印) |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 9   |               |     |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |     |               |     |
| 実施年月日   | 平成30年7月1日 から 平成30年7月31日  |               |     |               |     |
| 支出年月日   | 平成30年7月25日   |               |     |               |     |
| 支 出 金 額 | 135,247 円  |               |     |               |     |
| 支 出 先   | XXXXXXXXXX   |               |     |               |     |
| 使 途 内 容 | 政務活動補助員7月給与  |               |     |               |     |
| 備 考     | 270,495 円 × 1/2 = 135,247 円  |               |     |               |     |
| 領収書貼付欄  | (人件費)  |               |     |               |     |

## 領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 270,495円 也

但 2018 年 7 月 分 の 給 与 と し て 、 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。

2018 年 7 月 25 日



## 支 出 伝 票

|         |  |               |   |               |   |
|---------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 10  |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年6月1日 から 平成30年6月30日  |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年7月27日   |               |   |               |   |
| 支 出 金 額 | 21,056 円   |               |   |               |   |
| 支 出 先   | 厚生労働省年金局   |               |   |               |   |
| 使 途 内 容 | 社会保険料6月分   |               |   |               |   |
| 備 考     | 政務活動補助員 (31,360×1/2+51,240×1/2+812)×1/2=21,056円  |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄  | (人件費)  |               |   |               |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。










# 支 出 伝 票

|         |  |               |   |               |   |
|---------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 13  |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年8月1日 から 平成30年8月31日  |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年8月24日   |               |   |               |   |
| 支 出 金 額 | 135,247 円  |               |   |               |   |
| 支 出 先   | XXXXXXXXXX   |               |   |               |   |
| 使 途 内 容 | 政務活動補助員8月給与  |               |   |               |   |
| 備 考     | 270,495 円 × 1/2 = 135,247 円  |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄  |  |               |   |               | (人件費)   |

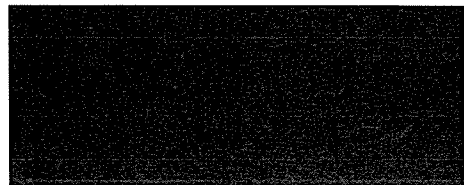
## 領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 270,495円 也

但 2018 年 8 月 分 の 給 与 と し て 、 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。

2018年8月24日





# 支 出 伝 票

|         |  |               |   |           |   |
|---------|--|---------------|---|-----------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 14  |           |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |   |           |   |
| 実施年月日   | 平成30年7月1日 から 平成30年7月31日  |               |   |           |   |
| 支出年月日   | 平成30年8月27日   |               |   |           |   |
| 支 出 金 額 | 21,056 円   |               |   |           |   |
| 支 出 先   | 厚生労働省年金局   |               |   |           |   |
| 使 途 内 容 | 社会保険料7月分   |               |   |           |   |
| 備 考     | 政務活動補助員 (31,360×1/2+51,240×1/2+812)×1/2=21,056円  |               |   |           |   |
| 領収書貼付欄  |  |               |   |           | (人件費)   |
|         |  |               |   |           |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。






# 支 出 伝 票

|         |  |               |   |       |   |
|---------|--|---------------|---|-------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理責任者 |  |
| 支出年度    | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 15  |       |   |
| 支出項目    | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |   |       |   |
| 実施年月日   | 平成30年9月1日 から 平成30年9月30日  |               |   |       |   |
| 支出年月日   | 平成30年8月29日   |               |   |       |   |
| 支出金額    | 7,554 円  |               |   |       |   |
| 支出先     | XXXXXXXXXX   |               |   |       |   |
| 使 途 内 容 | 政務活動補助員駐車料9月分  |               |   |       |   |
| 備 考     | 15,108 円 × 1/2 = 7,554 円   |               |   |       |   |

領収書貼付欄

(人件費)

|      |          |     |     |      |      |     |     |      |    |         |   |      |   |      |      |       |     |
|------|----------|-----|-----|------|------|-----|-----|------|----|---------|---|------|---|------|------|-------|-----|
| お取引日 | 30-08-29 | 取扱店 | 281 | 号機   | 26   | NB  | N   | 銀行番号 |    | 口座店     |   | 口座番号 |   | 通番   | 22   | お取引内容 | 振 込 |
| 万円   | 5千円      | 2千円 | 千円  | 500円 | 100円 | 50円 | 10円 | 5円   | 1円 | お取引金額   | 円 | 手数料  | 円 | お取引後 | 元極残高 | 円     |     |
|      | 1        |     |     | 5    |      | 1   |     | 1    |    | ¥15,000 |   | ¥108 |   |      |      |       |     |

ご案内   \*   お振込明細   \*   080022

お振込先  

10:14

ご依頼人   ニホンキョウサントウエイカ<sup>®</sup>タシキ<sup>®</sup>カイキ<sup>®</sup>インダ<sup>®</sup>ン   様

TEL025-226-3450

おつり   ¥2


印紙税申告納付につき新潟税務署印紙

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。  
 ○ご利用のお客様へ  
 ○ご利用の日および時間により当行所定の手数料(含消費税)を手数料掲記欄のとおりお支払いいただいております。  
 ○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用額の返済日にお取引口座からお支払いいただきます。

印紙税納付の必要がない場合は  
 \*印で消しております。  
 裏面のご案内をあわせてご覧ください。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
 備考欄には按分率等を記入してください。

# 支 出 伝 票

|        |  |               |   |               |   |
|--------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名  | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支出年度   | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 16  |               |   |
| 支出項目   | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日  | 平成30年9月1日 から 平成30年9月30日  |               |   |               |   |
| 支出年月日  | 平成30年9月25日   |               |   |               |   |
| 支出金額   | 135,247 円  |               |   |               |   |
| 支出先    | [REDACTED]   |               |   |               |   |
| 使途内容   | 政務活動補助員9月給与  |               |   |               |   |
| 備 考    | 270,495 円 × 1/2 = 135,247 円  |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄 | (人件費)  |               |   |               |   |

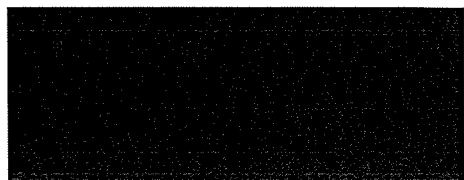
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 270,495円 也

但 2018 年 9 月 分 の 給 与 と し て 、 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。

2018 年 9 月 25 日



# 支 出 伝 票

|         |  |               |   |               |   |
|---------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 17  |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年8月1日 から 平成30年8月31日  |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年9月28日   |               |   |               |   |
| 支 出 金 額 | 41,360 円   |               |   |               |   |
| 支 出 先   | 厚生労働省年金局   |               |   |               |   |
| 使 途 内 容 | 社会保険料8月分   |               |   |               |   |
| 備 考     | 政務活動補助員 $(61,600 \times 1/2 + 100,650 \times 1/2 + 1,595) \times 1/2 = 41,360$ 円   |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄  |  |               |   |               | (人件費)   |
|         |  |               |   |               |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。



納入告知書 納付書と領収証書

国庫金

厚生保険

年度 平成 30 年  
 年金納付金計 0343  
 加付徴収金計 6375  
 取扱い番号 00063919

厚生労働省年金局(新潟西)



納付目的年月  
 平成 30 年 8 月分

納付期限

平成 30 年 10 月 1 日

右記のとおり納付してください。

平成 30 年 9 月 20 日

|                           |        |
|---------------------------|--------|
| 健康保険料                     | 61600  |
| 厚生年金保険料                   | 100650 |
| 子ども・子育て支援制度<br>子ども・子育て給付金 | 1595   |
| 合計                        | 173845 |

証券受領  
 全部  
 一部

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千 | 百 | 十 | 百 | 十 | 百 | 十 | 百 | 十 | 百 |
|   |   |   |   | 1 | 6 | 3 | 8 | 4 | 5 |

納付目的  
 健康保険料  
 厚生年金保険料  
 子ども・子育て給付金  
 平成30年度  
 内閣府及び厚生労働省所管  
 年金特別会計

取付場所 日本銀行本店、支店、代理店、加入代理店又は日本年金機構  
 納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、加入代理店又は日本年金機構  
 年金事務所  
 振替先の 加付徴収金については、証券受領済の振替先を指定してください。  
 振替方法 (銀行振替) 振替先は、元金に充て、

951-8126 新潟市 中央区  
 学校町通1番町 602-1  
 日本共産党新潟市議会議員団控室  
 日本共産党新潟市議会議員団  
 渡辺 有子

様

上記の合計額を納付ください。  
 (振込用紙) 宛  
 30.9.28  
 (納付者印)

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度納入組入

# 支出伝票

|         |  |               |    |           |  |
|---------|--|---------------|----|-----------|--|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |    | 経理<br>責任者 |  |
| 支出年度    | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 18 |           |  |
| 支出項目    | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |    |           |  |
| 実施年月日   | 平成30年11月1日 から 平成30年11月30日  |               |    |           |  |
| 支出年月日   | 平成30年10月29日  |               |    |           |  |
| 支出金額    | 7,554 円  |               |    |           |  |
| 支 出 先   | XXXXXXXXXX   |               |    |           |  |
| 使 途 内 容 | 政務活動補助員駐車料11月分   |               |    |           |  |
| 備 考     | 15,108 円 × 1/2 = 7,554 円   |               |    |           |  |

領収書貼付欄 (人件費)

|          |     |     |    |      |      |      |     |       |    |         |          |
|----------|-----|-----|----|------|------|------|-----|-------|----|---------|----------|
| お取引日     | 取扱店 | 号機  | NB | 銀行番号 | 口座店  | 口座番号 | 通番  | お取引内容 |    |         |          |
| 30-10-29 | 281 | 25  | N  |      |      |      | 87  | 振 込   |    |         |          |
| 万円       | 5千円 | 2千円 | 千円 | 500円 | 100円 | 50円  | 10円 | 5円    | 1円 | お取引金額   | お取引後元帳残高 |
| 1        |     |     | 5  | 1    |      |      |     |       |    | ¥15,000 | ¥108     |

0A0087

お振込先

12:26

ご依頼人 ニホンキョウサントウエイクアキカイインゲン 様

TEL025-226-3450



おつり      ¥2

印紙税申告納付につき新潟  
 県事務承継済

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。      印紙税給付の必要がない場合は ↑  
 ○ご利用のお客様へ      \*印で消しております。  
 ○ご利用の日および時間により当行所定の手数料(含消費税)を手数料欄記載のとおり      裏面のご案内をあわせてご覧ください。  
 ・お支払いいただいております。  
 ○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用額の決済日にお取引口座からお支払い  
 いただきます。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
 備考欄には按分率等を記入してください。

# 支 出 伝 票

|        |  |               |   |           |   |
|--------|--|---------------|---|-----------|---|
| 会 派 名  | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任者 |  |
| 支出年度   | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 19  |           |   |
| 支出項目   | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |   |           |   |
| 実施年月日  | 平成30年9月1日 から 平成30年9月30日  |               |   |           |   |
| 支出年月日  | 平成30年10月29日  |               |   |           |   |
| 支出金額   | 21,056 円   |               |   |           |   |
| 支出先    | 厚生労働省年金局   |               |   |           |   |
| 使途内容   | 社会保険料9月分   |               |   |           |   |
| 備 考    | 政務活動補助員 (31,360×1/2+51,240×1/2+812)×1/2=21,056円  |               |   |           |   |
| 領収書貼付欄 |  |               |   |           | (人件費)   |
|        |  |               |   |           |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

# 納入告知書 納付書・領収証書

国庫金

厚生保険

年度 30 年金特別会計 6375 取組番号 00063919

取組名称 厚生労働省年金局（新潟西）



納付目的年月  
平成 30年 9月分

納付期限

平成 30年 10月 31日  
右記のとおり納付してください。  
平成 30年 10月 22日

|       |        |
|-------|--------|
| 健康保険料 | 31360円 |
|-------|--------|

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 厚生年金勘定<br>厚生年金保険料 | 51240円 |
|-------------------|--------|

|                           |      |
|---------------------------|------|
| 子ども・子育て支援勘定<br>子ども・子育て支出金 | 812円 |
|---------------------------|------|

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
子ども・子育て支出金  
平成30年度  
内閣府及び厚生労働省所管  
年金特別会計

うち証券受領  
円

証券受領  
全部 一部

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千 | 百 | 十 | 百 | 十 | 百 | 十 | 百 | 十 | 百 | 十 | 百 |
|   |   |   |   | 8 | 3 | 4 | 1 | 1 | 2 |   |   |
| 円 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

取組別番号

納付番号

領収番号

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、納入代理店又は日本年金機構  
新潟西 年金事務所  
〒951-8126 新潟市中央区 学校町通1番町 602-1  
日本共産党新潟市議会議員団控室  
日本共産党新潟市議会議員団  
渡辺 有子  
歳入徴収官



厚生労働省年金局事業

951-8126 新潟市 中央区  
学校町通1番町 602-1  
日本共産党新潟市議会議員団控室  
日本共産党新潟市議会議員団  
渡辺 有子


様

上記の金額を預取しました。  
(領収日付印)  
2019年10月29日  
新潟市  
30.10.29  
(納付者専用)

この納入告知書（納付書）はDAYS（イージー）利用のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

## 支 出 伝 票

|         |  |               |   |               |   |
|---------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 20  |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年11月1日 から 平成30年11月30日  |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年11月22日  |               |   |               |   |
| 支 出 金 額 | 135,247 円  |               |   |               |   |
| 支 出 先   | XXXXXXXXXX   |               |   |               |   |
| 使 途 内 容 | 政務活動補助員11月給与   |               |   |               |   |
| 備 考     | 270,495 円 × 1/2 = 135,247 円  |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄  |  |               |   |               | (人件費)   |

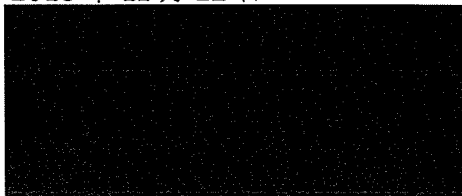
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様

金 270,495円 也

但 2018 年 11 月 分 の 給 与 と し て 、 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。

2018年11月22日



## 支 出 伝 票

|         |  |               |   |           |   |
|---------|--|---------------|---|-----------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 21  |           |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |   |           |   |
| 実施年月日   | 平成30年7月1日 から 平成30年11月30日   |               |   |           |   |
| 支出年月日   | 平成30年12月25日  |               |   |           |   |
| 支 出 金 額 | 89,674 円   |               |   |           |   |
| 支 出 先   | XXXXXXXXXX   |               |   |           |   |
| 使 途 内 容 | 政務活動補助員冬季賞与  |               |   |           |   |
| 備 考     | 224,922円×122日/153日×1/2=89,674円 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 11月末退職   |               |   |           |   |

## 領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 224,922円 也

2018年賞与(冬期手当)として、上記正に領収いたしました。

2018年12月25日



# 支 出 伝 票

|         |  |               |   |               |   |
|---------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 22  |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年11月1日 から 平成30年11月30日  |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年12月28日  |               |   |               |   |
| 支 出 金 額 | 21,056 円   |               |   |               |   |
| 支 出 先   | 厚生労働省年金局   |               |   |               |   |
| 使 途 内 容 | 社会保険料11月分  |               |   |               |   |
| 備 考     | 政務活動補助員 (31,360×1/2+51,240×1/2+812)×1/2=21,056円  |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄  |  |               |   |               | (人件費)   |
|         |  |               |   |               |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

# 納入告知書 納付書 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 30 年次特別会計 国民生活安定促進費 取組番号 00063919

厚生労働省年金局(新潟西)



納付目的年月  
平成 30年 11月分

納付期限

平成 31年 1月 4日

右記のとおり納付してください。

平成 30年 12月 20日

|              |       |
|--------------|-------|
| 健康保険料        | 31360 |
| 厚生年金保険料      | 51240 |
| 子ども・子育て支援給付金 | 812   |
| 子ども・子育て給付金   |       |

|              |       |
|--------------|-------|
| 健康保険料        | 31360 |
| 厚生年金保険料      | 51240 |
| 子ども・子育て支援給付金 | 812   |
| 子ども・子育て給付金   |       |

|              |     |
|--------------|-----|
| 子ども・子育て支援給付金 | 812 |
| 子ども・子育て給付金   |     |

事業所通理記号 事業所番号

うち証券受領

証券受領 全部一部

|       |       |
|-------|-------|
| 合 計 額 | 83412 |
| 千     | 8     |
| 百     | 3     |
| 十     | 4     |
| 百     | 1     |
| 十     | 1     |
| 百     | 2     |

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
子ども・子育て給付金  
平成30年度  
内閣府及び厚生労働省所管  
年金特別会計

取組別口座番号 納付番号 控帳番号

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、成人代理店又は日本年金機構  
新潟西 年金事務所  
新潟市の 期日に納付されたときは、延滞金の徴収を受けることはありません。  
延滞金の 徴収開始は平成31年1月4日です。延滞金の徴収開始は、延滞金の納付が完了したときから起算されます。  
前払分は 前払期間満了日の翌日、元金に充て、延滞金の徴収の対象とはなりません。  
記入徴収先 厚生労働省年金局事業 管理課 課長 野田 有子

951-8126 新潟市 中央区  
学校町通1番町 602-1  
日本共産党新潟市議会議員団控室  
日本共産党新潟市議会議員団  
渡辺 有子

上記の合計額を納付しました。  
納付書  
第四・巻  
301228  
3  
(納付書添し)

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度納入組入



様式4

支出伝票一覧表



| 会派名  | 日本共産党新潟市議会議員団 |   |         |                            |
|------|---------------|---|---------|----------------------------|
| 支出年度 | 平成30年度        | 支出項目                                    | 事務所費    | NO. 1                      |
| 整理番号 | 支出年月日         | 支出内容                                    | 支出金額(円) | 備考                         |
| 1    | H30.4.9       | パソコン(7台)、複合機、ハードディスク 4月分リース料            | 21,816  | 会派控室用 パソコンは議員6人、政務活動補助員1人分 |
| 2    | H30.4.18      | 事務備品(スティックのり)購入                         | 583     | 会派控室用                      |
| 3    | H30.5.2       | PCネットワーク環境サポート料、PC保守料、チャージ料金 4月分        | 21,572  | 振込手数料324円×1/2=162円含む       |
| 4    | H30.5.7       | パソコン(7台)、複合機、ハードディスク 5月分リース料            | 21,816  | 会派控室用 パソコンは議員6人、政務活動補助員1人分 |
| 5    | H30.6.5       | FAX料金等4月分                               | 3,260   | 会派控室用                      |
| 6    | H30.6.6       | PCネットワーク環境サポート料、チャージ料金5月分及びウイルス対策ソフト更新料 | 19,882  |                            |
| 7    | H30.6.7       | パソコン(7台)、複合機、ハードディスク 6月分リース料            | 21,816  | 会派控室用 パソコンは議員6人、政務活動補助員1人分 |
| 8    | H30.7.5       | PCネットワーク環境サポート料、チャージ料金 6月分              | 12,140  | 振込手数料108円×1/2=54円含む        |
| 9    | H30.7.5       | FAX料金等5月分                               | 3,161   |                            |
| 10   | H30.7.9       | パソコン(7台)、複合機、ハードディスク 7月分リース料            | 21,816  | 会派控室用 パソコンは議員6人、政務活動補助員1人分 |
| 11   | H30.8.1       | コピー用紙購入                                 | 1,782   | 会派控室用                      |
| 12   | H30.8.1       | ケースファイル購入                               | 628     | 会派控室用                      |
| 13   | H30.8.1       | セロテープなど購入                               | 812     | 会派控室用                      |
| 14   | H30.8.2       | PCネットワーク環境サポート料7月分、7月チャージ料金             | 13,260  | 振込手数料108円×1/2=54円含む        |
| 15   | H30.8.6       | FAX料金等6月分                               | 3,174   | 会派控室用                      |
| 16   | H30.8.7       | パソコン(7台)、複合機、ハードディスク 8月分リース料            | 21,816  | 会派控室用 パソコンは議員6人、政務活動補助員1人分 |
| 17   | H30.9.5       | PCネットワーク環境サポート料8月分、8月チャージ料金             | 10,723  | 振込手数料108円×1/2=54円含む        |
| 18   | H30.9.5       | FAX料金等7月分                               | 3,100   | 会派控室用                      |
| 19   | H30.9.7       | パソコン(7台)、複合機、ハードディスク 9月分リース料            | 21,816  | 会派控室用 パソコンは議員6人、政務活動補助員1人分 |
| 20   | H30.10.3      | PCネットワーク環境サポート料9月分、9月チャージ料金             | 12,493  | 振込手数料108円×1/2=54円含む        |
| 21   | H30.10.5      | FAX料金等8月分                               | 3,061   | 会派控室用                      |
| 22   | H30.10.9      | パソコン(7台)、複合機、ハードディスク 10月分リース料           | 21,816  | 会派控室用 パソコンは議員6人、政務活動補助員1人分 |
| 23   | H30.11.1      | 蛍光ペンほか購入                                | 820     | 会派控室用                      |
| 24   | H30.11.1      | コピー用紙購入                                 | 1,517   | 会派控室用                      |
| 25   | H30.11.1      | コピー用紙購入                                 | 891     | 会派控室用                      |
|      |               |   | 265,571 |                            |

## 様式4

## 支出伝票一覧表

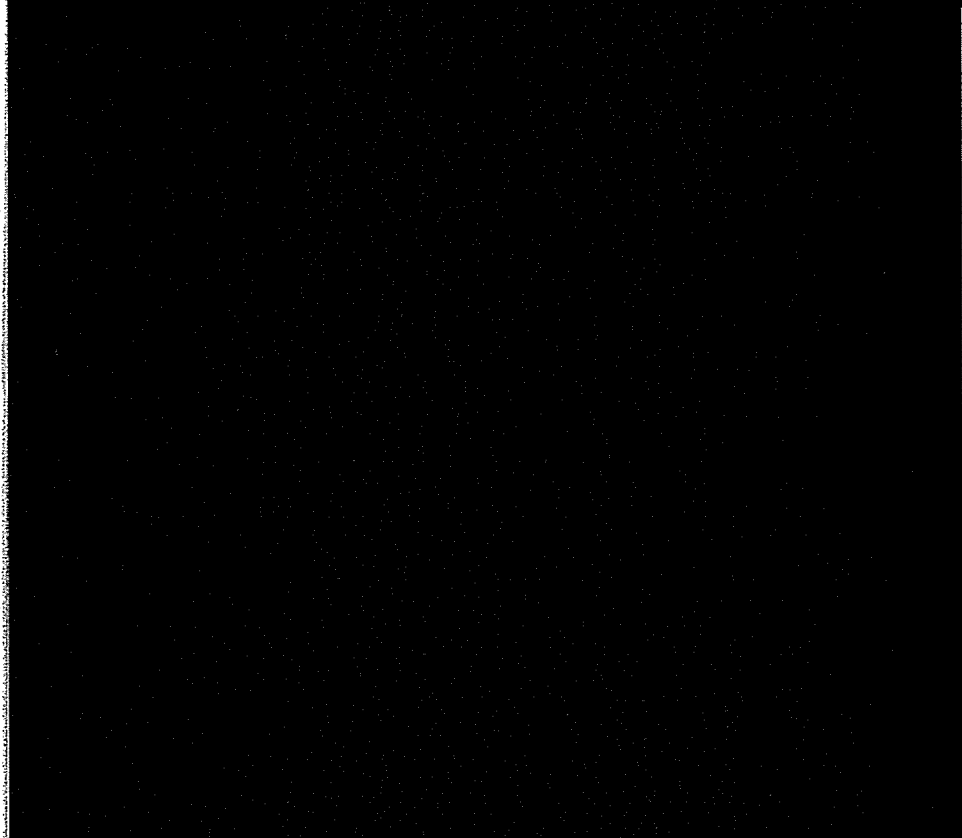
| 会派名  | 日本共産党新潟市議会議員団 |                                       |         |                            |
|------|---------------|---------------------------------------|---------|----------------------------|
| 支出年度 | 平成30年度        | 支出項目                                  | 事務所費    | NO. 2                      |
| 整理番号 | 支出年月日         | 支出内容                                  | 支出金額(円) | 備考                         |
| 26   | H30.11.2      | PCネットワーク環境サポート料10月分、10月チャージ料金         | 13,899  | 振込手数料108円×1/2=54円含む        |
| 27   | H30.11.5      | FAX料金等9月分                             | 3,139   |                            |
| 28   | H30.11.7      | パソコン(7台)、複合機、ハードディスク 11月分リース料         | 21,816  | 会派控室用 パソコンは議員6人、政務活動補助員1人分 |
| 29   | H30.12.5      | FAX料金等10月分                            | 3,022   | 会派控室用                      |
| 30   | H30.12.6      | PCネットワーク環境サポート料11月分、11月チャージ料金         | 11,688  | 振込手数料108円×1/2=54円含む        |
| 31   | H30.12.7      | パソコン(7台)、複合機、ハードディスク 12月分リース料         | 21,816  | 会派控室用 パソコンは議員6人、政務活動補助員1人分 |
| 32   | H30.12.12     | コピー用紙購入                               | 1,571   | 会派控室用                      |
| 33   | H30.12.17     | 風間ルミ子議員のパソコンリース料                      | 1,620   |                            |
| 34   | H31.1.7       | FAX料金等11月分                            | 3,191   | 会派控室用                      |
| 35   | H31.1.9       | PCネットワーク環境サポート料11月分、11月チャージ料金         | 14,296  | 振込手数料108円×1/2=54円含む        |
| 36   | H31.1.18      | 議員及び政務活動補助員使用のパソコン、複合機、ハードディスクリース料1月分 | 23,436  |                            |
| 37   | H31.1.30      | セロテープ購入                               | 214     | 会派控室用                      |
| 38   | H31.2.5       | FAX等12月分使用料                           | 3,074   | 会派控室用                      |
| 39   | H31.2.7       | PCネットワーク環境サポート料、チャージ料金 1月分            | 10,873  | 振込手数料108円×1/2=54円含む        |
| 40   | H31.2.7       | パソコン(8台)、複合機、ハードディスク 2月分リース料          | 23,436  | 会派控室用 パソコンは議員7人、政務活動補助員1人分 |
| 41   | H31.2.21      | ケースファイル、フラットファイル、コピー用紙購入費             | 9,266   | 会派控室用 振込手数料108円×1/2=54円含む  |
| 42   | H31.3.5       | FAX料金等1月分                             | 2,992   | 会期控室用                      |
| 43   | H31.3.7       | パソコン(8台)、複合機、ハードディスク 3月分リース料          | 23,436  | 会派控室用 パソコンは議員7人、政務活動補助員1人分 |
| 44   | H31.3.18      | 2月分PCネットワーク環境サポート・チャージ料金              | 10,403  | 振込手数料108円×1/2=54円含む        |
| 45   | H31.4.5       | FAX料金等2月分                             | 3,070   | 会派控室用                      |
| 46   | H31.4.15      | 2月分PCネットワーク環境サポート・チャージ料金              | 13,450  | 振込手数料108円×1/2=54円含む        |
| 47   | H31.4.26      | FAX料金等3月分                             | 3,096   | 会派控室用                      |
|      |               | 小計                                    | 222,804 |                            |
|      |               | 合計                                    | 488,375 |                            |

## 支 出 伝 票

|         |  |               |   |           |   |
|---------|--|---------------|---|-----------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | /   |           |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |           |   |
| 実施年月日   | 平成30年4月1日 から 平成30年4月30日  |               |   |           |   |
| 支出年月日   | 平成30年4月9日  |               |   |           |   |
| 支 出 金 額 | 21,816 円   |               |   |           |   |
| 支 出 先   | 日立キャピタル株式会社  |               |   |           |   |
| 使 途 内 容 | パソコン(7台)、複合機、ハードディスク 4月分リース料   |               |   |           |   |
| 備 考     | 会派控室用 パソコンは議員6人、政務活動補助員1人分<br>43,632 円 × 1/2 = 21,816 円  |               |   |           |   |
| 領収書貼付欄  | <div style="text-align: right;">(事務所費)</div>   |               |   |           |   |

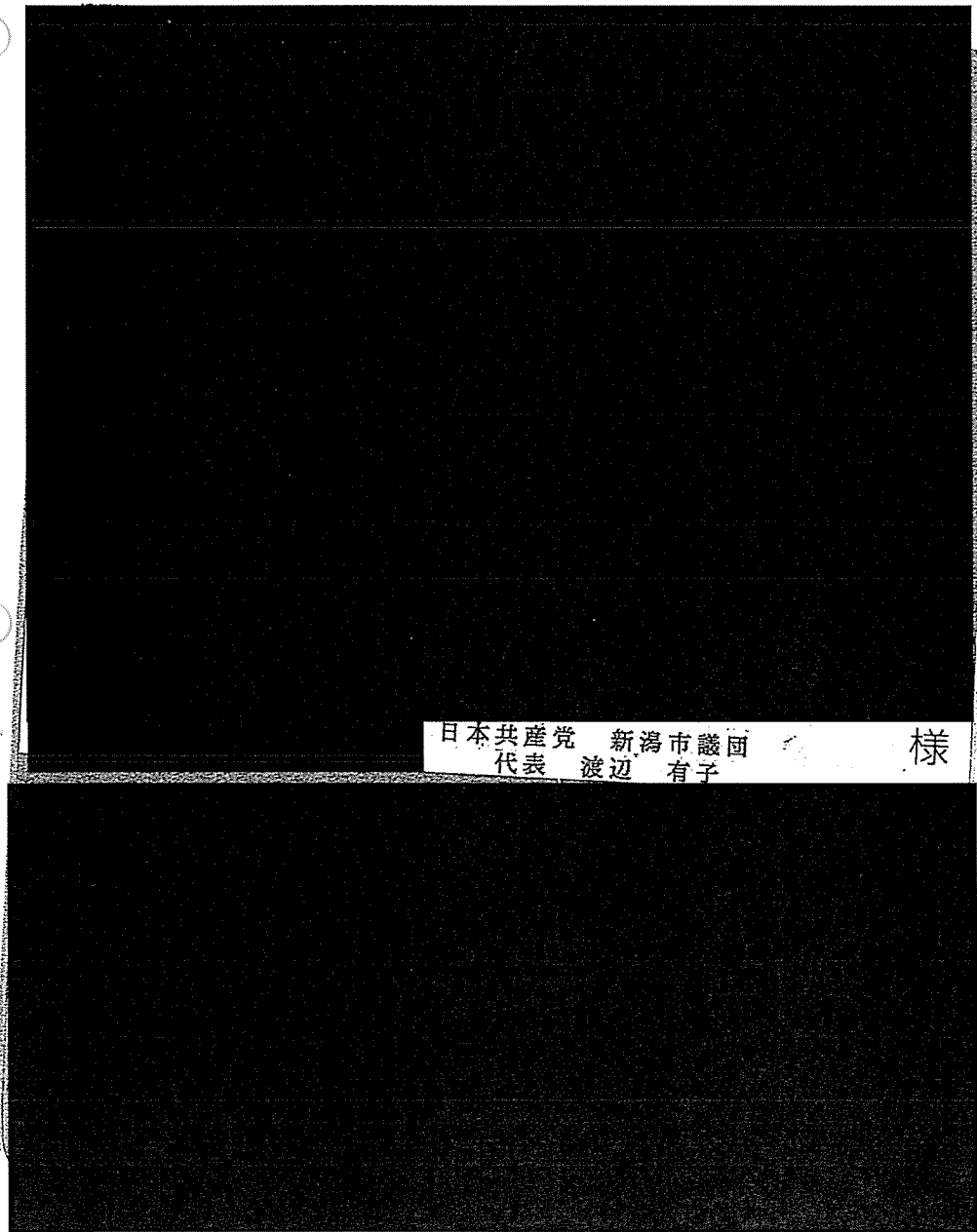
※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

| 日付    | 摘要(お客様名)    | お支払金額 (円) | お預り金額 (円) | 差引残高 (円) | 記号 |
|-------|-------------|-----------|-----------|----------|----|
| 12/30 | 04-09E77キビ列 | 43,632    |           |          |    |



記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。





日本共産党 新潟市議団 様  
代表 渡辺 有子













# リース契約書

2015年5月19日

契約番号 [REDACTED]

賃借人(甲) 新潟市中央区学校町通1番町602番地  
日本共産党新潟市議会議員  
新潟市議  
TEL (025) 226-31225

代表 渡辺有子 [REDACTED]

連帯保証人

連帯保証人

賃貸人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日立キャピタル株式会社

執行役社長 三浦和哉

(左記代理人)

新潟県新潟市中央区

東大通1-3-8

日立キャピタル株式会社

法人事業本部 新潟法人支店

支店長 [REDACTED]

上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲、乙および連帯保証人が署名・捺印の上、本書各1通を保有します。



別 表

| 項目   | 契約条項             | 契 約 事 項  |   |   |
|------|------------------|--|---|---|
|      |                  | 物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式  | 数 量   |   |
| (1)  | 第1条              | NEC 製<br>VK20E/AN-K PC-VK20EANDK<br>MS 製<br>Office Personal 2013 | 1式<br><br>1式  |   |
| (2)  | 第1条              | 売 主  | CEC新潟情報サービス株式会社   |   |
| (3)  | 第2条              | 物件設置場所<br>(物件納入予定日)  | 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1<br>日本共産党新潟市議会議員団<br>(2015年 5月14日) |   |
| (4)  | 第4条              | リース期間  | 物件借受証記載の借受日より起算して 60ヶ月                                  |   |
| (5)  | 第6条              | 前払リース料   | 0円 ( 0ヶ月分)<br>(ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)             |   |
| (6)  | 第5条              | リース料<br>および<br>消費税等  | リース料<br>消費 税 等  | 3,050円<br>244円                            |
|      |                  |  | 代<br>理<br>受<br>領  |   |
|      |                  | 合 計 額  |   | 3,294円                                    |
|      |                  | 初 回 金  |   | 3,294円<br>(前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。) |
| (7)  | 第5条              | 支払方法等  | 支払日 7日 (毎月)<br>支払方法 自動振替                                |   |
| (8)  | 第3条              | 保守契約先  | CEC新潟情報サービス株式会社   |   |
| (9)  | 第14条             | 保 険 契 約  | 種 類 動産総合保険<br>被 保 険 者 乙とします。                            |   |
| (10) | 第22条             | 規定損害金  | 始期の基本額 183,000円 (消費税等は別途申し受けます。)<br>逓減月額 3,050円         |   |
| (11) | 第24条             | 再リース料  | 年 額 3,660円 (消費税等・代理受領金額は<br>別途申し受けます。)                  |   |
| (12) | 特<br>約<br>事<br>項 | リース料及び消費税等総額 197,640円 (内消費税等総額 14,640円)                          |   |   |

A



に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

#### 第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

#### 第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管若しくは使用によって第三者が損害を受けたときは、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

#### 第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失・毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づき支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

#### 第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

#### 第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料全額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
  1. リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
  2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
  3. 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
  4. 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、滞納処分若しくは保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
  5. 事業を廃止若しくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
  6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。
  7. 連帯保証人が第3号から第5号までのいずれかに該当した場合において、乙が相当と認める連帯保証人を追加しなかったとき。
- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

#### 第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

#### 第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

#### 第22条(規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の減額月額を1ヵ月ごとに減算する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出

終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

#### 第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

#### 第24条(再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択出来るものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

#### 第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえ、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外的事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に要した一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

#### 第26条(連帯保証人)

- ① 連帯保証人は、この契約に基づく甲の乙に対する債務を連帯保証します。なお、この契約の各条項は連帯保証人にも準用することを承諾します。
- ② 連帯保証人は、代位により取得する権利を乙の甲に対する債権が残存するかぎり行使せず、その権利または順位を無償で乙へ譲渡し、乙が他の担保・保証を変更・解除しても免責を主張しないものとします。

#### 第27条(再振替費用及び集金費用等)

- ① 甲は、支払債務の履行方法を金融機関の預金口座による自動振替に定めた場合、当該債務の履行を遅延したために乙が金融機関へ再度口座振替(以下「再振替」という)を依頼したときは振替手続回数一回につき500円(消費税等別途)を、また当該再振替による支払いができないとき等、振込手続のための督促を受けた場合、乙の督促手続回数一回につき500円(消費税等別途)を、それぞれ別に乙へ支払います。
- ② 乙は、甲が前項の再振替による支払いを連続3回以上行わないときは、残債務を含めて支払方法を自動振替から振込に変更できるものとします。この場合、甲は振込手続回数一回につき500円(消費税等別途)を乙へ支払います。
- ③ 甲は、支払債務の履行遅延等甲の責に帰す理由で、乙から支払債務の集金のための訪問を受けた場合、訪問回数一回につき2,000円(消費税等別途)を別に支払います。
- ④ 甲が乙に支払う費用等について新たに公租公課が課された場合、または、公租公課(消費税等を含む)が変更された場合は、甲は、当該公租公課または当該増額分を負担します。

#### 第28条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が相当と認める順序および方法により充当することができます。甲はその充当に対して異議を述べません。

#### 第29条(公正証書)

甲および連帯保証人は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

#### 第30条(合意管轄)

甲、乙および連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第31条(輸出等の措置)

- ① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。
  1. 輸出するとき。
  2. 海外に持ち出すとき。
  3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。
- ② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米国輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

#### 第32条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。



# リース契約書

2015年6月11日

契約番号



日本共産党新潟市議会議員印  
賃借人(甲) 新潟市中央区学校町通1番町602番地  
新潟市議会  
TEL(025)226-31550

代表 渡辺有子

連帯保証人

連帯保証人

賃貸人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日立キャピタル株式会社

執行役社長 三浦和哉

(左記代理人)  
新潟県新潟市中央区  
東大通1-3-8  
日立キャピタル株式会社  
法人事業本部 新潟法人支店  
支店長

上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲、乙および連帯保証人が署名・捺印の上、本書各1通を保有します。



別 表

| 項目   | 契約<br>条項 | 契 約 事 項   |   |                  |   |
|------|----------|---|---|------------------|---|
|      |          | 物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式                                   | 数 量   |                  |   |
| (1)  | 第1条      | NEC 製<br>VK-25L/X-M<br>MS 製<br>Office Personal 2013 | PC-VK25LXZDM  | 2式<br><br>2式     |   |
| (2)  | 第1条      | 売 主   | CEC新潟情報サービス株式会社                                       |                  |   |
| (3)  | 第2条      | 物件設置場所<br>(物件納入予定日)                                 | 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1<br>日本共産党新潟市議会議員団<br>(2015年6月4日) |                  |   |
| (4)  | 第4条      | リース期間   | 物件借受証記載の借受日より起算して 60ヶ月                                |                  |   |
| (5)  | 第6条      | 前払リース料  | 0円 ( 0ヶ月分)<br>(ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)           |                  |   |
| (6)  | 第5条      | リース料<br>および<br>消費税等                                 | 月   | リース料<br>消費税等     | 7,400円<br>592円                            |
|      |          |   | 額   | 代<br>理<br>受<br>領 |   |
|      |          |   | 合 計 額   |                  | 7,992円                                    |
|      |          |   | 初 回 金   |                  | 7,992円<br>(前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。) |
| (7)  | 第5条      | 支払方法等   | 支払日 7日 (毎月)<br>支払方法 自動振替                              |                  |   |
| (8)  | 第3条      | 保守契約先   | CEC新潟情報サービス株式会社                                       |                  |   |
| (9)  | 第14条     | 保 険 契 約   | 種 類 動産総合保険<br>被 保 険 者 乙とします。                          |                  |   |
| (10) | 第22条     | 規定損害金   | 始期の基本額 444,000円 (消費税等は別途申し受けます。)<br>通減月額 7,400円       |                  |   |
| (11) | 第24条     | 再リース料   | 年 額 8,880円 (消費税等・代理受領金額は別途申し受けます。)                    |                  |   |
| (12) | 特約事項     | リース料及び消費税等総額 479,520円 (内消費税等総額 35,520円)             |   |                  |   |

A



## 第1条(契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する別表(1)記載のリース物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

## 第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件についてただちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとします。
- ③ 物件の規格、仕様、性能その他に瑕疵があったときは、甲はただちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとします。
- ④ 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとします。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

## 第3条(物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等遵守善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。なお、甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ③ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

## 第4条(リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

## 第5条(リース料および支払方法)

甲は、借受日の属する月の末日までに別紙(6)記載の初回金を現金で支払い、以降毎月別表(6)記載のリース料を別表(7)記載の一定日に同表記載の支払方法により乙へ支払います。なお、支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

## 第6条(前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(5)記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遡ってリース料およびその消費税と地方消費税(以下「消費税等」という)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとします。
- ③ 甲が第19条のいずれかに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができません。

## 第7条(物件の所有権標識)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付できるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

## 第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、つぎの行為をしません。
  1. 物件を他の動産または不動産に付着させること。
  2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
  3. 物件を第三者に転貸すること。
  4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
  5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に付着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ④ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に付合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生じる損傷について、乙に対して何らの修補または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。
- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知します。

## 第9条(物件の点検等)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

## 第10条(反社会的勢力の排除)

- ① 甲および連帯保証人は個人であると団体であることを問わず、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自ら及びそれぞれの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。
  4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② 甲および連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  1. 暴力的な要求行為。
  2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  4. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
  5. その他前各号に準ずる行為。
- ③ 甲、連帯保証人またはそれぞれの役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第21条、第23条、第25条が適用されるものとします。
- ④ 前項の乙の権利行使により、甲、連帯保証人または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負いません。

## 第11条(通知事項)

- ① 甲または連帯保証人は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
  1. 名称または商号を変更したとき。
  2. 住所を移転したとき。
  3. 代表者を変更したとき。
  4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
  5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ② 甲が前項第1号から第3号の届け出を怠ったため、乙からなされた通知または書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③ 甲および連帯保証人は乙から要求があった場合、営業報告書ならびに事業の実績、現状または計画について資料等を提出します。
- ④ 甲等は、前条に違反し、またはおそれのあることが判明した場合には乙にただちに通知するものとし、乙が行う調査に協力するものとします。

## 第12条(費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課せられ、または課されることのある諸税相当額を名義人にかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

## 第13条(相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

## 第14条(物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(9)記載の保険を付保します。なお、保険会社は乙が選定するものとし、地震による損害、日本国外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。
- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。
- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
  1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
  2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙

に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

#### 第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

#### 第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管若しくは使用によって第三者が損害を受けたときには、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

#### 第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任によらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

#### 第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

#### 第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料全額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
  1. リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
  2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
  3. 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
  4. 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、滞納処分若しくは保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
  5. 事業を廃止若しくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
  6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。
  7. 連帯保証人が第3号から第5号までのいずれかに該当した場合において、乙が相当と認める連帯保証人を追加しなかったとき。
- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

#### 第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

#### 第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

#### 第22条(規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の遞減月額を1ヵ月ごとに遞減する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出の

終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

#### 第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

#### 第24条(再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択出来るものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

#### 第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外的事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に要した一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

#### 第26条(連帯保証人)

- ① 連帯保証人は、この契約に基づく甲の乙に対する債務を連帯保証します。なお、この契約の各条項は連帯保証人にも準用することを承諾します。
- ② 連帯保証人は、代位により取得する権利を乙の甲に対する債権が残存するかぎり行使せず、その権利または順位を無償で乙へ譲渡し、乙が他の担保・保証を変更・解除しても免責を主張しないものとします。

#### 第27条(再振替費用及び集金費用等)

- ① 甲は、支払債務の履行方法を金融機関の預金口座による自動振替に定めた場合、当該債務の履行を遅延したために乙が金融機関へ再度口座振替(以下「再振替」という)を依頼したときは振替手数料相当一回につき500円(消費税等別途)を、また当該再振替による支払いができないとき等、振込手続のための督促を受けた場合、乙の督促手続回数一回につき500円(消費税等別途)を、それぞれ別に乙へ支払います。
- ② 乙は、甲が前項の再振替による支払いを連続3回以上行わないときは、残債務を含めて支払方法を自動振替から振込に変更できるものとします。この場合、甲は振込手続回数一回につき500円(消費税等別途)を乙へ支払います。
- ③ 甲は、支払債務の履行遅延等甲の責に帰す理由で、乙から支払債務の集金のための訪問を受けた場合、訪問回数一回につき2,000円(消費税等別途)を別に支払います。
- ④ 甲が乙に支払う費用等について新たに公租公課が課された場合、または、公租公課(消費税等を含む)が変更された場合は、甲は、当該公租公課または当該増額分を負担します。

#### 第28条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が相当と認める順序および方法により充当することができます。甲はその充当に対して異議を述べません。

#### 第29条(公正証書)

甲および連帯保証人は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

#### 第30条(合意管轄)

甲、乙および連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第31条(輸出等の措置)

- ① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。
  1. 輸出するとき。
  2. 海外に持ち出すとき。
  3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。
- ② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米国輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

#### 第32条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

# リース契約書

2016年4月1日

契約番号



賃借人(甲) 日本共産党新潟市議会議員団  
新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
新潟市議会内  
TEL(025)226-3450



代表 渡辺有子



賃貸人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号  
日立キャピタル株式会社

執行役社長 三浦和哉

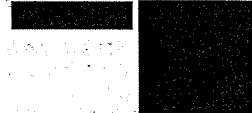
(左記代理人)

新潟県新潟市中央区  
東大通1-3-8

日立キャピタル株式会社

法人事業本部 新潟法人支店

支店長



上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲および乙が署名・捺印の上、本書各1通を保有します。



別 表

| 項目   | 契約条項 | 契 約 事 項                                 |   |                  |  |
|------|------|---|---|------------------|--|
|      |      | 物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式                       | 数 量   |                  |  |
| (1)  | 第1条  | NEC 製<br>VK25L/X-N Win7                 | PC-VK25LXZDN<br>2式                                    |                  |  |
|      |      | NEC 製<br>VK25L/X-N Win10                | PC-VK25LXZGN<br>1式                                    |                  |  |
|      |      | MS 製<br>Office Personal 2013            | 3式  |                  |  |
| (2)  | 第1条  | 売 主                                     | CEC新潟情報サービス株式会社                                       |                  |  |
| (3)  | 第2条  | 物件設置場所<br>(物件納入予定日)                     | 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1<br>日本共産党新潟市議会議員団<br>(2016年4月1日) |                  |  |
| (4)  | 第4条  | リース期間                                   | 物件借受証記載の借受日より起算して 60ヶ月                                |                  |  |
| (5)  | 第6条  | 前払リース料                                  | 0円 (0ヶ月分)<br>(ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)            |                  |  |
| (6)  | 第5条  | リース料<br>および<br>消費税等                     | 月   | リース料<br>消費税等     | 11,000円<br>880円                            |
|      |      |   | 額   | 代<br>理<br>受<br>領 |  |
|      |      |   | 合 計 額   |                  | 11,880円                                    |
|      |      |   | 初 回 金   |                  | 11,880円<br>(前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。) |
| (7)  | 第5条  | 支払方法等                                   | 支払日 7日 (毎月)<br>支払方法 自動振替                              |                  |  |
| (8)  | 第3条  | 保守契約先                                   | CEC新潟情報サービス株式会社                                       |                  |  |
| (9)  | 第14条 | 保 険 契 約                                 | 種 類 動産総合保険<br>被 保 険 者 乙とします。                          |                  |  |
| (10) | 第22条 | 規定損害金                                   | 始期の基本額 660,000円 (消費税等は別途申し受けます。)<br>逦減月額 11,000円      |                  |  |
| (11) | 第24条 | 再リース料                                   | 年 額 13,200円 (消費税等・代理受領金額は別途申し受けます。)                   |                  |  |
| (12) | 特約事項 | リース料及び消費税等総額 712,800円 (内消費税等総額 52,800円) |   |                  |  |

B

1/05  
2015/10改④ (法事管) F100280

外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。

- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。
- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
  1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
  2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

#### 第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を早に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

#### 第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管若しくは使用によって第三者が損害を受けたときには、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

#### 第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

#### 第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

#### 第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料金額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
  1. リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
  2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
  3. 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
  4. 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、諸税の滞納処分若しくは保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
  5. 事業を廃止若しくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。

6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたととき。

- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

#### 第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

#### 第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

#### 第22条(規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の減額月額を1ヵ月ごとに減額する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出の終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

#### 第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

#### 第24条(再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択出来るものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

#### 第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に要した一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。  
なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

#### 第26条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができます。甲はその充当に対して異議を述べません。

#### 第27条(公正証書)

甲は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

#### 第28条(合意管轄)

甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第29条(輸出等の措置)

- ① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。

1. 輸出するとき。
2. 海外に持ち出すとき。
3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。

- ② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米国輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

#### 第30条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。



# リース契約書

2016年 10月 / 日

契約番号: [REDACTED]

賃借人(甲)

日本共産党新潟市議会議員団  
新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
新潟市議会内  
TEL(025)226-3450

代表 渡辺 有子 [REDACTED]

賃貸人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号  
日立キャピタル株式会社  
執行役社長 川部 誠治

(左記代理人)

新潟県新潟市中央区  
東大通1-3-8  
日立キャピタル株式会社  
法人事業本部 新潟法人支店  
支店長 [REDACTED]

上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲および乙が署名・捺印の上、本書各1通を保有します。





別 表

| 項目   | 契約条項             | 契 約 事 項                                 |  |                  |  |
|------|------------------|---|--|------------------|--|
|      |                  | 物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式                       | 数 量  |                  |  |
| (1)  | 第1条              | 東芝 製<br>e-STUDIO 3505AC FC-3505AC-JPD   | 1式   |                  |  |
| (2)  | 第1条              | 売 主                                     | CEC新潟情報サービス株式会社  |                  |  |
| (3)  | 第2条              | 物件設置場所<br>(物件納入予定日)                     | 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1<br>日本共産党新潟市議会議員団<br>(2016年10月1日) |                  |  |
| (4)  | 第4条              | リース期間                                   | 物件借受証記載の借受日より起算して 60ヶ月                                 |                  |  |
| (5)  | 第6条              | 前払リース料                                  | 0円 ( 0ヶ月分)<br>(ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)            |                  |  |
| (6)  | 第5条              | リース料<br>および<br>消費税等                     | 月  | リース料<br>消費税等     | 12,750円<br>1,020円                          |
|      |                  |   | 額  | 代<br>理<br>受<br>領 |  |
|      |                  |   | 合 計 額  |                  | 13,770円                                    |
|      |                  |   | 初 回 金  |                  | 13,770円<br>(前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。) |
| (7)  | 第5条              | 支払方法等                                   | 支払日 7日 (毎月)<br>支払方法 自動振替                               |                  |  |
| (8)  | 第3条              | 保守契約先                                   | CEC新潟情報サービス株式会社  |                  |  |
| (9)  | 第14条             | 保 険 契 約                                 | 種 類 動産総合保険<br>被 保 険 者 乙とします。                           |                  |  |
| (10) | 第22条             | 規定損害金                                   | 始期の基本額 765,000円 (消費税等は別途申し受けます。)<br>遞減月額 12,750円       |                  |  |
| (11) | 第24条             | 再リース料                                   | 年 額 15,300円 (消費税等・代理受領金額は別途申し受けます。)                    |                  |  |
| (12) | 特<br>約<br>事<br>項 | リース料及び消費税等総額 826,200円 (内消費税等総額 61,200円) |  |                  |  |

B



## 第1条(契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する別表(1)記載のリース物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

## 第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しするときまで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件についてただちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとし、
- ③ 物件の規格、仕様、性能その他に瑕疵があったときは、甲はただちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとし、
- ④ 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとし、この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

## 第3条(物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。なお、甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ③ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

## 第4条(リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

## 第5条(リース料および支払方法)

甲は、借受日の属する月の末日までに別表(6)記載の初回金を現金で支払い、以降毎月別表(6)記載のリース料を別表(7)記載の一定日に同表記載の支払方法により乙へ支払います。なお、支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

## 第6条(前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(5)記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遡ってリース料およびその消費税と地方消費税(以下「消費税等」という)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとし、
- ③ 甲が第19条のいずれかに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができません。

## 第7条(物件の所有権標識)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付できるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

## 第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、つぎの行為をしません。
  1. 物件を他の不動産または不動産に附着させること。
  2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
  3. 物件を第三者に転貸すること。
  4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
  5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に附着した不動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ④ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に附着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生じる損傷について、乙に対して何らの修繕または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知します。

## 第9条(物件の点検等)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、移動および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

## 第10条(反社会的勢力の排除)

- ① 甲は個人であることと団体であることを問わず、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自らおよび自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する)に該当しないこと、およびつぎの各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用してしていると認められる関係を有すること。
  4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど関与をしていると認められる関係を有すること。
  5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② 甲は、自らまたは自らの役員若しくは第三者を利用してつぎの各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  1. 暴力的な要求行為。
  2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
  5. その他前各号に準ずる行為。
- ③ 甲または甲の役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第21条、第23条、第25条が適用されるものとし、
- ④ 前項の乙の権利行使により、甲または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

## 第11条(通知事項)

- ① 甲は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
  1. 名称または商号を変更したとき。
  2. 住所を移転したとき。
  3. 代表者を変更したとき。
  4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
  5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ② 甲が前項第1号から第3号の届け出を怠ったため、乙からなされた通知または書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③ 甲は、乙から要求があった場合、営業報告書ならびに事業の実績、現状または計画について資料等を提出します。
- ④ 甲は、前条に違反し、または乙のそれが判明した場合には乙にただちに通知するものとし、乙が行う調査に協力するものとし、

## 第12条(費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

## 第13条(相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

## 第14条(物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(9)記載の保険を付保します。なお、保険会社は乙が選定するものとし、地震による損害、日本国

外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。

- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。
- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
  1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
  2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

#### 第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

#### 第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管若しくは使用によって第三者が損害を受けたときは、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

#### 第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

#### 第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

#### 第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料全額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
  1. リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
  2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
  3. 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
  4. 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、諸税の滞納処分若しくは保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
  5. 事業を廃止若しくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。

6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。
- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

#### 第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

#### 第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

#### 第22条(規定損害金)

① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の減減月額を1ヵ月ごとに減減する金額とします。

② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出の終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

#### 第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

#### 第24条(再リース)

① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択出来るものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。

② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

#### 第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に要した一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。

なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

#### 第26条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができ、甲はその充当に対して異議を述べません。

#### 第27条(公正証書)

甲は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

#### 第28条(合意管轄)

甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第29条(輸出等の措置)

① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。

1. 輸出するとき。
  2. 海外に持ち出すとき。
  3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。
- ② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米回輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

#### 第30条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

# リース契約書

2017年4月3日

契約番号



賃借人(甲)

日本共産党新潟市議会議員  
新潟市中央区学校町通1番町602番地

新潟市議会内

TEL(025)226-3450

代表 渡辺有子

賃貸人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日立キャピタル株式会社

執行役社長 川部 誠 治

(左記代理人)

新潟県新潟市中央区

東大通1-3-8

日立キャピタル株式会社

法人事業本部 新潟法人支店

支店長

上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲および乙が署名・捺印の上、本書各1通を保有します。



別 表

| 項目   | 契約条項             | 契 約 事 項   |   |                  |   |
|------|------------------|---|---|------------------|---|
|      |                  | 物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式   | 数 量   |                  |   |
| (1)  | 第1条              | NEC 製<br>VK23L/X-T Win10Pro (64ビット) PC-VK23LXZGT<br>Office Personal 2016<br>アイ・オー・データ 製<br>4ドライブスタンダードビジネスNAS 4TB HDL4-X4   | 1式<br>1式<br>1式  |                  |   |
| (2)  | 第1条              | 売 主   | C E C新潟情報サービス株式会社   |                  |   |
| (3)  | 第2条              | 物件設置場所<br>(物件納入予定日)   | 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1<br>日本共産党新潟市議会議員団<br>( 2017年 4月 3日 ) |                  |   |
| (4)  | 第4条              | リース期間   | 物件借受証記載の借受日より起算して 60 ヶ月                                   |                  |   |
| (5)  | 第6条              | 前払リース料  | 0円 ( 0 ヶ月分)<br>(ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)              |                  |   |
| (6)  | 第5条              | リース料<br>および<br>消費税等   | 月   | リース料<br>消費税等     | 6,200円<br>496円                            |
|      |                  |   | 額   | 代<br>理<br>受<br>領 |   |
|      |                  |   | 合 計 額   |                  | 6,696円                                    |
|      |                  |   | 初 回 金   |                  | 6,696円<br>(前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。) |
| (7)  | 第5条              | 支払方法等   | 支払日 7日 (毎月)<br>支払方法 自動振替                                  |                  |   |
| (8)  | 第3条              | 保守契約先   | C E C新潟情報サービス株式会社   |                  |   |
| (9)  | 第14条             | 保 険 契 約   | 種 類 動産総合保険<br>被 保 険 者 乙とします。                              |                  |   |
| (10) | 第22条             | 規 定 損 害 金   | 始期の基本額 372,000円 (消費税等は別途申し受けます。)<br>逦減月額 6,200円           |                  |   |
| (11) | 第24条             | 再リース料   | 年 額 7,440円 (消費税等・代理受領金額は別途申し受けます。)                        |                  |   |
| (12) | 特<br>約<br>事<br>項 | リース料及び消費税等総額 401,760円 (内消費税等総額 29,760円)<br>第5条 (リース料および支払方法) の定めについて、「借受日の属する月の末日までに別表(6)記載の初回金を現金で支払い、」を「別表(6)記載の初回金を、借受日の属する月の末日までに振込で支払い、または借受日の属する月の翌月7日の第2回リース料支払日と同日に支払い、」に修正します。 |   |                  |   |

B

### 第1条(契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する別表(1)記載のリース物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

### 第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件についてただちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとし、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

### 第3条(物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保持するように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。なお、甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ③ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

### 第4条(リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

### 第5条(リース料および支払方法)

甲は、借受日の属する月の末日までに別表(6)記載の初回金を現金で支払い、以降毎月別表(6)記載のリース料を別表(7)記載の一定日に同表記載の支払方法により乙へ支払います。なお、支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

### 第6条(前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(5)記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遡ってリース料およびその消費税と地方消費税(以下「消費税等」という)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとします。
- ③ 甲が第19条のいずれかに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができません。

### 第7条(物件の所有権標識)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付できるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

### 第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れられるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、つぎの行為をしません。
  1. 物件を他の動産または不動産に附着させること。
  2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
  3. 物件を第三者に転貸すること。
  4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
  5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に附着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ④ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に附着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生じる損傷について、乙に対して何らの修繕または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知します。

### 第9条(物件の点検等)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

### 第10条(反社会的勢力の排除)

- ① 甲は個人であることと団体であることを問わず、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自らおよび自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する)に該当しないこと、およびつぎの各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用してしていると認められる関係を有すること。
  4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど関与をしていると認められる関係を有すること。
  5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② 甲は、自らまたは自らの役員若しくは第三者を利用してつぎの各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  1. 暴力的な要求行為。
  2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  4. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
  5. その他前各号に準ずる行為。
- ③ 甲または甲の役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第21条、第23条、第25条が適用されるものとし、甲は、前項の乙の権利行使により、甲または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

### 第11条(通知事項)

- ① 甲は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
  1. 名称または商号を変更したとき。
  2. 住所を移転したとき。
  3. 代表者を変更したとき。
  4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
  5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ② 甲が前項第1号から第3号の届け出を怠ったため、乙からなされた通知または書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③ 甲は、乙から要求があった場合、営業報告書ならびに事業の実績、現状または計画について資料等を提出します。
- ④ 甲は、前条に違反し、またはおそれのあることが判明した場合には乙にただちに通知するものとし、乙が行う調査に協力するものとし、甲は、これら乙の請求に従い乙に支払います。

### 第12条(費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

### 第13条(相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

### 第14条(物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(9)記載の保険を付保します。なお、保険会社は乙が選定するものとし、地震による損害、日本国

外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。

- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。
- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
  1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
  2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

#### 第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

#### 第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管若しくは使用によって第三者が損害を受けたときには、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

#### 第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

#### 第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件撤出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

#### 第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料金額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
  1. リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
  2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
  3. 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
  4. 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、諸税の滞納処分若しくは保金差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
  5. 事業を廃止若しくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。

6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。

- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

#### 第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

#### 第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

#### 第22条(規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の減額月額を1ヵ月ごとに減算する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出の終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

#### 第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

#### 第24条(再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択出来るものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

#### 第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に要した一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。  
なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

#### 第26条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができます。甲はその充当に対して異議を述べません。

#### 第27条(公正証書)

甲は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

#### 第28条(合意管轄)

甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第29条(輸出等の措置)

① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。

1. 輸出するとき。
2. 海外に持ち出すとき。
3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。

② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米回輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

#### 第30条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。



# 支出伝票

|       |  |               |    |               |    |
|-------|--|---------------|----|---------------|----|
| 会 派 名 | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           | 渡辺 | 経理<br>責任<br>者 | 倉持 |
| 支出年度  | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 2  |               |    |
| 支出項目  | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |    |               |    |
| 実施年月日 | 平成30年4月18日   |               |    |               |    |
| 支出年月日 | 平成30年4月18日   |               |    |               |    |
| 支出金額  | 583 円  |               |    |               |    |
| 支出先   | 有限会社立川   |               |    |               |    |
| 使途内容  | 事務備品(スティックのり)購入  |               |    |               |    |
| 備 考   | 会派控室用<br>1,166 円 × 1/2 = 583 円   |               |    |               |    |

領収書貼付欄

(事務所費)

領 収 証

共産党議員団 様

No. \_\_\_\_\_

|    |   |   |   |   |   |  |  |  |  |
|----|---|---|---|---|---|--|--|--|--|
| 金額 |   |   |   |   |   |  |  |  |  |
|    | ¥ | 1 | 1 | 6 | 6 |  |  |  |  |

収 入 印 紙

内 訳

現金 但 スティックのり代

小切手 平成30年4月18日 上記正に領収いたしました

手形 新潟市西區春屋南通2丁目5番10号

消費税額等(%) 有限会社立川 代表取締役 立川 隆

ゴクヨウ ウケ-600

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

|    |      |    |          |           |
|----|------|----|----------|-----------|
| 区分 | 発注番号 | 担当 | 発上日      | 法票番号      |
|    |      |    | 30年4月18日 | 100056722 |

有 限 公 司  
 代表取締役  
 〒950-2  
 新潟市西  
 TEL: 025-230-3077 FAX: 025-230-3078

共産党議員様

下記の通り御請求申し上げます。

| 品名                       | 数量 | 単価  | 税抜金額 | 備    |
|--------------------------|----|-----|------|------|
| 3M<br>はってがせるスティックのり GR-B | 3  | 360 | 1080 |      |
|                          |    |     |      |      |
|                          |    |     |      |      |
|                          |    |     |      |      |
|                          |    |     |      |      |
|                          |    |     |      |      |
| 摘要                       |    |     |      |      |
| 税抜合計金額                   |    |     | 1080 |      |
| 消費税 8%                   |    |     | 86   |      |
| 税込合計金額                   |    |     |      | 1166 |

コクヨ EC-71052





# 請求書

2018 年 4 月 30 日 No.0430271

〒 951-8126  
新潟市中央区学校町通 1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様



**GEC新潟情報センター**  
〒950-0913 新潟市中央区  
TEL 025-243-5101 FAX 025-243-5102

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。  
下記のとおり御請求申し上げます。

(025-226-3450)

取引銀行

| 前月御請求額     | 今月御入金額     | 繰越額        | 当月御買上額 | 消費税額等 | 当月御買上合計 | 当月御請求額 |
|------------|------------|------------|--------|-------|---------|--------|
| [Redacted] | [Redacted] | [Redacted] | 39949  | 3196  | 43145   | 43145  |

| 品名                                      | 数量 | 単価    | 金額    | 消費税 | 合計    |       |
|---|----|-------|-------|-----|-------|-------|
| 18 420 00519284 売上 保守料4月分 PC-VK25L(3台)  | 1  | 6900  | 6900  |     | 6900  |       |
| 18 420 00519285 売上 保守料4月分 PC-VK23L      | 1  | 2300  | 2300  |     | 2300  |       |
| 18 420 00519286 売上 保守料4月分 PC-VK25(2台)   | 1  | 4400  | 4400  |     | 4400  |       |
| 18 420 00519287 売上 保守料4月分 PC-VK20E      | 1  | 1700  | 1700  |     | 1700  |       |
| 18 420 00519288 売上 4月分 PC-VK25(2台) 保守料  | 1  | 15000 | 15000 |     | 15000 |       |
| 18 426 00522037 売上 4ヶ月分 PC-VK25(2台) 保守料 | 1  | 9549  | 9549  |     | 9549  |       |
|   |    |       |       |     | 3196  |       |
|   |    |       |       |     |       | 43145 |

## システムサポート契約書

日本共産党 新潟市議会議員団（以下甲という。）とCEC新潟情報サービス株式会社（以下乙という。）とは、甲の情報処理システムのシステムサポートに関して、次の通り契約を締結する。

### 契約要綱

1. 対象システム  
PCネットワーク環境サポート
2. 納入及び稼働場所  
新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団
3. 契約金額

|         |    |         |
|---------|----|---------|
| （1）基本料金 | 月額 | 15,000円 |
| （2）消費税額 | 月額 | 1,200円  |
4. 本契約の発効日  
平成29年4月1日

### 第1条 （目的）

甲は、本契約に定める条件に従って、第2条に定めるシステムサポート（以下SEサポートという。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

### 第2条 （SEサポートの範囲）

本契約に基づき乙が甲に提供するSEサポートの範囲は、頭書記載の契約要綱（以下要綱という。）1に定める対象システムに関する次の業務とする。

- （1）ネットワーク障害調査  
インターネット、メール接続障害対応
- （2）運用サポート  
電話相談、障害窓口、調査、報告
- （3）ウイルス対策ソフト更新サポート  
各PCの定期的なウイルス対策ソフトの更新作業

### 第3条 （SEサポートの実施）

乙のSEサポートは甲の依頼に応じ、現地作業あるいは遠隔操作にて、これを甲に提供するものとする。ただし、前条各号における訪問回数は別表1の通りとする。

### 第4条 （対象ハードウェア）

乙のSEサポートは甲の依頼により乙が確認した別表2の対象ハードウェアに限るものとする。

### 第5条 （作業時間帯）

乙によるSEサポート実施の曜日及び時間帯は、次に定める通りとする。ただし、国民

の祝休日及び乙の定める休日（以下休日と総称する。）を除く。

(1) 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで。

- 2 甲及び乙が重要度、緊急度が大きいと判断した場合は、乙は前項の時間帯外であっても速やかに技術員を派遣しSEサポートを実施する。この場合、別表3に定める特別有償料金を甲は乙に別途支払うものとする。

#### 第6条 (消費税)

甲は頭書記載の本件保守に係わる消費税額に相当する金額（以下本件消費税額という。）を乙に支払うものとする。

- 2 本件消費税額は、将来において消費税の税率が変更された場合、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。
- 3 甲は、本件消費税額その他、第5条に定める費用に課税される消費税に相当する額を乙に支払うものとする。

#### 第7条 (対価の支払い)

乙は、発効日より毎月末日に頭書記載の保守料金および本件消費税額を甲に請求するものとし、甲は翌月末日までに現金で請求額を乙に支払うものとする。但し、請求行為を乙が代行会社に委託した場合、甲は代行会社との契約により、その請求額を代行会社に支払うものとする。

- 2 特別有償料金については、作業の都度、乙は甲に請求し、甲は請求月の翌月末までに現金で乙に支払うものとする。
- 3 本契約が理由の如何を問わず期間満了前に終了した場合であっても、代金等は一切減額されないものとする。

#### 第8条 (代金等の変更)

対象システム及び対象ハードウェアに変更又は追加がなされ、乙が代金等の変更を必要と認める場合には、甲はこれに応じるものとし、当該変更後の金額については、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。この場合、対象ハードウェアの変更及び追加そのものに伴うSE作業費用は本契約に含まれないものとする。

#### 第9条 (責任の制限)

乙は誠意をもってSEサポートを実施するものとする。ただし、乙は、SEサポートにより一定の成果が得られることを保証するものでなく、また、対象システムの障害に起因して甲に生じた損害については、一切その責を負わないものとする。

- 2 本契約に基づき乙が甲に対して損害賠償債務を負担する場合、乙の損害賠償の総額は、本契約に基づき乙が甲から受領した金額を上限とする。

#### 第10条 (秘密保持)

甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上の秘密を、本契約の有効期間中及びその終了後も第三者に漏洩しないものとする。

#### 第11条 (解除)

甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、ただちに本契約を解除し、かつ、損害賠償を請求することができるものとする。

- (1) 本契約条項の一に違反したとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、又は整理、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、又は自ら整理、和議、会社更生手続きの開始もしくは破産の申し立てをしたとき
- (3) 自ら振出しもしくは引受けた手形又は小切手につき不渡処分を受ける等支払い停止状態に至ったとき
- (4) 営業の廃止又は解散の決議をしたとき

2 甲は前項各号のいずれかに該当した時は、当然に期限の利益を失い、料金その他の乙に対する一切の責務を直ちに現金にて乙に支払うものとする。

#### 第12条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自らまたは自らの役員が、暴力団である事
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められる事
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められる事
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められる事
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し又は暴力団の運営に資するものである事

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

- (1) 第1項に違反した時
- (2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をした時
  - ① 相手方に対する暴力的な要求行為
  - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
  - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これ

を賠償する責を負わないものとする。但し、本契約解除時点で発生している料金その他の乙に対する一切の責務については、直ちに現金にて乙に支払うものとする。

第13条 (有効期限)

本契約の有効期限は、要綱4の本契約の発効日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から何らの意思表示がない場合は、更に1年間これを延長するものとし、以後期間満了毎この例によるものとする。

第14条 (協議)

本契約に定めのない事項及び本契約条項中疑義の生じた事項については、甲乙別途協議の上決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、原本を甲、写しを乙が保有する。

平成27年 4 月 / 日

甲 日本共産党新潟市議会議員団  
新潟市中央区学校町通1番町602番地  
新潟市議会内  
TEL(025)226-3450  
代表 渡辺 有子

乙 新潟市中央区鏡2丁目10番6号  
CEC新潟株式会社  
取締役社長 藤 衛

別表1

| 作業内容                                      | 年間の限度    | 備考                 |
|---|----------|--------------------|
| ネットワーク障害調査<br>インターネット、メール接続障害対応           | 年4回まで    |                    |
| 運用サポート<br>電話相談、障害窓口、調査、報告                 | 限度は設けません | PC再セットアップについては別途有償 |
| ウイルス対策ソフト更新サポート<br>各PCの定期的なウイルス対策ソフトの更新作業 | 限度は設けません |                    |

別表2 対象ハードウェア

| システム名称             | 品名               | 型名                     | 数量 | 設置場所                                |
|--------------------|------------------|------------------------|----|-------------------------------------|
| PCネットワーク<br>環境サポート | ノートPC            | PC-VK20EANDK           | 1  | 新潟市中央区学校町通1-602-1<br>日本共産党 新潟市議会議員団 |
| PCネットワーク<br>環境サポート | ノートPC            | PC-VK25LXZDM           | 4  | 新潟市中央区学校町通1-602-1<br>日本共産党 新潟市議会議員団 |
| PCネットワーク<br>環境サポート | ノートPC            | PC-VK25LXZGN           | 1  | 新潟市中央区学校町通1-602-1<br>日本共産党 新潟市議会議員団 |
| PCネットワーク<br>環境サポート | ノートPC            | PC-VK23LXZGT           | 1  | 新潟市中央区学校町通1-602-1<br>日本共産党 新潟市議会議員団 |
| PCネットワーク<br>環境サポート | 複合機              | e-STUDIO 3505AC        | 1  | 新潟市中央区学校町通1-602-1<br>日本共産党 新潟市議会議員団 |
| PCネットワーク<br>環境サポート | NAS、USB<br>接続HDD | HDL4-X4、<br>HDJA-UT2.0 | 1  | 新潟市中央区学校町通1-602-1<br>日本共産党 新潟市議会議員団 |



別表3 特別有償料金

規定時間帯外の作業については、1時間当り下記料金を適用する。

| 時間帯                       | 昼間              | 早朝、夜間      |
|---------------------------|-----------------|------------|
|                           | 午前8時30分～午後5時30分 | 左記以外       |
| 月曜～金曜                     |                 | 6,500円(税抜) |
| 土曜、日曜、国民の祝祭日<br>及び乙の定める休日 | 6,500円(税抜)      | 7,500円(税抜) |

## 修理保守契約書

日本共産党新潟市議会議員団（以下甲という。）とCEC新潟情報サービス株式会社（以下乙という。）とは、乙の販売に係る下記の装置（以下装置という。）の保守に関して、次の通り契約を締結する。

### 契約要綱

#### 1. 装置の名称及び数量

パソコン NEC VersaPro VK23L/X-T 1台

（明細は別表1のとおりとする。）

#### 2. 納入及び稼働場所

新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党新潟市議会議員団

#### 3. 契約金額

（1）基本料金 月額 2,300円

（2）消費税額 月額 184円

#### 4. 本契約の発効日 平成29年4月1日

### 第1条 （目的）

甲は、装置の正常な運転を維持するため、その保守を乙に委託し、乙はこれを受託する。

### 第2条 （有効期間）

本契約の有効期間は、発効日より1年間とする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲または乙から何らの意思表示がない場合には、更に1年間これを延長するものとし、以後期間満了毎この例によるものとする。

### 第3条 （保守の範囲）

本契約に基づき乙が行う保守（以下、本件保守という。）の範囲は装置に不時の故障が発生した旨の甲の通知に基づき技術員を派遣して行う当該故障の修理とする。

#### 2 装置に生じた品質不良その他の瑕疵につき乙は本件保守以外の一切の責任を負わないものとする。

### 第4条 （除外作業）

次の各号に定める事項は、本件保守の範囲に含まれないものとし、これを行う必要が生じた場合には甲乙間で別途協議のうえ実施時期、料金等を決定する。ただし、第5号乃至第8号に定める修理作業の料金については、装置の稼働場所においてその実施が可能である場合には、第7条に定める特別保守料金とする。

- （1）装置の移設および撤去に関する作業ならびに立会い
- （2）甲の要求による装置の改造
- （3）装置の日常の清掃、点検および運転
- （4）カード、紙テープ、インクリボン、用紙等の消耗品の供給
- （5）天災、地震その他乙の責に帰すことのできない事由により生じた故障の修理

- (6) 第16条に定める装置設置環境条件に反したことにより生じた故障の修理
- (7) 乙の指定品以外の消耗品および記録媒体を使用したため、または消耗品および記録媒体の保管不備のため生じた故障の修理
- (8) 甲の不適切な装置の使用または取扱いによる故障の修理
- (9) 乙以外の者が作成したプログラムに起因する事故の調査
- (10) 装置の塗装および仕上げ作業ならびに当該作業に要する資材の供給
- (11) 装置外部の電気作業および装置に関する回線接続のための立会い

2 メーカーの部品保有期限が到来した理由により部品供給が終了した装置については本件保守の修理対象から除外する。但し、除外した装置であっても次の各号に該当する場合は可能な限り乙は修理対応をするものとする。なお、除外した装置の代替品を甲が乙に求める場合には、別途甲の費用負担で新品とする。

- (1) 部品在庫等の状況により乙が修理可能と判断した場合
- (2) 部品の必要の無い修理、復旧

#### 第5条 保守作業時間帯

乙は、本件保守を次の曜日及び時間帯に行うものとする。ただし、国民の祝休日及び乙の定める休日（以下休日と総称する。）を除く。

- (1) 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで。

#### 第6条 (保守料金)

甲は、本件保守に対する報酬として頭書記載の保守料金を乙に支払うものとする。

#### 第7条 (特別保守料金)

第4条第1項但書に基づく修理作業に対する特別保守料金は別表2のとおりとする。

#### 第8条 (保守料金の変更)

第6条、第7条の料金は経済情勢の変化等により甲、乙協議の上、これを変更することができるものとする。

#### 第9条 (甲の負担する費用)

本件保守に要する費用のうち次のものについては、甲の負担とする。

- (1) 電力料および水道料
- (2) 調整用消耗品および記録媒体
- (3) 別表3に定める交換部品（以下、有償交換保守部品という。）
- (4) 本件保守を行うため技術員が船舶、航空機等の交通機関を使用しまたは宿泊する必要がある場合には、その交通費、宿泊費および日当

2 第1項の規定にかかわらず、次の場合には乙は有償交換保守部品を無償で交換するものとする。

- (1) 保守開始半年以内に乙の責に帰すべき事由により交換するとき
- (2) 交換後6カ月以内に乙の責に帰すべき事由により再交換するとき

#### 第10条 (老朽化装置の取扱い)

装置が老朽化し正常な運転の維持が不可能であると乙が判断した場合、乙は装置のオーバーホールを甲に要求するものとする。要求後90日以内に甲が装置のオーバーホールを行わ

ない場合、当該装置は本件保守の対象から除外されるものとする。

#### 第11条 (消費税)

甲は頭書記載の本件保守に係わる消費税額に相当する金額（以下本件消費税額という。）を乙に支払うものとする。

- 2 本件消費税額は、将来において消費税の税率が変更された場合、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。
- 3 甲は、本件消費税額の他、第7条に定める特別保守料金および第9条第1項第3号および第4号および第10条に定める費用に課税される消費税に相当する額を乙に支払うものとする。

#### 第12条 (支払)

乙は、発効日より毎月末日に頭書記載の保守料金および本件消費税額を甲に請求するものとし、甲は翌月末日までに現金で請求額を乙に支払うものとする。但し、請求行為を乙が代行会社に委託した場合、甲は代行会社との契約により、その請求額を代行会社に支払うものとする。

- 2 特別保守料金については、作業の都度、乙は甲に請求し、甲は請求月の翌月末日までに現金で乙に支払うものとする。
- 3 本契約が理由の如何を問わず期間満了前に終了した場合であっても、代金等は一切減額されないものとする。

#### 第13条 (交換部品の所有権)

本件保守の履行に伴って交換された不良部品の所有権は、全て乙に帰属するものとする。

#### 第14条 (保守要員)

乙は、保守対象機種の一部保守又は全部を乙以外の会社に再委託することがある。

#### 第15条 (稼働場所の移転)

甲は、装置を移転しようとする場合には、予め書面によりその旨を乙に通知するものとする。

#### 第16条 (稼働場所の整備)

甲は、乙が別途指定した装置設置環境条件（入力電源、温湿度、塵埃、振動、電界および磁界、接地条件、装置に有害な塩気および有酸ガス、メンテナンスエリア等）を、装置の稼働場所において常に整備、維持するものとする。

#### 第17条 (秘密保持)

甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上その他の秘密を、本契約の有効期間中のみならずその終了後も第三者に漏洩しないものとする。また、第14条の再委託先に対して本契約に基づき乙が負担する秘密保持義務を課すものとする。

#### 第18条 (解除)

甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合には、何らの催告を要せず本契約を解除し、かつ損害賠償を請求することができるものとする。

- (1) 本契約条項の一に違反したとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または整理、会社更生手続の開始、

破産もしくは競売を申立てられ、または自ら整理、和議、会社更生手続の開始もしくは破産の申立をしたとき

(3) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき

(4) 営業の廃止または解散の決議をしたとき

2 甲は前項各号のいずれかに該当した時は、当然に期限の利益を失い、料金その他の乙に対する一切の責務を直ちに現金にて乙に支払うものとする。

#### 第19条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

(1) 自らまたは自らの役員が、暴力団である事

(2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められる事

(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められる事

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められる事

(5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し又は暴力団の運営に資するものである事

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

(1) 第1項に違反した時

(2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をした時

① 相手方に対する暴力的な要求行為

② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為

④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。但し、本契約解除時点で発生している料金その他の乙に対する一切の責務については、直ちに現金にて乙に支払うものとする。

#### 第20条 (協議)

本契約に定めのない事項、本契約条項中疑義の生じた事項および本契約の変更については、甲乙間で別途協議のうえこれを決定する。

#### 第21条 (合意管轄)

本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、新潟地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、原本を甲、写しを乙が保有する。

平成 29 年 4 月 1 日

甲

日本共産党新潟市議会議員  
新潟市中央区学校町通1番町602番  
新潟市議会  
TEL(025)226-3450  
代表 渡辺 有子

乙

新潟市中央区 10番6号  
CEC新潟市議会  
取締役社長 衛

別表1 装置明細表

| 機器/構成   | 品名/型番        | 数量  | 保守価格   |
|---|--------------|-----|--------|
| パソコン NEC VersaPro VK23L/X-T<br>(Win10Pro (64ビット)・Core i3) | PC-VK23LXZGT | 1   | 2,300円 |
| 15.6型ワイドHD液晶 (1366×768ドット)                                | PC-N-LND5HT  | 1   |        |
| 500GB HDD   | PC-N-HHD50T  | 1   |        |
| 2GBメモリ (2GB×1)  | PC-N-MAD20T  | 1   |        |
| DVD-ROMドライブ   | PC-N-C8DDVT  | 1   |        |
| テンキー付きキーボード   | PC-N-KBXTNT  | 1   |        |
| 小型軽量ACアダプタ  | PC-N-ACXNDT  | 1   |        |
| 増設メモリ2GB  | AW1600L-N2G  | 1   |        |
| ブルーLED有線マウス (ブラック)  | MA-BL3UPBK   | 1   |        |
| (合計)  |              | 月額  | 2,300円 |
|   |              | 消費税 | 184円   |

別表2 特別保守料金表

| 区 分  | -----<br>1人1回1時間以内<br>(15分増す毎に、税別) |
|--|------------------------------------|
| 午前8時30分から午後5時30分<br>(月～金曜日)                        | 5,600円<br>(1,400円)                 |
| 超過時間<br>午後5時30分から午後9時00分<br>(月～金曜日)                | 7,200円<br>(1,800円)                 |
| 超過時間<br>午後9時00分から翌朝8時30分<br>(月～金曜日)                | 8,400円<br>(2,100円)                 |
| 休日<br>午前8時30分から翌朝8時30分<br>(土曜日、日曜日、国民の祝祭日、乙の定める休日) | 8,400円<br>(2,100円)                 |

(注)

- ①上記技術料金算定の時間は、弊社の担当保守センターから装置据付場所までの往復の交通に要した時間と現地での作業時間を加えたものとします。
- ②日当、宿泊費 弊社の規定によります。
- ③交通費 実費
- ④部品代 実費



別表3 有償交換保守部品表

| 品名 / 型番 | 交換周期 | 価格 (税別) |
|---------|------|---------|
| —       | —    | —       |

## 修理保守契約書

日本共産党新潟市議会議員団（以下甲という。）とCEC新潟情報サービス株式会社（以下乙という。）とは、乙の販売に係る下記の装置（以下装置という。）の保守に関して、次の通り契約を締結する。

### 契約要綱

#### 1. 装置の名称及び数量

パソコン NEC VersaPro VK25L/X-N 3台  
（明細は別表1のとおりとする。）

#### 2. 納入及び稼働場所

新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党新潟市議会議員団

#### 3. 契約金額

(1) 基本料金 月額 6,900円  
(2) 消費税額 月額 552円

#### 4. 本契約の発効日 平成28年4月1日

### 第1条 (目的)

甲は、装置の正常な運転を維持するため、その保守を乙に委託し、乙はこれを受託する。

### 第2条 (有効期間)

本契約の有効期間は、発効日より1年間とする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲または乙から何らの意思表示がない場合には、更に1年間これを延長するものとし、以後期間満了毎この例によるものとする。

### 第3条 (保守の範囲)

本契約に基づき乙が行う保守（以下、本件保守という。）の範囲は装置に不時の故障が発生した旨の甲の通知に基づき技術員を派遣して行う当該故障の修理とする。

2. 装置に生じた品質不良その他の瑕疵につき乙は本件保守以外の一切の責任を負わないものとする。

### 第4条 (除外作業)

次の各号に定める事項は、本件保守の範囲に含まれないものとし、これを行う必要が生じた場合には甲乙間で別途協議のうえ実施時期、料金等を決定する。ただし、第5号乃至第8号に定める修理作業の料金については、装置の稼働場所においてその実施が可能である場合には、第7条に定める特別保守料金とする。

- (1) 装置の移設および撤去に関する作業ならびに立会い
- (2) 甲の要求による装置の改造
- (3) 装置の日常の清掃、点検および運転
- (4) カード、紙テープ、インクリボン、用紙等の消耗品の供給
- (5) 天災、地変その他乙の責に帰すことのできない事由により生じた故障の修理

- (6) 第16条に定める装置設置環境条件に反したことにより生じた故障の修理
- (7) 乙の指定品以外の消耗品および記録媒体を使用したため、または消耗品および記録媒体の保管不備のため生じた故障の修理
- (8) 甲の不適切な装置の使用または取扱いによる故障の修理
- (9) 乙以外の者が作成したプログラムに起因する事故の調査
- (10) 装置の塗装および仕上げ作業ならびに当該作業に要する資材の供給
- (11) 装置外部の電気作業および装置に関する回線接続のための立会い

2. メーカーの部品保有期限が到来した理由により部品供給が終了した装置については本件保守の修理対象から除外する。但し、除外した装置であっても次の各号に該当する場合は可能な限り乙は修理対応をするものとする。なお、除外した装置の代替品を甲が乙に求める場合には、別途甲の費用負担で新品とする。

- (1) 部品在庫等の状況により乙が修理可能と判断した場合
- (2) 部品の必要の無い修理、復旧

#### 第5条 (保守作業時間帯)

乙は、本件保守を次の曜日及び時間帯に行うものとする。ただし、国民の祝休日及び乙の定める休日（以下休日と総称する。）を除く。

- (1) 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

#### 第6条 (保守料金)

甲は、本件保守に対する報酬として頭書記載の保守料金を乙に支払うものとする。

#### 第7条 (特別保守料金)

第4条第1項但書に基づく修理作業に対する特別保守料金は別表2のとおりとする。

#### 第8条 (保守料金の変更)

第6条、第7条の料金は経済情勢の変化等により甲、乙協議の上、これを変更することができるものとする。

#### 第9条 (甲の負担する費用)

本件保守に要する費用のうち次のものについては、甲の負担とする。

- (1) 電力料および水道料
- (2) 調整用消耗品および記録媒体
- (3) 別表3に定める交換部品（以下、有償交換保守部品という。）
- (4) 本件保守を行うため技術員が船舶、航空機等の交通機関を使用しまたは宿泊する必要がある場合には、その交通費、宿泊費および日当

2. 第1項の規定にかかわらず、次の場合には乙は有償交換保守部品を無償で交換するものとする。

- (1) 保守開始半年以内に乙の責に帰すべき事由により交換するとき
- (2) 交換後6カ月以内に乙の責に帰すべき事由により再交換するとき

#### 第10条 (老朽化装置の取扱い)

装置が老朽化し正常な運転の維持が不可能であると乙が判断した場合、乙は装置のオーバーホールを甲に要求するものとする。要求後90日以内に甲が装置のオーバーホールを行わない

場合、当該装置は本件保守の対象から除外されるものとする。

#### 第11条 (消費税)

甲は頭書記載の本件保守に係わる消費税額に相当する金額（以下本件消費税額という。）を乙に支払うものとする。

2. 本件消費税額は、将来において消費税の税率が変更された場合、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。
3. 甲は、本件消費税額その他、第7条に定める特別保守料金および第9条第1項第3号および第4号および第10条に定める費用に課税される消費税に相当する額を乙に支払うものとする。

#### 第12条 (支払)

乙は、発効日より毎月末日に頭書記載の保守料金および本件消費税額を甲に請求するものとし、甲は翌月末日までに現金で請求額を乙に支払うものとする。但し、請求行為を乙が代行会社に委託した場合、甲は代行会社との契約により、その請求額を代行会社に支払うものとする。

2. 特別保守料金については、作業の都度、乙は甲に請求し、甲は請求月の翌月末日までに現金で乙に支払うものとする。
3. 本契約が理由の如何を問わず期間満了前に終了した場合であっても、代金等は一切減額されないものとする。

#### 第13条 (交換部品の所有権)

本件保守の履行に伴って交換された不良部品の所有権は、全て乙に帰属するものとする。

#### 第14条 (保守要員)

乙は、保守対象機種の一部保守又は全部を乙以外の会社に再委託することがある。

#### 第15条 (稼働場所の移転)

甲は、装置を移転しようとする場合には、予め書面によりその旨を乙に通知するものとする。

#### 第16条 (稼働場所の整備)

甲は、乙が別途指定した装置設置環境条件（入力電源、温湿度、塵埃、振動、電界および磁界、接地条件、装置に有害な塩気および有酸ガス、メンテナンスエリア等）を、装置の稼働場所において常に整備、維持するものとする。

#### 第17条 (秘密保持)

甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上その他の秘密を、本契約の有効期間中のみならずその終了後も第三者に漏洩しないものとする。また、第14条の再委託先に対して本契約に基づき乙が負担する秘密保持義務を課すものとする。

#### 第18条 (解除)

甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合には、何らの催告を要せず本契約を解除し、かつ損害賠償を請求することができるものとする。

- (1) 本契約条項の一に違反したとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または整理、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申立てられ、または自ら整理、和議、会社更生手続の開始もしくは破産の申立をしたとき

(3) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき

(4) 営業の廃止または解散の決議をしたとき

第19条 (協議)

本契約に定めのない事項、本契約条項中疑義の生じた事項および本契約の変更については、甲乙間で別途協議のうえこれを決定する。

第20条 (合意管轄)

本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、新潟地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、原本を甲、写しを乙が保有する。

平成28年 4 月 / 日

甲

日本共産党新潟市議会議員団  
新潟市中央区学校 地1  
新  
TEL (025) 222-63450

団長 渡辺 由子

乙

新潟市中央区 番6号  
CEC新潟株式会社  
取締役社長 衛

別表1 装置明細表

| 機器/構成  | 品名/型番        | 数量  | 保守価格   |
|--|--------------|-----|--------|
| パソコン NEC VersaPro VK25L/X-N<br>(Win7Pro32/10DG・Core i3)  | PC-VK25LXZDN | 2   | 4,600円 |
| 15.6型ワイドHD液晶(1366x768ドット)                                | PC-N-LNX5HN  | 2   |        |
| 500GB HDD  | PC-N-HSX50N  | 2   |        |
| 2GBメモリ(DDR3-SDRAM 2GBx1)                                 | PC-N-MAX20N  | 2   |        |
| DVD-ROMドライブ  | PC-N-C8XDVN  | 2   |        |
| リチウムイオンバッテリー(M)  | PC-N-BADL1M  | 2   |        |
| テンキー付きキーボード  | PC-N-KBXTNN  | 2   |        |
| 通常ACアダプタ   | PC-N-ACXNDM  | 2   |        |
| 増設メモリ2GB   | AW1600L-N2G  | 2   |        |
| パソコン NEC VersaPro VK25L/X-N<br>(Win10Pro(64ビット)・Core i3) | PC-VK25LXZGN | 1   | 2,300円 |
| 15.6型ワイドHD液晶(1366x768ドット)                                | PC-N-LNX5HN  | 1   |        |
| 500GB HDD  | PC-N-HSX50N  | 1   |        |
| 2GBメモリ(DDR3-SDRAM 2GBx1)                                 | PC-N-MAX20N  | 1   |        |
| DVD-ROMドライブ  | PC-N-C8XDVN  | 1   |        |
| リチウムイオンバッテリー(M)  | PC-N-BADL1M  | 1   |        |
| テンキー付きキーボード  | PC-N-KBXTNN  | 1   |        |
| 通常ACアダプタ   | PC-N-ACXNDM  | 1   |        |
| 増設メモリ2GB   | AW1600L-N2G  | 1   |        |
| (合計)   |              | 月額  | 6,900円 |
|  |              | 消費税 | 552円   |

別表2 特別保守料金表

| 区 分  | 1人1回1時間以内<br>(15分増す毎に、税別) |
|--|---------------------------|
| 午前8時30分から午後5時30分<br>(月～金曜日)                        | 5,600円<br>(1,400円)        |
| 超過時間<br>午後5時30分から午後9時00分<br>(月～金曜日)                | 7,200円<br>(1,800円)        |
| 超過時間<br>午後9時00分から翌朝8時30分<br>(月～金曜日)                | 8,400円<br>(2,100円)        |
| 休日<br>午前8時30分から翌朝8時30分<br>(土曜日、日曜日、国民の祝祭日、乙の定める休日) | 8,400円<br>(2,100円)        |

(注)

①上記技術料金算定の時間は、弊社の担当保守センターから装置据付場所までの往復の交通に要した時間と現地での作業時間を加えたものとします。

②日当、宿泊費 弊社の規定によります。

③交通費 実費

④部品代 実費

別表3 有償交換保守部品表

| 品名 / 型番 | 交換周期 | 価格 (税別) |
|---------|------|---------|
| —       | —    | —       |



## 修理保守契約書

日本共産党新潟市議会議員団（以下甲という。）とCEC新潟情報サービス株式会社（以下乙という。）とは、乙の販売に係る下記の装置（以下装置という。）の保守に関して、次の通り契約を締結する。

### 契約要綱

#### 1. 装置の名称及び数量

パソコン NEC Mate VK20E/AN-K 1台

（明細は別表1のとおりとする。）

#### 2. 納入及び稼働場所

新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団

#### 3. 契約金額

（1）基本料金 月額 1,700円

（2）消費税額 月額 136円

#### 4. 本契約の発効日 平成27年6月1日

### 第1条 （目的）

甲は、装置の正常な運転を維持するため、その保守を乙に委託し、乙はこれを受託する。

### 第2条 （有効期間）

本契約の有効期間は、発効日より1年間とする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲または乙から何らの意思表示がない場合には、更に1年間これを延長するものとし、以後期間満了毎この例によるものとする。

### 第3条 （保守の範囲）

本契約に基づき乙が行う保守（以下、本件保守という。）の範囲は装置に不時の故障が発生した旨の甲の通知に基づき技術員を派遣して行う当該故障の修理とする。

2. 装置に生じた品質不良その他の瑕疵につき乙は本件保守以外の一切の責任を負わないものとする。

### 第4条 （除外作業）

次の各号に定める事項は、本件保守の範囲に含まれないものとし、これを行う必要が生じた場合には甲乙間で別途協議のうえ実施時期、料金等を決定する。ただし、第5号乃至第8号に定める修理作業の料金については、装置の稼働場所においてその実施が可能である場合には、第7条に定める特別保守料金とする。

- （1）装置の移設および撤去に関する作業ならびに立会い
- （2）甲の要求による装置の改造
- （3）装置の日常の清掃、点検および運転
- （4）カード、紙テープ、インクリボン、用紙等の消耗品の供給
- （5）天災、地変その他乙の責に帰すことのできない事由により生じた故障の修理

- (6) 第16条に定める装置設置環境条件に反したことにより生じた故障の修理
- (7) 乙の指定品以外の消耗品および記録媒体を使用したため、または消耗品および記録媒体の保管不備のため生じた故障の修理
- (8) 甲の不適切な装置の使用または取扱いによる故障の修理
- (9) 乙以外の者が作成したプログラムに起因する事故の調査
- (10) 装置の塗装および仕上げ作業ならびに当該作業に要する資材の供給
- (11) 装置外部の電気作業および装置に関する回線接続のための立会い

2. メーカーの部品保有期限が到来した理由により部品供給が終了した装置については本件保守の修理対象から除外する。但し、除外した装置であっても次の各号に該当する場合は可能な限り乙は修理対応をするものとする。なお、除外した装置の代替品を甲が乙に求める場合には、別途甲の費用負担で新品とする。

- (1) 部品在庫等の状況により乙が修理可能と判断した場合
- (2) 部品の必要の無い修理、復旧

#### 第5条 (保守作業時間帯)

乙は、本件保守を次の曜日及び時間帯に行うものとする。ただし、国民の祝休日及び乙の定める休日（以下休日と総称する。）を除く。

- (1) 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで。

#### 第6条 (保守料金)

甲は、本件保守に対する報酬として頭書記載の保守料金を乙に支払うものとする。

#### 第7条 (特別保守料金)

第4条第1項但書に基づく修理作業に対する特別保守料金は別表2のとおりとする。

#### 第8条 (保守料金の変更)

第6条、第7条の料金は経済情勢の変化等により甲、乙協議の上、これを変更することができるものとする。

#### 第9条 (甲の負担する費用)

本件保守に要する費用のうち次のものについては、甲の負担とする。

- (1) 電力料および水道料
- (2) 調整用消耗品および記録媒体
- (3) 別表3に定める交換部品（以下、有償交換保守部品という。）
- (4) 本件保守を行うため技術員が船舶、航空機等の交通機関を使用しまたは宿泊する必要がある場合には、その交通費、宿泊費および日当

2. 第1項の規定にかかわらず、次の場合には乙は有償交換保守部品を無償で交換するものとする。

- (1) 保守開始半年以内に乙の責に帰すべき事由により交換するとき
- (2) 交換後6カ月以内に乙の責に帰すべき事由により再交換するとき

#### 第10条 (老朽化装置の取扱い)

装置が老朽化し正常な運転の維持が不可能であると乙が判断した場合、乙は装置のオーバーホールを甲に要求するものとする。要求後90日以内に甲が装置のオーバーホールを行わない

場合、当該装置は本件保守の対象から除外されるものとする。

#### 第11条 (消費税)

甲は頭書記載の本件保守に係わる消費税額に相当する金額(以下本件消費税額という。)を乙に支払うものとする。

2. 本件消費税額は、将来において消費税の税率が変更された場合、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。
3. 甲は、本件消費税額その他、第7条に定める特別保守料金および第9条第1項第3号および第4号および第10条に定める費用に課税される消費税に相当する額を乙に支払うものとする。

#### 第12条 (支払)

乙は、発効日より毎月末日に頭書記載の保守料金および本件消費税額を甲に請求するものとし、甲は翌月末日までに現金で請求額を乙に支払うものとする。但し、請求行為を乙が代行会社に委託した場合、甲は代行会社との契約により、その請求額を代行会社に支払うものとする。

2. 特別保守料金については、作業の都度、乙は甲に請求し、甲は請求月の翌月末日までに現金で乙に支払うものとする。
3. 本契約が理由の如何を問わず期間満了前に終了した場合であっても、代金等は一切減額されないものとする。

#### 第13条 (交換部品の所有権)

本件保守の履行に伴って交換された不良部品の所有権は、全て乙に帰属するものとする。

#### 第14条 (保守要員)

乙は、保守対象機種の一部保守又は全部を乙以外の会社に再委託することがある。

#### 第15条 (稼働場所の移転)

甲は、装置を移転しようとする場合には、予め書面によりその旨を乙に通知するものとする。

#### 第16条 (稼働場所の整備)

甲は、乙が別途指定した装置設置環境条件(入力電源、温湿度、塵埃、振動、電界および磁界、接地条件、装置に有害な塩気および有酸ガス、メンテナンスエリア等)を、装置の稼働場所において常に整備、維持するものとする。

#### 第17条 (秘密保持)

甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上その他の秘密を、本契約の有効期間中のみならずその終了後も第三者に漏洩しないものとする。また、第14条の再委託先に対して本契約に基づき乙が負担する秘密保持義務を課すものとする。

#### 第18条 (解除)

甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合には、何らの催告を要せず本契約を解除し、かつ損害賠償を請求することができるものとする。

- (1) 本契約条項の一に違反したとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または整理、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申立てられ、または自ら整理、和議、会社更生手続の開始もしくは破産の申立をしたとき

(3) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき

(4) 営業の廃止または解散の決議をしたとき

第19条 (協議)

本契約に定めのない事項、本契約条項中疑義の生じた事項および本契約の変更については、甲乙間で別途協議のうえこれを決定する。

第20条 (合意管轄)

本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、新潟地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、原本を甲、写しを乙が保有する。

平成 27年 5 月 14 日

甲

日本共産党新潟市議会議員 田中 衛  
新潟市学校町通1番町602番地  
新潟市議会  
TEL (025) 226 - 3125

乙

新潟市中央区鏡石10番6号  
CEC新潟建設工業株式会社  
取締役社長 田中 衛

別表1 装置明細表

| 機器/構成   | 品名/型番        | 数量  | 保守価格   |
|---|--------------|-----|--------|
| パソコン NEC Mate VK20E/AN-K<br>(Win7Pro32 (8.1DG)・Celeron) | PC-VK20EANDK | 1   | 1,700円 |
| 500GB HDD   | PC-N-HSA50K  | 1   |        |
| 2GBメモリ (DDR3-SDRAM 2GB×1)                               | PC-N-MAA20K  | 1   |        |
| DVD-ROMドライブ   | PC-N-C8ADVK  | 1   |        |
| リチウムイオンバッテリー (M)  | PC-N-BADL1J  | 1   |        |
| (合計)  |              | 月額  | 1,700円 |
|   |              | 消費税 | 136円   |

別表2 特別保守料金表

| 区 分  | 1人1回1時間以内<br>(15分増す毎に、税別)   |
|--|-----------------------------|
|  | 午前8時30分から午後5時30分<br>(月～金曜日) |
| 超過時間<br>午後5時30分から午後9時00分<br>(月～金曜日)                | 7,200円<br>(1,800円)          |
| 超過時間<br>午後9時00分から翌朝8時30分<br>(月～金曜日)                | 8,400円<br>(2,100円)          |
| 休日<br>午前8時30分から翌朝8時30分<br>(土曜日、日曜日、国民の祝祭日、乙の定める休日) | 8,400円<br>(2,100円)          |

(注)

- ①上記技術料金算定の時間は、弊社の担当保守センターから装置据付場所までの往復の交通に要した時間と現地での作業時間を加えたものとします。
- ②日当、宿泊費 弊社の規定によります。
- ③交通費 実費
- ④部品代 実費

別表3 有償交換保守部品表

| 品名 / 型番 | 交換周期 | 価格 (税別) |
|---------|------|---------|
| —       | —    | —       |



## 修理保守契約書

日本共産党新潟市議会議員団（以下甲という。）とCEC新潟情報サービス株式会社（以下乙という。）とは、乙の販売に係る下記の装置（以下装置という。）の保守に関して、次の通り契約を締結する。

### 契約要綱

#### 1. 装置の名称及び数量

パソコン NEC VersaPro VK25L/X-M 2台

（明細は別表1のとおりとする。）

#### 2. 納入及び稼働場所

新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団

#### 3. 契約金額

（1）基本料金 月額 4,400円

（2）消費税額 月額 352円

#### 4. 本契約の発効日 平成27年 7月 1日

### 第1条 （目的）

甲は、装置の正常な運転を維持するため、その保守を乙に委託し、乙はこれを受託する。

### 第2条 （有効期間）

本契約の有効期間は、発効日より1年間とする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲または乙から何らの意思表示がない場合には、更に1年間これを延長するものとし、以後期間満了毎この例によるものとする。

### 第3条 （保守の範囲）

本契約に基づき乙が行う保守（以下、本件保守という。）の範囲は装置に不時の故障が発生した旨の甲の通知に基づき技術員を派遣して行う当該故障の修理とする。

2. 装置に生じた品質不良その他の瑕疵につき乙は本件保守以外の一切の責任を負わないものとする。

### 第4条 （除外作業）

次の各号に定める事項は、本件保守の範囲に含まれないものとし、これを行う必要が生じた場合には甲乙間で別途協議のうえ実施時期、料金等を決定する。ただし、第5号乃至第8号に定める修理作業の料金については、装置の稼働場所においてその実施が可能である場合には、第7条に定める特別保守料金とする。

- （1）装置の移設および撤去に関する作業ならびに立会い
- （2）甲の要求による装置の改造
- （3）装置の日常の清掃、点検および運転
- （4）カード、紙テープ、インクリボン、用紙等の消耗品の供給
- （5）天災、地変その他乙の責に帰すことのできない事由により生じた故障の修理



- (6) 第16条に定める装置設置環境条件に反したことにより生じた故障の修理
- (7) 乙の指定品以外の消耗品および記録媒体を使用したため、または消耗品および記録媒体の保管不備のため生じた故障の修理
- (8) 甲の不適切な装置の使用または取扱いによる故障の修理
- (9) 乙以外の者が作成したプログラムに起因する事故の調査
- (10) 装置の塗装および仕上げ作業ならびに当該作業に要する資材の供給
- (11) 装置外部の電気作業および装置に関する回線接続のための立会い

2. メーカーの部品保有期限が到来した理由により部品供給が終了した装置については本件保守の修理対象から除外する。但し、除外した装置であっても次の各号に該当する場合は可能な限り乙は修理対応をするものとする。なお、除外した装置の代替品を甲が乙に求める場合には、別途甲の費用負担で新品とする。

- (1) 部品在庫等の状況により乙が修理可能と判断した場合
- (2) 部品の必要の無い修理、復旧

#### 第5条 (保守作業時間帯)

乙は、本件保守を次の曜日及び時間帯に行うものとする。ただし、国民の祝休日及び乙の定める休日（以下休日と総称する。）を除く。

- (1) 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで。

#### 第6条 (保守料金)

甲は、本件保守に対する報酬として頭書記載の保守料金を乙に支払うものとする。

#### 第7条 (特別保守料金)

第4条第1項但書に基づく修理作業に対する特別保守料金は別表2のとおりとする。

#### 第8条 (保守料金の変更)

第6条、第7条の料金は経済情勢の変化等により甲、乙協議の上、これを変更することができるものとする。

#### 第9条 (甲の負担する費用)

本件保守に要する費用のうち次のものについては、甲の負担とする。

- (1) 電力料および水道料
- (2) 調整用消耗品および記録媒体
- (3) 別表3に定める交換部品（以下、有償交換保守部品という。）
- (4) 本件保守を行うため技術員が船舶、航空機等の交通機関を使用しまたは宿泊する必要がある場合には、その交通費、宿泊費および日当

2. 第1項の規定にかかわらず、次の場合には乙は有償交換保守部品を無償で交換するものとする。

- (1) 保守開始半年以内に乙の責に帰すべき事由により交換するとき
- (2) 交換後6カ月以内に乙の責に帰すべき事由により再交換するとき

#### 第10条 (老朽化装置の取扱い)

装置が老朽化し正常な運転の維持が不可能であると乙が判断した場合、乙は装置のオーバーホールを甲に要求するものとする。要求後90日以内に甲が装置のオーバーホールを行わない

場合、当該装置は本件保守の対象から除外されるものとする。

#### 第11条 (消費税)

甲は頭書記載の本件保守に係わる消費税額に相当する金額(以下本件消費税額という。)を乙に支払うものとする。

2. 本件消費税額は、将来において消費税の税率が変更された場合、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。
3. 甲は、本件消費税額その他、第7条に定める特別保守料金および第9条第1項第3号および第4号および第10条に定める費用に課税される消費税に相当する額を乙に支払うものとする。

#### 第12条 (支払)

乙は、発効日より毎月末日に頭書記載の保守料金および本件消費税額を甲に請求するものとし、甲は翌月末日までに現金で請求額を乙に支払うものとする。但し、請求行為を乙が代行会社に委託した場合、甲は代行会社との契約により、その請求額を代行会社に支払うものとする。

2. 特別保守料金については、作業の都度、乙は甲に請求し、甲は請求月の翌月末までに現金で乙に支払うものとする。
3. 本契約が理由の如何を問わず期間満了前に終了した場合であっても、代金等は一切減額されないものとする。

#### 第13条 (交換部品の所有権)

本件保守の履行に伴って交換された不良部品の所有権は、全て乙に帰属するものとする。

#### 第14条 (保守要員)

乙は、保守対象機種の一部保守又は全部を乙以外の会社に再委託することがある。

#### 第15条 (稼働場所の移転)

甲は、装置を移転しようとする場合には、予め書面によりその旨を乙に通知するものとする。

#### 第16条 (稼働場所の整備)

甲は、乙が別途指定した装置設置環境条件(入力電源、温湿度、塵埃、振動、電界および磁界、接地条件、装置に有害な塩気および有酸ガス、メンテナンスエリア等)を、装置の稼働場所において常に整備、維持するものとする。

#### 第17条 (秘密保持)

甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上その他の秘密を、本契約の有効期間中のみならずその終了後も第三者に漏洩しないものとする。また、第14条の再委託先に対して本契約に基づき乙が負担する秘密保持義務を課すものとする。

#### 第18条 (解除)

甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合には、何らの催告を要せず本契約を解除し、かつ損害賠償を請求することができるものとする。

- (1) 本契約条項の一に違反したとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または整理、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申立てられ、または自ら整理、和議、会社更生手続の開始もしくは破産の申立をしたとき

(3) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき

(4) 営業の廃止または解散の決議をしたとき

第19条 (協議)

本契約に定めのない事項、本契約条項中疑義の生じた事項および本契約の変更については、甲乙間で別途協議のうえこれを決定する。

第20条 (合意管轄)

本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、新潟地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、原本を甲、写しを乙が保有する。

平成27年6月5日

甲

日本共産党新潟市議会議員  
新潟市中央区学校町通1番町602番地  
新潟市議会  
TEL(025)226-3450

乙

新潟市中央区学校町通1番6号  
GEC新潟建設株式会社  
取締役社長 衛

別表1 装置明細表

| 機器/構成  | 品名/型番        | 数量  | 保守価格   |
|--|--------------|-----|--------|
| パソコン NEC VersaPro VK25L/X-M<br>(Win7Pro32 (8.1DG)・Core i3) | PC-VK25LXZDM | 2   | 4,400円 |
| 15.6型ワイドHD液晶(1366x768ドット)                                  | PC-N-LNX5HM  | 2   |        |
| 500GB HDD  | PC-N-HSX50M  | 2   |        |
| 2GBメモリ(DDR3-SDRAM 2GBx1)                                   | PC-N-MAX20M  | 2   |        |
| DVD-ROMドライブ  | PC-N-C8XDVM  | 2   |        |
| リチウムイオンバッテリー(M)  | PC-N-BADL1M  | 2   |        |
| テンキー付きキーボード  | PC-N-KBXTNM  | 2   |        |
| 通常ACアダプタ   | PC-N-ACXNDM  | 2   |        |
| (合計)   |              | 月額  | 4,400円 |
|  |              | 消費税 | 352円   |

別表2 特別保守料金表

| 区 分  | 1人1回1時間以内          |
|--|--------------------|
|  | (15分増す毎に、税別)       |
| 午前8時30分から午後5時30分<br>(月～金曜日)                        | 5,600円<br>(1,400円) |
| 超過時間<br>午後5時30分から午後9時00分<br>(月～金曜日)                | 7,200円<br>(1,800円) |
| 超過時間<br>午後9時00分から翌朝8時30分<br>(月～金曜日)                | 8,400円<br>(2,100円) |
| 休日<br>午前8時30分から翌朝8時30分<br>(土曜日、日曜日、国民の祝祭日、乙の定める休日) | 8,400円<br>(2,100円) |



(注)

- ①上記技術料金算定の時間は、弊社の担当保守センターから装置据付場所までの往復の交通に要した時間と現地での作業時間を加えたものとします。
- ②日当、宿泊費 弊社の規定によります。
- ③交通費 実費
- ④部品代 実費

別表3 有償交換保守部品表

| 品名 / 型番 | 交換周期 | 価格 (税別) |
|---------|------|---------|
| —       | —    | —       |

# 支 出 伝 票

|         |  |               |   |           |   |
|---------|--|---------------|---|-----------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 4   |           |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |           |   |
| 実施年月日   | 平成30年5月1日 から 平成30年5月31日  |               |   |           |   |
| 支出年月日   | 平成30年5月7日  |               |   |           |   |
| 支 出 金 額 | 21,816 円   |               |   |           |   |
| 支 出 先   | 日立キャピタル株式会社  |               |   |           |   |
| 使 途 内 容 | パソコン(7台)、複合機、ハードディスク 5月分リース料   |               |   |           |   |
| 備 考     | 会派控室用 パソコンは議員6人、政務活動補助員1人分<br>43,632 円 × 1/2 = 21,816 円  |               |   |           |   |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |   |           |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

|    |          |       |       |    |    |   |
|----|----------|-------|-------|----|----|---|
| 日付 | 摘要(お客様名) | お支払金額 | お預り金額 | 差引 | 残高 | 印 |
|----|----------|-------|-------|----|----|---|

126 30-05-07 住宅共済 43,632

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。





# 支 出 伝 票

|         |  |               |     |               |     |
|---------|--|---------------|-----|---------------|-----|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           | (印) | 経理<br>責任<br>者 | (印) |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 5   |               |     |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |     |               |     |
| 実施年月日   | 平成30年4月1日 から 平成30年4月30日  |               |     |               |     |
| 支出年月日   | 平成30年6月5日  |               |     |               |     |
| 支 出 金 額 | 3,260 円  |               |     |               |     |
| 支 出 先   | NTTファイナンス株式会社  |               |     |               |     |
| 使 途 内 容 | FAX料金等4月分  |               |     |               |     |
| 備 考     | 会派控室用<br>$6,521 \text{ 円} \times 1/2 = 3,260 \text{ 円}$  |               |     |               |     |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |     |               |     |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

|                                    |                          |                       |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER)       | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | 振替日<br>(TRANSFER DAY) |
| 025-223-7748                       | 2018年 6月ご請求分             | 2018年 7月 5日(木)        |
| 振替金額<br>(TRANSFER AMOUNT OF MONEY) | 6,322円                   |                       |

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。  
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

※NTT東日本請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています(料金問合せ受付時間)午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は除きます)【ひかり電話ご利用のお客様へ】ご利用の電話番号は本内訳書【ひかり電話(基本料)】の「ご利用期間等のお知らせ」欄に表示されます。

【NTTファイナンスからのお知らせ】

NTTファイナンス株式会社ご請求金額  
 NTT東日本分ご請求額 6,322円

\*\*\*NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客様へのお知らせ\*\*\*  
 自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望されない場合は、解約金がかかります。詳しくは「にねん割」の「解約金」の欄をご覧ください。  
 (https://flets.com/customer/cont)から「解約金がかかる(期間)」以外の「解約金」の解約は、解約金「戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)」がかかります。

お知らせ

NTTファイナンス株式会社 口座振替料金領収証 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 025-223-7748

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME) 日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account. (2018年 6月20日発行)

|                              |               |
|------------------------------|---------------|
| 2018年 5月ご請求分 (2018年 6月 5日振替) | 2018年 6月 5日振替 |
| 領収金額 (AMOUNT RECEIVED)       | 6,521円        |
| 金融機関名 (BANK/OUT)             | *****         |
| 口座番号 (ACCOUNT)               | *****         |

印紙税申告納付につき芝税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70



| 内訳項目<br>ITEMS                   | 金額(円)<br>AMOUNT (YEN) | 内訳金額(円)<br>AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細<br>DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN | 【内訳は、サービス提供期間が<br>異なる場合があります】        | 区分<br>CLASS |
|---------------------------------|-----------------------|-------------------------|--|--------------------------------------|-------------|
| ◆025-223-7748<br>◇N.T.T.東日本ご利用分 |                       |                         |  |                                      |             |
|                                 | 6,521                 | 5,200                   | フレッツ光利用料(N・ファミリーS)                     | 4月1日～4月30日: お客<br>さま利用               | 合算          |
|                                 |                       | -700                    | にねん割 割引料                               | 2019年02月～2019年03月以<br>外の解約は解約金がかかります | 合算          |
|                                 |                       | 500                     | リモートサポートサービス料金                         | 4月1日～4月30日                           | 合算          |
|                                 |                       | 500                     | ひかり電話(基本料)                             | 4月1日～4月30日                           | 合算          |
|                                 |                       | 536                     | ひかり電話(通話料)                             | 4月1日～4月30日                           | 合算          |
|                                 |                       | 2                       | ユニバーサルサービス料                            | 4月1日～4月30日: 1番号分<br>のご請求となります。       | 合算          |
|                                 |                       | 483                     | 消費税等相当額(合計)                            | 合算表示の料金合計×8%                         |             |
| ◇合計                             | 6,521                 | 6,521                   | 合計                                     |                                      |             |

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

|                                    |                          |                       |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER)       | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | 振替日<br>(TRANSFER DAY) |
| 025-223-7748                       | 2018年 5月ご請求分             | 2018年 6月 5日(火)        |
| 振替金額<br>(TRANSFER AMOUNT OF MONEY) | 6,521円                   |                       |

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。  
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

※NTT東日本請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています (料金問合せ受付時間) 午前9時～午後5時 (土曜・日曜・祝日・年末年始 (12月29日～1月3日) は除きます) [ひかり電話ご利用のお客様へ] ご利用の電話番号は本内訳書 [ひかり電話 (基本料)] の「ご利用期間等のお知らせ」欄に表示されます。

【NTTファイナンスからのお知らせ】

|                  |        |
|------------------|--------|
| NTT東日本各社ご請求金額    | 6,521円 |
| NTT東日本分ご請求額 (合計) | 6,521円 |

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

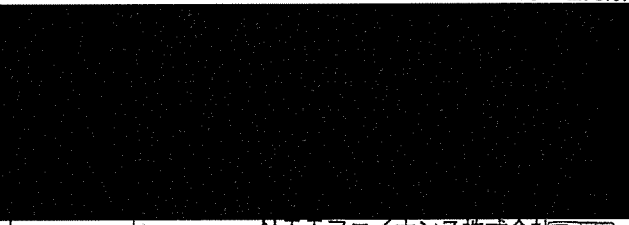
\*\*\*NTTファイナンスからのお知らせ\*\*\*  
 \*\*\*NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ\*\*\*  
 「フレッツ光」の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約自動更新後の契約期間は24ヵ月です。自動更新をご希望されない場合は詳しくはフレッツ公式ホームページの「サービスのお問い合わせ」 (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

お知らせ

NTTファイナンス株式会社 新語音等料金回収部 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 025-223-7748  
 ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 日本共産党新潟市議会議員 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account. (2018年 5月21日発行)



印紙税申告納付につき乏税務署承認済  
 NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

料金後納  
郵便

郵便区内特別

951-8126  
新潟市中央区学校町通1番町602-1

新潟市役所本館  
日本共産党新潟市議会議員団 様



018052503064650074

重要  
Important

親展  
Confidential

NTTファイナンス

口座振替のご案内(東日本ご利用分)

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

発行年月日 2018年5月21日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3330111 (無料)  
【受付先】  
〒983 仙台市宮城野区原町6丁目 日本  
8691 郵便局 仙台東郵便局私書箱8号

ここから順にゆっくりおはがしください。  
※実際に貼る場合は、十分に乾かしてから、ゆっくりおはがしください。異なる人以外の方が貼った場合は、法律により罰せられることがあります。

18050401D J300D1111005 11381 11381 00 D

NTT東日本からのお知らせ

ご利用料金が5,000円未満の場合の  
翌月合算について

詳しくは中面をご覧ください。

翌月合算に関するお問い合わせ先



NTT東日本 専用WEBサイト

<http://web116.jp/r/kakugetsu>



NTT東日本 お問い合わせセンター

0120-581-001

【受付時間】午前9時～午後5時(年末年始(12/29～1/3)を除きます)  
\*携帯電話からもご利用いただけます。

NTTファイナンスからのご案内



バラバラの請求を

おまとめ請求 でひとつに!

おかげさまで  
200万件  
突破!

おまとめ請求のお申し込みはぜひwebから!



おまとめ請求

検索

その他NTTファイナンス  
からのお得な情報はこちら

情報提供に同意して  
QRコード読み取り





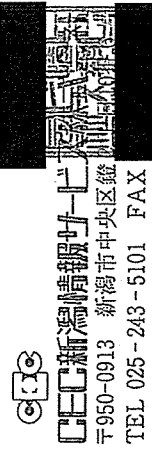


# 請求書

2018年5月31日 No.0531247

〒 951-8126  
新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員 様



毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。  
下記のとおり御請求申し上げます。



(025-226-3450)

取引銀行

| 前月御請求額 | 今月御入金額 | 繰越額 | 当月御買上額 | 消費税額等 | 当月御支払額 | 今月御支払額 |
|--------|--------|-----|--------|-------|--------|--------|
| 43145  |        |     | 38579  | 3094  | 41773  | 41773  |

| 品名                               | 数量 | 単価    | 金額    | 消費税額等 | 合計    |
|----------------------------------|----|-------|-------|-------|-------|
| ESL Enpoint Pro Std 企業 6-ZL 更新試用 | 7  | 2550  | 17850 |       | 17850 |
| 売上 5月分 PCソフト環境構築                 | 1  | 15000 | 15000 |       | 15000 |
| 売上 5月分 印刷料金(5月分)                 | 1  | 5329  | 5329  |       | 5329  |
| 外税消費税等計                          |    |       |       | 3094  | 3094  |

# 支 出 伝 票

|         |  |               |  |               |   |
|---------|--|---------------|--|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 7  |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |  |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年6月1日 から 平成30年6月30日  |               |  |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年6月7日  |               |  |               |   |
| 支 出 金 額 | 21,816 円   |               |  |               |   |
| 支 出 先   | 日立キャピタル株式会社  |               |  |               |   |
| 使 途 内 容 | パソコン(7台)、複合機、ハードディスク 6月分リース料   |               |  |               |   |
| 備 考     | 会派控室用 パソコンは議員6人、政務活動補助員1人分<br>43,632 円 × 1/2 = 21,816 円  |               |  |               |   |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |  |               |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。



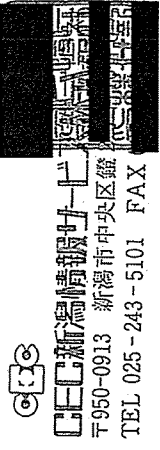




# 請求書

2018 年 6 月 30 日 No00630238

〒 951-8126  
新潟市中央区学校町通 1-602-1



日本共産党新潟市議会議員 様

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。  
下記のとおり御請求申し上げます。



(025-226-3450)

取引銀行

|        |       |        |            |     |            |       |      |        |       |        |       |       |
|--------|-------|--------|------------|-----|------------|-------|------|--------|-------|--------|-------|-------|
| 前月御請求額 | 41773 | 今月御入金額 | [REDACTED] | 繰越額 | [REDACTED] | 消費税額等 | 1799 | 当月御買上額 | 22482 | 当月御返済額 | 24281 | 24281 |
|--------|-------|--------|------------|-----|------------|-------|------|--------|-------|--------|-------|-------|

| 品名 | 伝票No         | 数量 | 単価             | 金額    | 消費税   | 合計    | 備考 |
|----|--------------|----|----------------|-------|-------|-------|----|
| 18 | 620 00524289 | 売上 | 6月分 PCネット環境構築料 | 15000 | 15000 | 15000 |    |
| 18 | 629 00527074 | 売上 | 料金の(6月分)       | 7482  | 7482  | 7482  |    |
|    |              |    | 外税消費税等計        |       |       | 1799  |    |

# 支 出 伝 票

|         |  |               |  |               |   |
|---------|--|---------------|--|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 9  |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |  |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年5月1日 から 平成30年5月31日  |               |  |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年7月5日  |               |  |               |   |
| 支 出 金 額 | 3,161 円  |               |  |               |   |
| 支 出 先   | NTTファイナンス株式会社  |               |  |               |   |
| 使 途 内 容 | FAX料金等5月分  |               |  |               |   |
| 備 考     | 会派控室用<br>$6,322 \text{ 円} \times 1/2 = 3,161 \text{ 円}$  |               |  |               |   |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |  |               |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

|                                    |                          |                       |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER)       | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | 振替日<br>(TRANSFER DAY) |
| 025-223-7748                       | 2018年 7月ご請求分             | 2018年 8月 6日(月)        |
| 振替金額<br>(TRANSFER AMOUNT OF MONEY) | 6,348円                   |                       |

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金課 (日本ご利用分)

|  |              |
|--|--------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER)             | 025-223-7748 |
| ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)<br>日本共産党新潟市選挙区議員 様 |              |

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2018年 7月20日発行)

|                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 2018年 6月ご請求分           | (2018年 7月 5日振替) |
| 領収金額 (AMOUNT RECEIVED) | 6,348円          |
| 並送振替名<br>PAYMENT       | *****           |
| 口座番号<br>ACCOUNT        | *****           |

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70

印紙税申告納付につき芝税務署承認済

[NTTファイナンスからのお知らせ]

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 (合計) \*\*\*

6,348円

6,348円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*  
NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客様へのお知らせ  
「フレッツ光」の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がつかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヵ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。詳しくはフレッツ公式ホームページの「お問い合わせ」(https://flets.com/customer/contact.html)をご確認ください。  
なお「解約金がつかからない期間」以外での「フレッツ光」の解約は、解約金(戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜))がかかります。

J330B1391007 03098 03098 00 D

| 内訳項目<br>金額(円)<br>AMOUNT (YEN)   | 内訳金額(円)<br>AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細<br>DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN         | 請求区<br>TAX |
|---------------------------------|-------------------------|--|------------|
| ◆025-223-7748<br>◇N.T.T.東日本ご利用分 |                         |  |            |
| 6,322                           | 5,200                   | フレッツ光利用料 (N・ファミリHS) 5月 1日～ 5月31日: お客<br>さまI.D. | 合 算        |
|                                 | -700                    | にねん割 割引料 2019年02月～2019年03月以<br>外の解約は解約金がかかります。 | 合 算        |
|                                 | 500                     | リモートサポートサービス料金 5月 1日～ 5月31日                    | 合 算        |
|                                 | 500                     | ひかり電話 (基本料) 5月 1日～ 5月31日                       | 合 算        |
|                                 | 352                     | ひかり電話 (通話料) 5月 1日～ 5月31日                       | 合 算        |
|                                 | 2                       | ユニバーサルサービス料 5月 1日～ 5月31日: 1番号分<br>のご請求となります。   | 合 算        |
|                                 | 468                     | 消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×8%                      |            |
| ◇合計                             | 6,322                   | 合計   |            |

料金後納  
郵便

郵便区内特別

951-8126  
新潟市中央区学校町通1番町602-1

新潟市役所本館  
日本共産党新潟市議会議員団 様



018062503063905436

重要  
Important

親展  
Confidential

NTTファイナンス

口座振替のご案内(東日本ご利用分)

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

発行年月日 2018年6月20日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3330111 (無料)  
【運付先】  
〒983 仙台市宮城野区原町6丁目 日本  
〒869 郵便局 仙台東郵便局私書箱8号

ここから原にゆつくりおはがしください。  
宛先が不明な場合は、〒分室がしつかり、ゆつくりおはがしください。また、本人以外の方が受領した場合は、法律により封せられることがあります。

18060401D J300D1111005 10126 10126 00 D

お手元にある  
未使用のテレホンカードで、  
通話料金のお支払いができます!

未使用のテレホンカードは、NTT東日本の毎月の電話料金のうち、  
通話料金のお支払いにご利用できます。

※契約している回線によっては、対象外となる場合があります。くわしくは、下記  
のお問い合わせ先へご連絡願います。

お問い合わせ

「116」 携帯電話・PHSからは「0120-116000」

受付時間:午前9時から午後5時まで 土日祝日も営業(年末年始を除きます)

詳細ホームページ <http://www.ntt-east.co.jp/ptd/>

NTTファイナンスからのご案内

携帯電話 固定電話 インターネット

バラバラの請求を

おまとめ請求 でひとつに!

おかげさまで  
200万件  
突破!

おまとめ請求のお申し込みはぜひwebから!



おまとめ請求

検索

その他NTTファイナンス  
からのお得な情報はこちら

情報提供に同意して  
QRコード読み取り



口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

|                                    |                          |                       |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER)       | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | 振替日<br>(TRANSFER DAY) |
| 025-223-7748                       | 2018年 6月ご請求分             | 2018年 7月 5日(木)        |
| 振替金額<br>(TRANSFER AMOUNT OF MONEY) | 6,322円                   |                       |

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。  
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*

ユニバーサルサービス料は、あくまで日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

※NTT東日本請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています【料金問合せ受付時間】午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は除きます)【ひかり電話ご利用のお客様へ】ご利用の電話番号は本内訳書【ひかり電話(基本料)】の「ご利用期間等のお知らせ」欄に表示されます。

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\*NTTグループ各社ご請求金額\*\*\*

NTT東日本分ご請求額 6,322円  
 (合計) 6,322円

\*\*\*NTTファイナンスからのお知らせ\*\*\*

\*\*\*NTT東日本から「にん割」をご利用のお客さまへのお知らせ  
 フレッツ光の料金プラン「にん割」はご請求内訳に記載の「解約自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望されない場合、詳しくはフレッツ公式ホームページの「サービスのお問い合わせ」(https://flets.com/customer/contact.html)をご確認ください。

なお「解約金がかからない期間」以外での「フレッツ光」の解約は、戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)がかかります。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金回収部 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 025-223-7748

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)  
 日本共産党新潟市議会議員団様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。

The following amount was transferred from your account. (2018年 6月20日発行)

|                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 2018年 5月ご請求分           | (2018年 6月 5日振替) |
| 領収金額 (AMOUNT RECEIVED) | 6,521円          |
| 金融機関名 (BANK NAME)      | *****           |
| 口座番号 (ACCOUNT)         | *****           |

印紙税申告納付につき芝税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70



お知らせ



## 支 出 伝 票

|         |  |               |    |           |    |
|---------|--|---------------|----|-----------|----|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           | 渡辺 | 経理<br>責任者 | 倉持 |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 10 |           |    |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |    |           |    |
| 実施年月日   | 平成30年7月1日 から 平成30年7月31日  |               |    |           |    |
| 支出年月日   | 平成30年7月9日  |               |    |           |    |
| 支 出 金 額 | 21,816 円   |               |    |           |    |
| 支 出 先   | 日立キャピタル株式会社  |               |    |           |    |
| 使 途 内 容 | パソコン(7台)、複合機、ハードディスク 7月分リース料   |               |    |           |    |
| 備 考     | 会派控室用 パソコンは議員6人、政務活動補助員1人分<br>43,632 円 × 1/2 = 21,816 円  |               |    |           |    |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |    |           |    |



※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

| 日付  | 摘要(お客様メモ)    | お支払金額 (円) | お預り金額 (円) | 差引残高 (円) | 記号 |
|-----|--------------|-----------|-----------|----------|----|
| 133 | 30-07-09 証券代 |           |           | 43,632   |    |

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



# 支 出 伝 票

|        |  |               |   |       |   |
|--------|--|---------------|---|-------|---|
| 会 派 名  | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理責任者 |  |
| 支出年度   | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | //  |       |   |
| 支出項目   | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |       |   |
| 実施年月日  | 平成30年5月11日   |               |   |       |   |
| 支出年月日  | 平成30年8月1日  |               |   |       |   |
| 支出金額   | 1,782 円  |               |   |       |   |
| 支出先    | 有限会社立川   |               |   |       |   |
| 使途内容   | コピー用紙購入  |               |   |       |   |
| 備考     | 会派控室用<br>3,564 円 × 1/2 = 1,782 円   |               |   |       |   |
| 領収書貼付欄 |  |               |   |       | (事務所費)  |

領 収 証

共産党議員団 様

No. \_\_\_\_\_

|    |       |  |
|----|-------|--|
| 金額 | ¥3564 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           収 入<br/>           印 紙         </div> |
|----|-------|--|

内訳

現金 \_\_\_\_\_ 但 コピー用紙代

小切手 \_\_\_\_\_

手形 \_\_\_\_\_

消費税額等(%) \_\_\_\_\_

コクヨ カケ-600

平成30年 8月 1日 上記正に領収いたしました  
 新潟市西區栴根町5丁目5番10号  
 有限会社立川  
 代表取締役 立川 隆

係印

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

|    |           |    |           |      |
|----|-----------|----|-----------|------|
| 区分 | 受注番号      | 担当 | 売上日       | 伝票番号 |
|    | 600083064 |    | 30年 5月11日 |      |

取引先  
 有限会社  
 川 隆  
 〒950-2012  
 新潟市西蒲区  
 TEL: 025-230-3077 FAX: 025-230-3078

共産党議員団様

下記の通り御請求申し上げます。

| 品名コード | 品名          | 数量 | 単価   | 税抜金額    | 備考   |
|-------|-------------|----|------|---------|------|
| 1     | コピー用紙 KW-A4 | 2箱 | 1650 | 3300    |      |
| 2     |             |    |      |         |      |
| 3     |             |    |      |         |      |
| 4     |             |    |      |         |      |
| 5     |             |    |      |         |      |
| 6     |             |    |      |         |      |
| 摘要    |             |    |      | 税込合計金額  | 3564 |
|       |             |    |      | 消費税額 8% | 264  |
|       |             |    |      | 税込合計金額  | 3564 |

コソヨ EC-71052



請求書

|    |      |            |           |
|----|------|------------|-----------|
| 区分 | 発注番号 | 発注日        | 伝票番号      |
|    |      | 30年 5月 30日 | 100057271 |

有 限 公 司  
 代 理 店  
 立 川 隆  
 〒 95 新 潟 県 長 岡 市 通 2 - 5  
 TEL: 025-230-3077 FAX: 025-230-3078  
 (1/1)

取引  
 銀行  
 口座  
 番号

様  
 共 産 党 議 員 団

下記の通り御請求申し上げます。

| 品名コード | 品名   | 数量 | 単価  | 税別金額    | 備 考  |
|-------|--|----|-----|---------|------|
| 1     | 325-505.507.508<br>クースファイナル A.4D072J-青・緑・費 | 3  | 388 | 1164    |      |
| 2     |  |    |     |         |      |
| 3     |  |    |     |         |      |
| 4     |  |    |     |         |      |
| 5     |  |    |     |         |      |
| 6     |  |    |     |         |      |
| 摘要    |  |    |     | 税込合計金額  | 1257 |
|       |  |    |     | 消費税 8 % | 93   |
|       |  |    |     | 税込合計金額  | 1350 |

コケヨ EC-子1052

# 支出伝票

|         |  |               |    |           |   |
|---------|--|---------------|----|-----------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           | 渡辺 | 経理<br>責任者 | 印 |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 13 |           |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |    |           |   |
| 実施年月日   | 平成30年7月10日   |               |    |           |   |
| 支出年月日   | 平成30年8月1日  |               |    |           |   |
| 支 出 金 額 | 812 円  |               |    |           |   |
| 支 出 先   | 有限会社立川   |               |    |           |   |
| 使 途 内 容 | セロテープなど購入  |               |    |           |   |
| 備 考     | 会派控室用<br>1,624 円 × 1/2 = 812 円   |               |    |           |   |

領収書貼付欄

(事務所費)

領 収 証

共産党議員団 様

No. \_\_\_\_\_

|          |            |     |
|----------|------------|-----|
| 金額       | 7,1624     | 取 入 |
| 内 訳      | 但 セロテープ 移込 | 印 紙 |
| 現金       |            |     |
| 小切手      | /          |     |
| 手形       | /          |     |
| 消費税額等(%) |            |     |

H30年 8月 1日 上記正に領収いたしました

新潟市西区寿町2丁目5番10号

有限会社立川 代表者 立川 隆

係印

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

区分 請求書 担当 30年 7月10日 100057813 (171)

取引銀行 口座番号

有限会社 江川 隆  
〒950-0211 新潟市 前通2-5-5  
TEL: 025-233-3777 FAX: 025-230-3078

共産党議員団 様



下記の通り御請求申し上げます。

| 品名コード | 品名                       | 数量 | 単位 | 単価      | 税別金額 | 備考   |
|-------|--------------------------|----|----|---------|------|------|
| 1     | ニチバン<br>セロテープ CT405AP-18 | 1  | 個  | 1072    | 1072 |      |
| 2     | ワイオン<br>織ひも No.185P      | 1  | 箱  | 432     | 432  |      |
| 3     |                          |    |    |         |      |      |
| 4     |                          |    |    |         |      |      |
| 5     |                          |    |    |         |      |      |
| 6     |                          |    |    |         |      |      |
| 摘要    |                          |    |    | 税込合計金額  | 120  | 1624 |
|       |                          |    |    | 消費税等 3% | 1504 |      |
|       |                          |    |    | 税込合計金額  |      | 1624 |

コード E0-71002



# 支出伝票


|         |  |               |   |               |   |
|---------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支出年度    | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 14  |               |   |
| 支出項目    | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年7月1日 から 平成30年7月31日  |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年8月2日  |               |   |               |   |
| 支出金額    | 13,260 円   |               |   |               |   |
| 支出先     | CEC新潟情報サービス株式会社  |               |   |               |   |
| 使 途 内 容 | PCネットワーク環境サポート料7月分、7月チャージ料金  |               |   |               |   |
| 備 考     | 振込手数料108円×1/2=54円含む<br>26,520 円 × 1/2 = 13,260 円   |               |   |               |   |


領収書貼付欄

(事務所費)

**ホクギン現金自動預入引出機**  
ご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。どうぞご確認ください。

|   |        |           |
|---|--------|-----------|
| 日 付   | 店 番    | 機番・通番     |
| 30-08-02  | 280-37 | 008809    |
| 銀行番号  | 支店番号   | 口 座 番 号   |
|   |        |           |
| お 取 引   |        | お 取 引 金 額 |
| お振込   |        | ¥26,412   |
| 手数料   |        | ¥108      |
| おつり   |        | ¥3,480    |
| 残高(一はお借入残高を表します)  |        |           |
| 12-02   |        |           |
| ホクギンからのご案内またはお振込内容  |        |           |
| <br>シーエスエーネットワークサービス 様<br>ホクギョウサポート ミイカタシキ カイギ 様<br>インターネット<br>電話番号 025-226-3450 |        |           |
| <small>裏面のご案内もご確認ください。</small>  |        |           |

  
10699

印紙税申告納付につき長岡市税務局へ送付

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

# 請求書

2018年7月31日 No0731237

〒951-8126  
新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員 様

(025-226-3450)  
毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。  
下記のとおり御請求申し上げます。





〒950-0913 新潟市中央区鏡  
TEL 025-243-5101 FAX  
取引銀行

| 前月御請求額 | 今月御入金額 | 繰越額 | 当月御買上額 | 消費税額等 | 支払額   | 未払額   |
|--------|--------|-----|--------|-------|-------|-------|
| 24281  |        |     | 24556  | 1964  | 26520 | 26520 |

| 品名                                | 数量 | 単価    | 金額    | 消費税  | 合計    |
|-----------------------------------|----|-------|-------|------|-------|
| 18 720 00526765 荒上7月分 PCパーツの環境維持料 | 1  | 15000 | 15000 | 9556 | 24556 |
| 18 730 00529413 荒上7月分 PCパーツの環境維持料 | 1  | 15000 | 15000 | 9556 | 24556 |

# 支 出 伝 票

|         |  |               |   |               |   |
|---------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 15 -  |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年6月1日 から 平成30年6月30日  |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年8月6日  |               |   |               |   |
| 支 出 金 額 | 3,174 円  |               |   |               |   |
| 支 出 先   | NTTファイナンス株式会社  |               |   |               |   |
| 使 途 内 容 | FAX料金等6月分  |               |   |               |   |
| 備 考     | 会派控室用<br>$6,348 \text{ 円} \times 1/2 = 3,174 \text{ 円}$  |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |   |               |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (東日本ご利用分)

|                                    |                          |                       |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER)       | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | 振替日<br>(TRANSFER DAY) |
| 025-223-7748                       | 2018年 8月ご請求分             | 2018年 9月 5日(水)        |
| 振替金額<br>(TRANSFER AMOUNT OF MONEY) | 6,201円                   |                       |

|                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER) | 025-223-7748    |
| ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)        | 日本共産党新潟市議会議員団 様 |

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2018年 8月21日発行)

|                             |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| 2018年 7月ご請求分                | (2018年 8月 6日振替) |
| 領収金額 (AMOUNT RECEIVED)      | 6,348円          |
| 金融機関名<br>(BANK/POST OFFICE) | *****           |
| 口座番号<br>(ACCOUNT)           | *****           |

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。  
※口座振替をご利用のお客さまで、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

【NTTファイナンスからのお知らせ】  
\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
NTT東日本分ご請求額 (合計) 6,201円  
6,201円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*  
\*\*\* NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ\*\*\*  
「フレッツ光」の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヵ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。詳しくはフレッツ公式ホームページの「サービスのお問い合わせ」(https://flets.com/customer/contact.html) をご確認ください。  
なお「解約金がかからない期間」以外での「フレッツ光」の解約は、解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)】がかかります。

J330B1391007 00385 00385 00 D



**口座振替のご案内 (東日本ご利用分)**

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証  
(東日本ご利用分)

|                                    |                          |                       |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER)       | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | 振替日<br>(TRANSFER DAY) |
| 025-223-7748                       | 2018年 7月ご請求分             | 2018年 8月 6日(月)        |
| 振替金額<br>(TRANSFER AMOUNT OF MONEY) | 6,348円                   |                       |

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 025-223-7748

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)  
日本共産党新潟市議会議員団様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2018年 7月20日発行)

|                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 2018年 6月ご請求分           | (2018年 7月 5日振替) |
| 領収金額 (AMOUNT RECEIVED) | 6,322円          |
| 金融機関名<br>振込元(元)        | *****           |
| 口座番号<br>ACCOUNT        | *****           |

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70



郵便番号

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
NTT東日本分ご請求額 (合計) 6,348円

6,348円  
6,348円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

\*\*\* NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ \*\*\*

「フレッツ光」の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。

自動更新後の契約期間は24ヵ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。

詳しくはフレッツ公式ホームページの「サービスのお問い合わせ」



(<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

なお「解約金がかからない期間」以外での「フレッツ光」の解約は、

解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)】がかかります。

J330B1391007 03098 03098 00 D

# 支 出 伝 票

|         |  |               |   |               |   |
|---------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 16  |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年8月1日 から 平成30年8月31日  |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年8月7日  |               |   |               |   |
| 支 出 金 額 | 21,816 円   |               |   |               |   |
| 支 出 先   | 日立キャピタル株式会社  |               |   |               |   |
| 使 途 内 容 | パソコン(7台)、複合機、ハードディスク 8月分リース料   |               |   |               |   |
| 備 考     | 会派控室用 パソコンは議員6人、政務活動補助員1人分<br>43,632 円 × 1/2 = 21,816 円  |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |   |               |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

| 日付 | 摘要(お客様名) | お支払金額 (円) | お預り金額 (円) | 差引 | 残高 (円) | 記号 |
|----|----------|-----------|-----------|----|--------|----|
|----|----------|-----------|-----------|----|--------|----|

|            |  |  |  |  |  |  |
|------------|--|--|--|--|--|--|
| [Redacted] |  |  |  |  |  |  |
|------------|--|--|--|--|--|--|


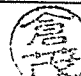
30-08-07 43,632

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。





# 支出伝票

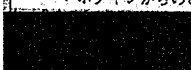
|         |  |               |   |           |   |
|---------|--|---------------|---|-----------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任者 |  |
| 支出年度    | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 17  |           |   |
| 支出項目    | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |           |   |
| 実施年月日   | 平成30年8月1日 から 平成30年8月31日  |               |   |           |   |
| 支出年月日   | 平成30年9月5日  |               |   |           |   |
| 支出金額    | 10,723 円   |               |   |           |   |
| 支 出 先   | CEC新潟情報サービス株式会社  |               |   |           |   |
| 使 途 内 容 | PCネットワーク環境サポート料8月分、8月チャージ料金  |               |   |           |   |
| 備 考     | 振込手数料108円×1/2=54円含む<br>21,446 円 × 1/2 = 10,723 円   |               |   |           |   |


領収書貼付欄

(事務所費)

**ホクギン現金自動預入引出機  
ご利用明細票**

いつもご利用いただきありがとうございます。ただいま取引いたしました明細は下記のとおりです。どうぞご確認ください。

|   |                  |        |     |
|---|------------------|--------|-----|
| 日 付   | 店 番              | 機 番    | 通 番 |
| 30-09-05  | 280-37           | 003455 |     |
| 銀行番号  | 支店番号             | 口座番号   | 号   |
|   |                  |        |     |
| お 取 引   | お 取 引 金 額        |        |     |
| お振込   | ¥21,338          |        |     |
| 手数料   | ¥108             |        |     |
| おつり   | ¥8,554           |        |     |
| 09-01   | 残高(一はお借入残高を表します) |        |     |
| ホクギンからのご案内またはお振込内容  |                  |        |     |
| <br>ソニー・コンピュータエンタテインメント株式会社<br>ホンキョウネット・コミュニケーションズ株式会社<br>インターネット<br>電話番号 025-226-3450 |                  |        |     |
| 裏面のご案内もご確認ください。   |                  |        |     |



印紙税申告納  
付につき長岡  
\*印紙税申告納



10699

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。



# 支 出 伝 票

|         |  |               |   |               |   |
|---------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 18  |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年7月1日 から 平成30年7月31日  |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年9月5日  |               |   |               |   |
| 支 出 金 額 | 3,100 円  |               |   |               |   |
| 支 出 先   | NTTファイナンス株式会社  |               |   |               |   |
| 使 途 内 容 | FAX料金等7月分  |               |   |               |   |
| 備 考     | 会派控室用<br>$6,201 \text{ 円} \times 1/2 = 3,100 \text{ 円}$  |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |   |               |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

口座振替のご案内 (東日本で利用分)

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収書  
(東日本で利用分)

|                                    |                          |                       |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER)       | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | 振替日<br>(TRANSFER DAY) |
| 025-223-7748                       | 2018年 9月ご請求分             | 2018年10月 5日(金)        |
| 振替金額<br>(TRANSFER AMOUNT OF MONEY) | 6, 123円                  |                       |

|                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER) | 025-223-7748    |
| ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)        | 日本共産党新潟市議会議員団 様 |

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2018年 9月20日発行)

|                             |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| 2018年 8月ご請求分                | (2018年 9月 5日振替) |
| 領収金額 (AMOUNT RECEIVED)      | 6, 201円         |
| 金融機関名<br>(BANK/POST OFFICE) | *****           |
| 口座番号<br>(ACCOUNT)           | ***             |

印紙税申告納付につき  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。  
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

郵便番号

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
NTT東日本分ご請求額 (合計) 6, 123円

6, 123円  
6, 123円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

\*\*\* NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客様へのお知らせ \*\*\*  
「フレッツ光」の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヵ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。詳しくはフレッツ公式ホームページの「サービスのお問い合わせ」(https://flets.com/customer/contact.html)をご確認ください。  
なお「解約金がかからない期間」以外での「フレッツ光」の解約は、解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)】がかかります。

J330B1391007 00079 00079 00 D



**口座振替のご案内 (東日本ご利用分)**

NTTファイナンス株式会社 電話料金と料金領収証  
(東日本ご利用分)

|                                    |                          |                       |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER)       | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | 振替日<br>(TRANSFER DAY) |
| 025-223-7748                       | 2018年 8月ご請求分             | 2018年 9月 5日(水)        |
| 振替金額<br>(TRANSFER AMOUNT OF MONEY) | 6,201円                   |                       |

|                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER) | 025-223-7748    |
| ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)        | 日本共産党新潟市議会議員団 様 |

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account : (2018年 8月21日発行)

|                             |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| 2018年 7月ご請求分                | (2018年 8月 6日振替) |
| 領収金額 (AMOUNT RECEIVED)      | 6,348円          |
| 金融機関名<br>(BANK/POST OFFICE) | *****           |
| 口座番号<br>(ACCOUNT)           | *****           |

印紙税申告納付につき乏  
NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70





郵便番号

【NTTファイナンスからのお知らせ】  
\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
NTT東日本分ご請求額 6,201円  
(合計) 6,201円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。  
\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*  
\*\*\* NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ \*\*\*  
「フレッツ光」の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。  
自動更新後の契約期間は24ヵ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。  
詳しくはフレッツ公式ホームページの「サービスのお問い合わせ」  
(<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。  
なお「解約金がかからない期間」以外での「フレッツ光」の解約は、  
解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)】がかかります。

J330B1391007 00385 00385 00 D

# 支 出 伝 票

|         |  |               |   |           |   |
|---------|--|---------------|---|-----------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 19  |           |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |           |   |
| 実施年月日   | 平成30年9月1日 から 平成30年9月30日  |               |   |           |   |
| 支出年月日   | 平成30年9月7日  |               |   |           |   |
| 支 出 金 額 | 21,816 円   |               |   |           |   |
| 支 出 先   | 日立キャピタル株式会社  |               |   |           |   |
| 使 途 内 容 | パソコン(7台)、複合機、ハードディスク 9月分リース料   |               |   |           |   |
| 備 考     | 会派控室用 パソコンは議員6人、政務活動補助員1人分<br>43,632 円 × 1/2 = 21,816 円  |               |   |           |   |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |   |           |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

|    |          |           |           |          |    |
|----|----------|-----------|-----------|----------|----|
| 日付 | 摘要(お客様名) | お支払金額 (円) | お預り金額 (円) | 差引残高 (円) | 記号 |
|----|----------|-----------|-----------|----------|----|

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|



|          |      |        |  |  |  |
|----------|------|--------|--|--|--|
| 30-09-07 | 住宅代金 | 43,632 |  |  |  |
|----------|------|--------|--|--|--|

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。





# 支出伝票

|         |  |               |   |           |   |
|---------|--|---------------|---|-----------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任者 |  |
| 支出年度    | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 20  |           |   |
| 支出項目    | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |           |   |
| 実施年月日   | 平成30年9月1日 から 平成30年9月30日  |               |   |           |   |
| 支出年月日   | 平成30年10月3日   |               |   |           |   |
| 支出金額    | 12,493 円   |               |   |           |   |
| 支 出 先   | CEC新潟情報サービス株式会社  |               |   |           |   |
| 使 途 内 容 | PCネットワーク環境サポート料9月分、9月チャージ料金  |               |   |           |   |
| 備 考     | 振込手数料108円×1/2=54円含む<br>$24,987 \text{ 円} \times 1/2 = 12,493 \text{ 円}$  |               |   |           |   |
| 領収書貼付欄  |  |               |   |           | (事務所費)  |

## 領 収 証

No. 026135

日本共産党新潟市議会議員様

平成 30 年 10 月 3 日

|    |   |   |   |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|    |   |   | 2 | 4 | 9 | 8 | 7 | - |

但

上記正に領収致しました

|       |    |     |  |
|-------|----|-----|--|
| 現金    |    |     |  |
| 小切手   |    |     |  |
| 手形    |    |     |  |
| 振込    | 24 | 879 |  |
| 振込手数料 |    | 108 |  |
| 消費税   |    |     |  |

収入  
印紙

〒950-0913 新潟市中央区鏡2丁目10番6号

 CEC新潟情報サービス株式会社

☎ (025) 24-0111 0.1 (代表)

係  
印

中部印 745S別

(本証に社印および扱者印の無いもの、並びに金額の訂正したものは無効です。)

備考欄には按分率等を記入してください。

# 請求書

2018年 9月 30日 No. 010829


〒951-8128

新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様

(025-228-3450)

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。  
 下記のとおり御請求申し上げます。



  
**東海三菱**  
 新潟支店  
 〒950-0913 新潟市中央区鐘  
 TEL 025-243-5101 FAX

取引銀行

| 前月御請求額                   | 21,446 | 今月御入金額 | 総 越 額 | 当月御買上額 | 23,136 | 消費税額等 | 1,851 | 当月御買上額 | 24,987 | 当月御買上額 | 24,987 |
|--------------------------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 目 録 品 名 数量 単 位 単 位 御買上 額 |        |        |       |        |        |       |       |        |        |        |        |

|    |      |          |    |               |   |        |       |        |       |
|----|------|----------|----|---------------|---|--------|-------|--------|-------|
| 18 | 9/20 | 00531859 | 売上 | 9月分 PC用紙      | 1 | 15,000 | 8,136 | 15,000 | 8,136 |
| 18 | 9/27 | 00533208 | 売上 | 9月分 PC用紙(9月分) | 1 | 15,000 | 8,136 | 15,000 | 8,136 |
|    |      |          |    | 別紙消費税等額       |   |        | 1,851 |        | 1,851 |

# 支 出 伝 票

|         |  |               |   |               |   |
|---------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 2 /   |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年8月1日 から 平成30年8月31日  |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年10月5日   |               |   |               |   |
| 支 出 金 額 | 3,061 円  |               |   |               |   |
| 支 出 先   | NTTファイナンス株式会社  |               |   |               |   |
| 使 途 内 容 | FAX料金等8月分  |               |   |               |   |
| 備 考     | 会派控室用<br>$6,123 \text{ 円} \times 1/2 = 3,061 \text{ 円}$  |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |   |               |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

NTTフレッツインターネットからのお知らせ

NTTフレッツインターネットからのお知らせ

|                                    |                          |                       |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER)       | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | 振替日<br>(TRANSFER DAY) |
| 025-223-7748                       | 2018年10月ご請求分             | 2018年10月5日(月)         |
| 振替金額<br>(TRANSFER AMOUNT OF MONEY) | 6,279円                   |                       |

|                              |                |
|------------------------------|----------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER) | 025-223-7748   |
| ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)        | 日本郵政株式会社 郵便局 様 |

振替日に振替が出来なかった場合は振替利息を加算させていただきます。振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2018年10月22日発行)

|                        |                |
|------------------------|----------------|
| 2018年 9月ご請求分           | (2018年10月5日振替) |
| 領収金額 (AMOUNT RECEIVED) | 6,123円         |
| 金額機内名<br>(AMOUNT)      |                |
| 口座番号<br>(ACCOUNT)      |                |

印紙税申告納付につき芝 郵便局承認済

NTTフレッツインターネット株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70

物 価 表

NTTフレッツインターネットからのお知らせ  
NTTグループ各社ご請求金額  
NTT東日本各社ご請求額 (合計) 6,279円

NTT東日本から「にねん期」をご利用のお客さまへのお知らせ  
「フレッツ光」の料金プラン「にねん期」はご請求内訳に記載の「解約金がわからない期間」を過ぎると自動更新されます。  
詳しくはフレッツ公式ホームページの「サービスのお問い合わせ」  
(<https://flets.com/customer/contact.html>)をご確認ください。  
なお「解約金がわからない期間」以外での「フレッツ光」の解約は、集合住宅向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)がかかります。

J300B1391006 29605 29605 00 D



口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

NTTファイナンス株式会社 電話料金請求書  
(東日本ご利用分)

|                                    |                          |                       |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER)       | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | 振替日<br>(TRANSFER DAY) |
| 025-223-7748                       | 2018年 9月ご請求分             | 2018年10月 5日(金)        |
| 振替金額<br>(TRANSFER AMOUNT OF MONEY) | 6,123円                   |                       |

|                              |                |
|------------------------------|----------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER) | 025-223-7748   |
| ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)        | 日本共産党新潟市議会議員 様 |

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2018年 9月20日発行)

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 2018年 8月ご請求分              | (2018年 9月 5日振替) |
| 領収金額 (AMOUNT RECEIVED)    | 6,201円          |
| 金融機関名<br>(BANK/NO. OF BR) |                 |
| 口座番号<br>(ACCOUNT)         |                 |

印紙税申告納付につき定  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70



郵便番号

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
NTT東日本分ご請求額 (合計) 6,123円

6,123円



6,123円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

\*\*\*NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ\*\*\*  
「フレッツ光」の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。  
自動更新後の契約期間は24ヵ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。  
詳しくはフレッツ公式ホームページの「サービスのお問い合わせ」  
(<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。  
なお「解約金がかからない期間」以外での「フレッツ光」の解約は、  
解約金 [戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)] がかかります。

J330B1391007 00079 00079 00 D

## 支 出 伝 票

|         |  |               |   |               |   |
|---------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 22  |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年10月1日 から 平成30年10月31日  |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年10月9日   |               |   |               |   |
| 支 出 金 額 | 21,816 円   |               |   |               |   |
| 支 出 先   | 日立キャピタル株式会社  |               |   |               |   |
| 使 途 内 容 | パソコン(7台)、複合機、ハードディスク 10月分リース料  |               |   |               |   |
| 備 考     | 会派控室用 パソコンは議員6人、政務活動補助員1人分<br>43,632 円 × 1/2 = 21,816 円  |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |   |               |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

|    |          |          |           |           |          |
|----|----------|----------|-----------|-----------|----------|
| 日  | 付        | 摘要(お客様宛) | お支払金額 (円) | お預り金額 (円) | 差引残高 (円) |
| 17 | 30-10-09 | クレジット取引  | 0 43,632  |           |          |

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。





# 支出伝票

|         |  |               |     |           |     |
|---------|--|---------------|-----|-----------|-----|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           | (印) | 経理<br>責任者 | (印) |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 23  |           |     |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |     |           |     |
| 実施年月日   | 平成30年9月3日  |               |     |           |     |
| 支出年月日   | 平成30年11月1日   |               |     |           |     |
| 支 出 金 額 | 820 円  |               |     |           |     |
| 支 出 先   | 有限会社立川   |               |     |           |     |
| 使 途 内 容 | 蛍光ペンほか購入   |               |     |           |     |
| 備 考     | 会派控室用<br>1,641 円 × 1/2 = 820 円   |               |     |           |     |

領収書貼付欄

(事務所費)

領 収 証

共産党議員団 様

No. \_\_\_\_\_

|    |          |            |
|----|----------|------------|
| 金額 | ¥1,641,- | 取 入<br>印 紙 |
|----|----------|------------|

内 訳 \_\_\_\_\_ 但 蛍光ペン外

現金 \_\_\_\_\_

小切手 \_\_\_\_\_ / 20年11月1日 上記正に領収いたしました

手形 \_\_\_\_\_ / 新潟市西区寺尾通2丁目5番10号

消費税額等(%) \_\_\_\_\_

コクヨ ケー-600

有限会社立川 印

代表取締役 立川 隆 印

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

請 求 書

〒No. [Redacted]  
 共産党議員団 様

下記の通り御請求申し上げます。

取引銀行 [Redacted]  
 口座番号 [Redacted]



送付先  
 〒950-2111 新潟市 [Redacted]  
 TEL: 025-230-3078

有 限 公 司  
 代表取締役 川 隆  
 〒950-2111 新潟市 [Redacted]  
 TEL: 025-230-3078

| 品名コード | 品名                         | 数量   | 単価  | 税抜金額   | 備考   |
|-------|----------------------------|------|-----|--------|------|
| 1     | 三菱 三波 蛍光ペン 諸巻 PUSR-810 P.Y | 20 個 | 64  | 1280   |      |
| 2     | セオラ ツーカラー ハイマツキー 黒         | 2 本  | 120 | 240    |      |
| 3     |                            |      |     |        |      |
| 4     |                            |      |     |        |      |
| 5     |                            |      |     |        |      |
| 6     |                            |      |     |        |      |
| 摘要    |                            |      |     | 税抜合計金額 | 1520 |
|       |                            |      |     | 消費税額 % | 12.1 |
|       |                            |      |     | 税込合計金額 | 1641 |

コード E0-71052

# 支出伝票

|       |  |               |   |       |   |
|-------|--|---------------|---|-------|---|
| 会 派 名 | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理責任者 |  |
| 支出年度  | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 24  |       |   |
| 支出項目  | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |       |   |
| 実施年月日 | 平成30年9月4日  |               |   |       |   |
| 支出年月日 | 平成30年11月1日   |               |   |       |   |
| 支出金額  | 1,517 円  |               |   |       |   |
| 支出先   | 有限会社立川   |               |   |       |   |
| 使途内容  | コピー用紙購入  |               |   |       |   |
| 備考    | 会派控室用<br>$3,034 \text{ 円} \times 1/2 = 1,517 \text{ 円}$  |               |   |       |   |

領収書貼付欄 (事務所費)

領収証

共産党新潟市議会議員団 様

No. \_\_\_\_\_

|          |                       |     |
|----------|-----------------------|-----|
| 金額       | 3,034 -               | 取 入 |
| 内訳       | 但しこの内訳外               | 印 紙 |
| 現金       | 20年11月1日 上記正に領収いたしました |     |
| 小切手      | 新潟市西区古長町2丁目5番10号      |     |
| 手形       | 有限会社立川                | 係印  |
| 消費税額等(%) | 代表取締役 立川 隆            |     |

コケヨ 7ヶ-600

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

納品書

|    |      |    |         |           |
|----|------|----|---------|-----------|
| 区分 | 登録番号 | 担当 | 売上日     | 伝票番号      |
|    |      |    | 30年9月4日 | 100058411 |

コード

共産党議員団

立川

立川

代表取締役 立川 隆  
〒950-2053  
新潟市西区寺尾前通2-5-10  
TEL: 025-230-3077 FAX: 025-230-3078

下記の通り納品いたしました。

| 品名コード | 品名          | 数量        | 単価   | 税抜金額   | 備考   |
|-------|-------------|-----------|------|--------|------|
| 1     | コピー用紙 KW-A4 | 1箱        | 1650 | 1650   |      |
| 2     | コピー用紙 KW-A3 | 1包        | 660  | 660    |      |
| 3     | コピー用紙 KW-B4 | 1包        | 500  | 500    |      |
| 4     |             |           |      |        |      |
| 5     |             |           |      |        |      |
| 6     |             |           |      |        |      |
| 摘要    |             | 消費税率等 8 % | 224  | 税込合計金額 | 3034 |
|       |             | 2810      |      | 税抜合計金額 |      |

コケヨ EC-71062

# 支出伝票

|         |  |               |   |       |   |
|---------|--|---------------|---|-------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理責任者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 25  |       |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |       |   |
| 実施年月日   | 平成30年11月1日   |               |   |       |   |
| 支出年月日   | 平成30年11月1日   |               |   |       |   |
| 支 出 金 額 | 891 円  |               |   |       |   |
| 支 出 先   | 有限会社立川   |               |   |       |   |
| 使 途 内 容 | コピー用紙購入  |               |   |       |   |
| 備 考     | 会派控室用<br>$1,782 \text{ 円} \times 1/2 = 891 \text{ 円}$  |               |   |       |   |
| 領収書貼付欄  |  |               |   |       | (事務所費)  |

|            |                         |           |
|------------|-------------------------|-----------|
| 領 収 証      | 共産党新潟市議会議員団 様           | No. _____ |
| 金額         | ¥ 2,100 -               | 収 入       |
| 内 訳        | 但 200円税 0円税             | 印 紙       |
| 現 金        |                         |           |
| 小切手        | / 30年11月1日 上記正に領収いたしました |           |
| 手 形        | 新潟市西区立川町2丁目5番10号        |           |
| 消費税額等(%)   | 有限会社立川 川 隆              | 係印        |
| 三菱 UFJ 600 | 代表取締役 立川 隆              |           |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

様

共産党議員団

コード No

取引銀行  
口座番号

下記の通り御請求申し上げます。

|      |          |           |
|------|----------|-----------|
| 発注番号 | 領受日      | 伝票番号      |
|      | 30年11月1日 | 100058968 |
|      |          | (1771)    |

有 限 公 司  
代表 川 隆  
〒950-  
新潟市  
TEL: 025-230-3077 FAX: 025-230-3078

| 品名コード | 品名          | 数量     | 単価   | 税抜金額 | 備考          |
|-------|-------------|--------|------|------|-------------|
| 1     | コピー用紙 KW-A4 | 1箱     | 1650 | 1650 |             |
| 2     |             |        |      |      |             |
| 3     |             |        |      |      |             |
| 4     |             |        |      |      |             |
| 5     |             |        |      |      |             |
| 6     |             |        |      |      |             |
| 摘要    |             | 税抜合計金額 | 1950 | 156  | 税込合計金額 2106 |

コード EC-チ1052

# 支出伝票

|       |  |               |    |       |   |
|-------|--|---------------|----|-------|---|
| 会 派 名 | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           | 渡辺 | 経理責任者 |  |
| 支出年度  | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 26 |       |   |
| 支出項目  | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |    |       |   |
| 実施年月日 | 平成30年10月1日 から 平成30年10月31日  |               |    |       |   |
| 支出年月日 | 平成30年11月2日   |               |    |       |   |
| 支出金額  | 13,899 円   |               |    |       |   |
| 支出先   | CEC新潟情報サービス株式会社  |               |    |       |   |
| 使途内容  | PCネットワーク環境サポート料10月分、10月チャージ料金  |               |    |       |   |
| 備 考   | 振込手数料108円×1/2=54円含む<br>27,799 円 × 1/2 = 13,899 円   |               |    |       |   |

領収書貼付欄

(事務所費)

**ホクギン現金自動預入引出機  
ご利用明細票**


いつもご利用いただきありがとうございます。ご利用の明細を下記のとおりお知らせいたします。ご了承ください。

|          |                   |         |
|----------|-------------------|---------|
| 日 付      | 店 番               | 振 込 通 番 |
| 30-11-02 | 280-37            | 001827  |
| 銀行番号     | 支店番号              | 口座番号    |
|          |                   |         |
| お 取 引    | お 取 引 金 額         |         |
| お 振 込    | ¥27,691           |         |
| 振込手数料    | ¥108              |         |
|          | お 当 り ¥2,201      |         |
| 15-56    | 残高(=はお借入残高を表わします) |         |

ホクギンからのご案内またはお振込内容

ホクギンキャッシュサービス株式会社  
ホクギンネットワークサービス株式会社  
ホクギンキャッシュサービス株式会社  
ホクギンネットワークサービス株式会社  
電話番号 025-226-3450

裏面のご案内もご覧ください。



印紙税申告納付につき長岡市税務署承認

10699

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

# 請求書

2018年 10月 31日 No. 019432


1

〒951-8126  
新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様

( 025-228-3450 )

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。  
下記のとおり御請求申し上げます。

  
**日本共産党新潟市議会議員団**  
 〒950-0913 新潟市中央区  
 TEL 025-243-5101 FAX



取引銀行

| 前月御請求額 | 今月御入金額 | 繰越額 | 当月御買上額 | 消費税額等 | 当月御入金合計 | 今月御請求額 |
|--------|--------|-----|--------|-------|---------|--------|
| 24,987 |        |     | 25,740 | 2,059 | 27,799  | 27,799 |

| 日        | 付        | 種  | 票 | 地 | 引 | 商         | 品 | 名 | 規 | 格 | 他 | 入 | 金 | 種 | 数 | 量 | 単      | 価 | 御 | 買 | 上      | 額 | 備 | 考 |
|----------|----------|----|---|---|---|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--------|---|---|---|--------|---|---|---|
| 18.10.20 | 00533002 | 売上 |   |   |   | 10月分 PC用紙 |   |   |   |   |   |   |   |   | 1 |   | 15,000 |   |   |   | 15,000 |   |   |   |
| 18.10.26 | 00534682 | 売上 |   |   |   | 10月分 PC用紙 |   |   |   |   |   |   |   |   | 1 |   | 10,740 |   |   |   | 10,740 |   |   |   |
|          |          |    |   |   |   | 外税消費税     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |        |   |   |   | 2,059  |   |   |   |



# 支 出 伝 票

|         |  |               |   |           |   |
|---------|--|---------------|---|-----------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 27  |           |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |           |   |
| 実施年月日   | 平成30年9月1日 から 平成30年9月30日  |               |   |           |   |
| 支出年月日   | 平成30年11月5日   |               |   |           |   |
| 支 出 金 額 | 3,139 円  |               |   |           |   |
| 支 出 先   | NTTファイナンス株式会社  |               |   |           |   |
| 使 途 内 容 | FAX料金等9月分  |               |   |           |   |
| 備 考     | 6,279 円 × 1/2 = 3,139 円  |               |   |           |   |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |   |           |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。





**口座振替のご案内 (東日本ご利用分)**

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金徴収部  
(東日本ご利用分)

|                                    |                          |                       |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER)       | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | 振替日<br>(TRANSFER DAY) |
| 025-223-7748                       | 2018年11月ご請求分             | 2018年12月 5日(水)        |
| 振替金額<br>(TRANSFER AMOUNT OF MONEY) | 6,045円                   |                       |

|                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER) | 025-223-7748    |
| ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)        | 日本共産党新潟市議会議員団 様 |

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2018年11月21日発行)

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 2018年10月ご請求分              | (2018年11月 5日振替) |
| 領収金額 (AMOUNT RECEIVED)    | 6,279円          |
| 金融機関名<br>BANK/POST OFFICE | *****           |
| 口座番号<br>ACCOUNT           | *****           |

印紙税申告納付につき芝  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70

**<ご請求に関するお知らせ>**

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

～詳しくは、下記ホームページをご覧ください～  
<http://web116.jp/r/kakugetsu>



**[NTTファイナンスからのお知らせ]**

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
NTT東日本分ご請求額 (合計) 6,045円

6,045円

6,045円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

\*\*\* NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ \*\*\* フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヵ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)】がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

J300B1391002 07973 07973 00 D

# 支 出 伝 票

|         |  |               |   |           |   |
|---------|--|---------------|---|-----------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 28  |           |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |           |   |
| 実施年月日   | 平成30年11月1日 から 平成30年11月30日  |               |   |           |   |
| 支出年月日   | 平成30年11月7日   |               |   |           |   |
| 支 出 金 額 | 21,816 円   |               |   |           |   |
| 支 出 先   | 日立キャピタル株式会社  |               |   |           |   |
| 使 途 内 容 | パソコン(7台)、複合機、ハードディスク 11月分リース料  |               |   |           |   |
| 備 考     | 会派控室用 パソコンは議員6人、政務活動補助員1人分<br>43,632 円 × 1/2 = 21,816 円  |               |   |           |   |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |   |           |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。



|   |   |          |           |           |          |    |
|---|---|----------|-----------|-----------|----------|----|
| 日 | 付 | 摘要(お客様へ) | お支払金額 (円) | お預り金額 (円) | 差引残高 (円) | 記号 |
|---|---|----------|-----------|-----------|----------|----|

51 30-11-07 977-41E-711 〇43,632

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



## 支 出 伝 票

|         |  |               |   |               |   |
|---------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 29  |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年10月1日 から 平成30年10月31日  |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年12月5日   |               |   |               |   |
| 支 出 金 額 | 3,022 円  |               |   |               |   |
| 支 出 先   | NTTファイナンス株式会社  |               |   |               |   |
| 使 途 内 容 | FAX料金等10月分   |               |   |               |   |
| 備 考     | 会派控室用<br>$6,045 \text{ 円} \times 1/2 = 3,022 \text{ 円}$  |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |   |               |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

**口座振替のご案内 (東日本で利用分)**

|                                    |                          |                       |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER)       | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | 振替日<br>(TRANSFER DAY) |
| 025-223-7748                       | 2018年12月ご請求分             | 2019年 1月 7日(月)        |
| 振替金額<br>(TRANSFER AMOUNT OF MONEY) | 6,382円                   |                       |

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。  
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、おまもく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。  
 ※NTT東日本請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。  
 【料金問合せ受付時間】午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は除きます)  
 【ひかり電話ご利用のお客様へ】ご利用の電話番号は本内訳書「ひかり電話(基本料)」の「ご利用期間等のお知らせ」欄に表示されます。

**NTTファイナンスからのご案内**

バラバラのご請求を **おまとめ請求** でひとつに!

お申し込みはwebから! **おまとめ請求**



**NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (東日本で利用分)**

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 025-223-7748

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)  
 日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account. (2018年12月20日発行)

|                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| 2018年11月ご請求分             | (2018年12月 5日振替) |
| 領収金額 (AMOUNT RECEIVED)   | 6,045円          |
| 金融機関名 (BANK/INSTITUTION) | *****           |
| 口座番号 (ACCOUNT)           | *****           |

印紙税申告納  
 付につき芝  
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70



**【NTTファイナンスからのお知らせ】**

\*\*\*NTTグループ各社ご請求金額\*\*\*  
 NTT東日本分ご請求額 6,382円  
 (合計) 6,382円

2円  
 2円(詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。)

**\*\*\*NTTファイナンスからのお知らせ\*\*\***

2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満

の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

\*\*\*NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ\*\*\*  
 内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。解約金がかからない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金(戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜))」(集合住宅向けサービスの場合は5,000円(税抜))がかかります。詳しくは、プレッツ公式HP (<https://flets.com/custo>)

\*\*\*プレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求自動更新後の契約期間が24ヵ月です。自動更新をご希望がかけられない期間以外でのプレッツ光の解約は解約金がかかります。詳しくは、[mer/contact.html](https://flets.com/custo/mer/contact.html) をご確認ください。

お知らせ





**口座振替のご案内 (東日本ご利用分)**

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (東日本ご利用分)

|                                    |                          |                       |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER)       | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | 振替日<br>(TRANSFER DAY) |
| 025-223-7748                       | 2018年11月ご請求分             | 2018年12月 5日(水)        |
| 振替金額<br>(TRANSFER AMOUNT OF MONEY) | 6,045円                   |                       |

|                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER) | 025-223-7748    |
| ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)        | 日本共産党新潟市議会議員団 様 |

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2018年11月21日発行)

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 2018年10月ご請求分              | (2018年11月 5日振替) |
| 領収金額 (AMOUNT RECEIVED)    | 6,279円          |
| 金融機関名<br>BANK/POST OFFICE | *****           |
| 口座番号<br>ACCOUNT           | *****           |

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70



**<ご請求に関するお知らせ>**

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の  
偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、  
毎月ご請求しております。

～詳しくは、下記ホームページをご覧ください～  
<http://web116.jp/r/kakugetsu>



**【NTTファイナンスからのお知らせ】**

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT東日本分ご請求額  
(合計)

6,045円

6,045円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

\*\*\*NTT東日本から「にん割」をご利用のお客さまへのお知らせ\*\*\* フレッツ光の料金プラン「にん割」はご請求  
内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望  
されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金  
【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)】がかかります。詳しくは  
フレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

J300B1391002 07973 07973 00 D

# 支出伝票

|         |  |               |   |  |
|---------|--|---------------|---|--|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任者<br> |
| 支出年度    | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 30  |  |
| 支出項目    | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |  |
| 実施年月日   | 平成30年11月1日 から 平成30年11月30日  |               |   |  |
| 支出年月日   | 平成30年12月6日   |               |   |  |
| 支出金額    | 11,688 円   |               |   |  |
| 支 出 先   | CEC新潟情報サービス株式会社  |               |   |  |
| 使 途 内 容 | PCネットワーク環境サポート料11月分、11月チャージ料金  |               |   |  |
| 備 考     | 振込手数料108円×1/2=54円含む<br>23,377 円 × 1/2 = 11,688 円   |               |   |  |


領収書貼付欄

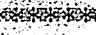
(事務所費)

**ホクギン現金自動預入引出機**  
ご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。ただし、お取引いただきました明細は下記のとおりでございます。ご了承ください。

|   |                   |         |        |
|---|-------------------|---------|--------|
| 日 付   | 店 番               | 機 番     | 通 番    |
| 30-12-06  | 280               | 57      | 006379 |
| 銀行番号  | 支店番号              | 口 座 番 号 |        |
|   |                   |         |        |
| お 取 引   | お 取 引 金 額         |         |        |
| お 振 込   | ¥23,269           |         |        |
| 振 込 手 数 料   | ¥108              |         |        |
|   | お っ け ¥1,623      |         |        |
|   | 残高(=はお借入残高を表わします) |         |        |
| 09-42   |                   |         |        |
| <small>ホクギンからのご案内またはお振込内容</small>                       |                   |         |        |
| [Redacted]  |                   |         |        |
| ヲウホクサ-ビス カ<br>様<br>ヲウホクサ-ビス カ<br>様<br>電話番号 025-226-3450 |                   |         |        |
| <small>裏面のご案内もご覧ください。</small>                           |                   |         |        |

  
 10699

印紙税申告前  
付につき長岡  


※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

# 請求書

〒951-8126


新潟市中央区学校町通1-602-1

2018年 11月 30日 No. 028344

日本共産党新潟市議会議員団 様

( 025-226-3450 )

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。  
 下記のとおり御請求申し上げます。

  
**新潟情報サービス**  
 〒950-0913 新潟市中央区鑑  
 TEL 025-243-5101 FAX  
 取引銀行

| 前月御請求額 | 今月御入金額 | 繰越額 | 当月御買上額 | 消費税額等 | 合計     | 前月御買上額 | 今月御買上額 |
|--------|--------|-----|--------|-------|--------|--------|--------|
| 27,799 |        |     | 21,645 | 1,732 | 23,377 | 23,377 | 23,377 |

| 品名  | 数量 | 単価     | 金額     | 消費税   | 合計     |
|---|----|--------|--------|-------|--------|
| 18.11.16 00586064 売上 ESET Endpoint Pro Std 企業用 (8-24ヶ月) | 1  | 3,500  | 3,500  |       | 3,500  |
| 18.11.20 00584850 売上 11月分 PCソフト環境料-1                    | 1  | 15,000 | 15,000 |       | 15,000 |
| 18.11.29 00586840 売上 外税消費税等計                            | 1  | 3,145  | 3,145  |       | 3,145  |
|   |    |        |        | 1,732 | 1,732  |

# 支 出 伝 票

|         |  |               |      |           |      |
|---------|--|---------------|------|-----------|------|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           | (渡辺) | 経理<br>責任者 | (倉持) |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 31   |           |      |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |      |           |      |
| 実施年月日   | 平成30年12月1日 から 平成30年12月31日  |               |      |           |      |
| 支出年月日   | 平成30年12月7日   |               |      |           |      |
| 支 出 金 額 | 21,816 円   |               |      |           |      |
| 支 出 先   | 日立キャピタル株式会社  |               |      |           |      |
| 使 途 内 容 | パソコン(7台)、複合機、ハードディスク 12月分リース料  |               |      |           |      |
| 備 考     | 会派控室用 パソコンは議員6人、政務活動補助員1人分<br>43,632 円 × 1/2 = 21,816 円  |               |      |           |      |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |      |           |      |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

| 日付 | 摘要(お客様メモ) | お支払金額 (円) | お預り金額 (円) | 差引残高 (円) | 記号 |
|----|-----------|-----------|-----------|----------|----|
|----|-----------|-----------|-----------|----------|----|

|            |  |  |  |  |  |
|------------|--|--|--|--|--|
| [Redacted] |  |  |  |  |  |
|------------|--|--|--|--|--|



|     |          |        |        |  |  |
|-----|----------|--------|--------|--|--|
| 156 | 30-12-07 | ヒヤキヒヤキ | 43,632 |  |  |
|-----|----------|--------|--------|--|--|

|            |  |  |  |  |  |
|------------|--|--|--|--|--|
| [Redacted] |  |  |  |  |  |
|------------|--|--|--|--|--|

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



## 支 出 伝 票

|         |  |               |   |               |   |
|---------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 32  |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成30年9月4日  |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成30年12月12日  |               |   |               |   |
| 支 出 金 額 | 1,571 円  |               |   |               |   |
| 支 出 先   | 有限会社立川   |               |   |               |   |
| 使 途 内 容 | コピー用紙購入  |               |   |               |   |
| 備 考     | 会派控室用<br>$3,142 \text{ 円} \times 1/2 = 1,571 \text{ 円}$  |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |   |               |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

# 請 求 書

共産党議員団 様

コーPN [Redacted]

取引銀行 [Redacted]  
口座番号 [Redacted]

|    |       |    |           |           |
|----|-------|----|-----------|-----------|
| 区分 | 受発注番号 | 担当 | 発注日       | 受発注番号     |
|    |       |    | 30年 9月 4日 | 100058411 |

有 限 公 司  
代表取締役 立 川 隆  
〒950- [Redacted]  
新潟市 [Redacted] 前通 2-1-5  
TEL: 025-230-3077 FAX: 025-230-3078

下記の通り御請求申し上げます。

| 品名コード  | 品 名         | 数 量 | 単 価  | 税 抜 金 額 | 備 考  |
|--------|-------------|-----|------|---------|------|
| 1      | コピー用紙 KW-A4 | 1 箱 | 1650 | 1650    |      |
| 2      | コピー用紙 KW-A3 | 1 包 | 660  | 660     |      |
| 3      | コピー用紙 KW-B4 | 1 包 | 500  | 500     |      |
| 4      |             |     |      |         |      |
| 5      |             |     |      |         |      |
| 6      |             |     |      |         |      |
| 摘要     |             |     |      | 税抜合計金額  | 3034 |
| 消費税    |             |     |      | 2810    |      |
| 消費税等   |             |     |      | 8%      |      |
| 税別合計金額 |             |     |      | 2744    |      |
| 税込合計金額 |             |     |      |         | 3034 |

コード EC-71092



# 支 出 伝 票

|         |  |               |    |               |  |
|---------|--|---------------|----|---------------|--|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |    | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 33 |               |  |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |    |               |  |
| 実施年月日   | 平成30年12月1日 から 平成30年12月31日  |               |    |               |  |
| 支出年月日   | 平成30年12月17日  |               |    |               |  |
| 支 出 金 額 | 1,620 円  |               |    |               |  |
| 支 出 先   | 日立キャピタル株式会社  |               |    |               |  |
| 使 途 内 容 | 風間ルミ子議員のパソコンリース料   |               |    |               |  |
| 備 考     | 3,240 円 × 1/2 = 1,620 円  |               |    |               |  |

領収書貼付欄 (事務所費)

お取引明細票

|          |     |     |    |      |      |      |     |       |    |        |             |          |
|----------|-----|-----|----|------|------|------|-----|-------|----|--------|-------------|----------|
| お取扱日     | 取扱店 | 号機  | NB | 銀行番号 | 口座店  | 口座番号 | 通番  | お取引内容 |    |        |             |          |
| 30-12-17 | 281 | 24  | N  |      |      |      | 150 | 振 込   |    |        |             |          |
| 万円       | 5千円 | 2千円 | 千円 | 500円 | 100円 | 50円  | 10円 | 5円    | 1円 | お取引金額  | 消費税込<br>手数料 | お取引後元帳残高 |
| 1        |     |     |    |      |      |      |     |       |    | ¥3,240 |             |          |

ご案内   \*   お振込明細   \*   000150

お振込先   XXXXXXXXXX

ヒタチキャピタル(株)様  
 ご依頼人   ニホンキョウサントウエイ(株)「タシキ」カイキ「インゲン」様  
 TEL025-226-3450

13:08

印紙税申告納  
付につき新潟  
県税務署へ送付

おつり   ¥1,328

毎紙ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。   印紙税納付の必要がない場合は、  
 ◎ご利用のお客様へ   自印紙税納付の必要がない場合は、  
 ○ご利用の日および時間により当行所定の手数料(各消費税)を手数料欄記載のとおり   \*印で消しております。  
 ※お支払いいただいております。   裏面のご案内をあわせてご覧ください。  
 ○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用日の決済日にお取引口座からお支払い  
 いただきます。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

# 請 求 書

2018 年 12 月 12 日

951-8126  
新潟県新潟市中央区  
学校町通1番町602-1

|       |         |
|-------|---------|
| 請求書No | 0617868 |
|-------|---------|

日本共産党新潟市議会議員団 殿

950-0087  
新潟県新  
東大通1  
日立キャピタル株式会社

毎度格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。  
下記の通りご請求申し上げます。

法人事業本部 新潟法人支店

TEL 025-241-2900

|       |         |
|-------|---------|
| ご請求金額 | ¥3,240- |
|-------|---------|

| 契約番号       | 内 容                | 金 額   |
|------------|--------------------|-------|
| [REDACTED] | VersaPro タイプVF     |       |
|            | 初回分リース料(2018年12月分) | 3,000 |
|            | 消費税等 (8%)          | 240   |
|            | 合 計 額              | 3,240 |

備 考 2018年12月31日迄にお振込をお願い申し上げます。

- ◎お振込の節には、右記取引銀行の「日立キャピタル株式会社」口座宛お振り込みください。
- ◎振込手数料は貴社負担となりますので、ご了承願います。
- ◎「請求回数」は、契約期間中のお支払の回数を表示しております。

(取引銀行) [REDACTED]

お支払一覧表

平成 30 年 12 月 20 日

日本共産党新潟市職団 代表 池辺 有子

股

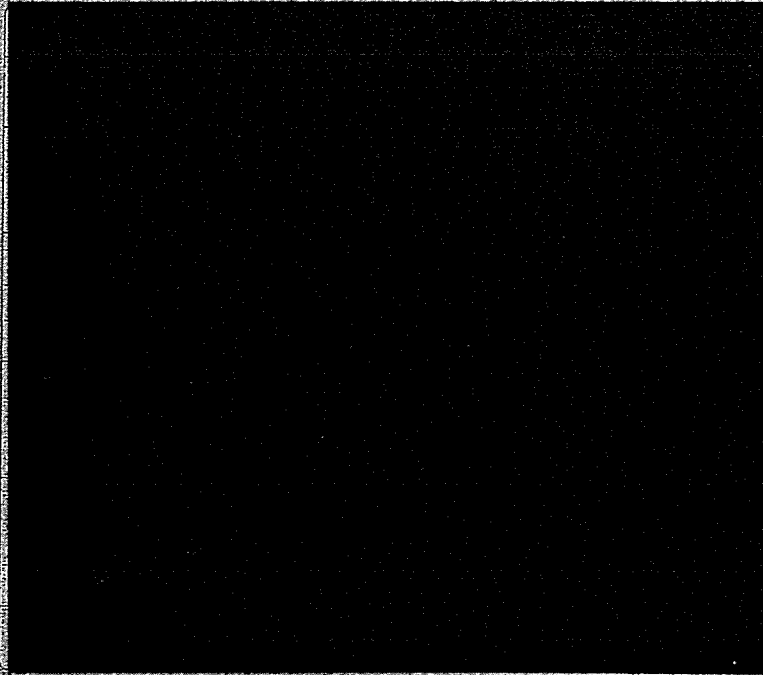
|      |                             |       |           |
|------|-----------------------------|-------|-----------|
| 契約番号 | リース                         | 契約金額  | 180,000 円 |
| 物件名  | Verisario タイプVF             | 消費税等額 | 14,400 円  |
| 契約期間 | 平成 30 年 12 月 1 日より<br>60ヶ月間 | お支払総額 | 194,400 円 |
|      |                             | 内、前払  | 0 円       |
|      |                             | リース料  | 194,400 円 |
|      |                             | 内、前払  | 0 円       |
|      |                             | 内、現金  | 0 円       |

平素は、誠にありがとうございます。このたびは、お支払の滞りなく、誠にありがとうございます。お支払の滞りなく、誠にありがとうございます。

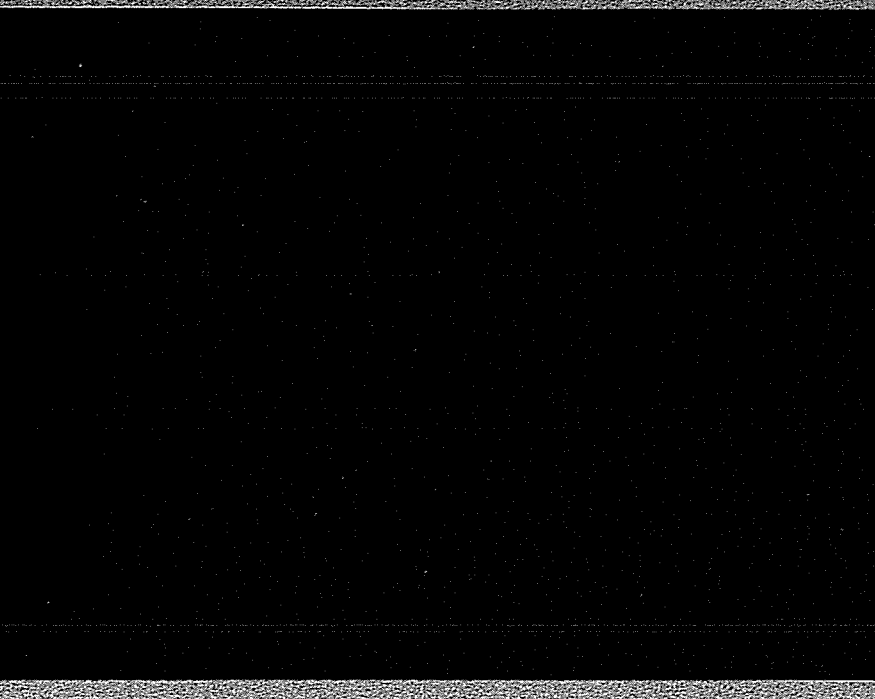
|       |                     |
|-------|---------------------|
| お支払方法 | 口座振替                |
| 金融機関名 |                     |
| 支店名   |                     |
| 口座番号  |                     |
| 口座名義  | 日本共産党新潟市職団 代表 池辺 有子 |

日本共産党新潟市職団 代表 池辺 有子  
〒950-0087 新潟市東区  
東大通り 3-8  
電話 025-241-2900

| 回数 | 対候月<br>年 月 日 | お支払日<br>年 月 日 | お支払金額 | 内、消費税等 | お支払後残高<br>(前回の残高) | 摘要 |
|----|--------------|---------------|-------|--------|-------------------|----|
| 1  | 30 12 31     | 30 12 17      | 3240  | 240    | 191160            | 振込 |
| 2  | 31 1 31      | 31 1 7        | 3240  | 240    | 187920            |    |
| 3  | 31 2 31      | 31 2 7        | 3240  | 240    | 184680            |    |
| 4  | 31 3 31      | 31 3 7        | 3240  | 240    | 181440            |    |





| 回数    | 対候月<br>年 月 日 | お支払日<br>年 月 日 | お支払金額   | 内、消費税等 | お支払後残高<br>(前回の残高) | 摘要 |
|-------|--------------|---------------|---------|--------|-------------------|----|
| お支払合計 |              |               |         |        |                   |    |
|       |              |               | 167,400 | 12,400 | 1                 |    |



お支払の滞りなく、誠にありがとうございます。お支払の滞りなく、誠にありがとうございます。お支払の滞りなく、誠にありがとうございます。

# 支 出 伝 票

|         |  |               |   |  |
|---------|--|---------------|---|--|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任者<br> |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 34  |  |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |  |
| 実施年月日   | 平成30年11月1日 から 平成30年11月30日  |               |   |  |
| 支出年月日   | 平成31年1月7日  |               |   |  |
| 支 出 金 額 | 3,191 円  |               |   |  |
| 支 出 先   | NTTファイナンス株式会社  |               |   |  |
| 使 途 内 容 | FAX料金等11月分   |               |   |  |
| 備 考     | 会派控室用<br>$6,382 \text{ 円} \times 1/2 = 3,191 \text{ 円}$  |               |   |  |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |   |  |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

加入電話・INSネットの固定電話をご利用のお客さまへ

電話を提供するNTT東日本の局内設備を2024年11月に廃止いたします。  
 お客さまがご利用中の電話機等は、設備切替後もご利用いただけます。  
 固定電話(通話)のご利用継続には、切替にもご準備の手続き等は不要です。

詳しくは、専用WEBサイト(<http://web116.jp/20241001>)をご覧ください。  
 下記は、専用コールセンター0120-815511までお問い合わせください。  
 (受付時間: 午前9時～午後5時 12/28(月)を除く)



**固定電話 回線サービス**  
 2024年11月1日廃止

おまとめ請求のお申し込みはぜひweb116  
**0800-333-1000**  
 受付時間: 午前9時～午後5時  
 月～金曜日(休日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

NTTファイナンスからのお便り情報ははこちら  
**検索**  
<https://www.ntt-finance.co.jp/billing/service/tp/>

お知らせ  
 ※NTT東日本が提供する、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています  
 (料金回収委託受付時間)  
 午前9時～午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日) は終了です  
 (ひかり電話ご利用のお客さまへ)  
 ご利用の電話番号は本邦現住所(ご実住所)の「ご利用期間等のお知らせ」欄に表示されます

※本サービスは、ご契約のサービス料のうち、  
 エコモードサービス料は、おまとめ請求(日本全国)においてエコモード  
 サービス料(NTT東日本の加入電話番号)の提供を拒否するた  
 めにご負担いただく料金です。なお、おまとめ請求(日本全国)が公表されてい  
 るから、請求あたりの費用(おまとめ請求)が公表されています。

ここから、①の欄にゆくりお申し込みください。  
 申し込みは必ずお申し込みください。お申し込みの際は、お申し込みの住所は、正確にお申し込みください。

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

|                                    |                          |                       |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER)       | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | 振替日<br>(TRANSFER DAY) |
| 025-223-7748                       | 2019年 1月ご請求分             | 2019年 2月 5日(水)        |
| 振替金額<br>(TRANSFER AMOUNT OF MONEY) |                          | 6,149円                |

※振替日に振替が出来なかった場合は振替期を追加させていただきます。場合があり  
 ※口座振替をご利用のお客さまで、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から  
 起算して15日後に再度振替させていただきます。

ご請求に関するお知らせ  
 奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の  
 偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。  
 ※複数回請求とさせていただきます。  
 毎月ご請求しております。  
 ~ 詳しくは、下記ホームページをご覧ください ~  
<http://web116.jp/rakukageau>

【NTTファイナンスからのお知らせ】  
 \*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
 NTT東日本分ご請求額  
 6,149円  
 6,149円  
 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*  
 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。  
 \*\*\* NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ \*\*\*  
 フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求  
 内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望  
 されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金  
 「フレッツ向けサービス」の場合9,500円(税別)がかり、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税別)がかかります。詳しくは  
 フレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>)をご確認ください。

お告知電話番号等  
(BILLING NUMBER)  
 025-223-7748

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)  
 日本共産党新潟市議会議員団 第1期

下記、ご利用料金を口座振替により振り払いしました。  
 The following amount was transferred from your account. (2019年 1月22日発行)

|                               |                 |
|-------------------------------|-----------------|
| 2019年12月ご請求分                  | (2019年 1月 7日振替) |
| 領収金額 (AMOUNT RECEIVED)        | 6,382円          |
| 全振替口座<br>NUMBER OF<br>ACCOUNT |                 |
| 口座番号<br>ACCOUNT               |                 |

印紙税申告欄  
 付につき芝  
 税務署承認済  
 NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

J300B1391002 07684 07684 00 D

| 内訳項目<br>Account (English)     | 金額(円)<br>Amount (YEN) | 内訳金額(円)<br>Amount (YEN) | 請求内容<br>DETAILS OF CHARGE (ENGLISH) | 請求期間<br>PERIOD OF CHARGE (ENGLISH)                         | 物区分<br>Category |
|-------------------------------|-----------------------|-------------------------|-------------------------------------|--|-----------------|
| ◆025-223-7748<br>ONLINE日本ご利用料 | 6,382                 | 5,200                   | クレジット利用料 (N・ファミリHS)                 | 11月 1日~11月30日 : 一括<br>2019年02月~2019年03月以<br>外は別枠で請求金がかかります | 合算              |
|                               |                       | -700                    | にねん割 割引料                            | 11月 1日~11月30日  | 合算              |
|                               |                       | 500                     | リモートサポートサービス料金                      | 11月 1日~11月30日  | 合算              |
|                               |                       | 500                     | ひかり電話 (基本料)                         | 11月 1日~11月30日  | 合算              |
|                               |                       | 408                     | ひかり電話 (通話料)                         | 11月 1日~11月30日  | 合算              |
|                               |                       | 2                       | 空室不正利用料                             | 11月 1日~11月30日  | 合算              |
|                               |                       | 472                     | 相変換専用通話料 (合算)                       | この請求となりません。<br>合算請求の料金合計が8%                                | 合算              |
| 合計                            | 6,382                 | 6,382                   |                                     |  | 合算              |

料金後納  
郵便

郵便区内特別

951-8126  
新潟市中央区学校町通1番町602-1

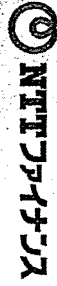
新潟市役所本館  
日本共産党新潟市議会議員団 様



018122503068243188

重要  
Important

親展  
Confidential



口座振替のご案内(東日本ご利用分)

目録、N.T.T.カードシステムご利用のため速くお届きいたします。

発行年月日 2011年12月20日発行

発行会社 NTTファイナンス株式会社

料金控番号 0800-33301111 (無料)

【通存先】

〒0183 仙台市青葉区原町6丁目 日本

〒8691 郵便物 仙台市郵便局私書箱8号

ここから届くお申し込みは、  
MAILADDRESS: 18120401D 1300D1111004 10545 10545 00 D

18120401D 1300D1111004 10545 10545 00 D









# 請求書

〒951-8126

新潟市中央区学校町通1-602-1

2018年 12月 31日 № 037314

日本共産党新潟市議会議員団 様

( 025-228-3450 )

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。  
 下記のとおり御請求申し上げます。



新報社  
 〒950-0913 新潟市中央区鏡



TEL 025-243-5101 FAX

取引銀行

| 前月御請求額 | 今月御入金額 | 繰越額 | 当月御買上額 | 消費税額等 | 当月御買上合計 | 今月御入金合計 |
|--------|--------|-----|--------|-------|---------|---------|
| 23,377 |        |     | 26,374 | 2,110 | 28,484  | 28,484  |

| 日        | 付 | 存票No     | 取引 | 商    | 品   | 名       | 規格他/入金額 | 数 | 単 | 価      | 御買上額   | 備 | 考 |
|----------|---|----------|----|------|-----|---------|---------|---|---|--------|--------|---|---|
| 18.12.20 |   | 00586587 | 売上 | 12月分 | 印刷費 | 12月分印刷費 |         | 1 |   | 15,000 | 15,000 |   |   |
| 18.12.28 |   | 0058747  | 売上 | 12月分 | 印刷費 | 12月分印刷費 |         | 1 |   | 11,374 | 11,374 |   |   |
|          |   |          |    |      |     |         |         |   |   |        | 2,110  |   |   |

# 支 出 伝 票

|  |  |               |   |               |   |
|--|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名  | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度  | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 36  |               |   |
| 支 出 項 目  | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日  | 平成31年1月1日 から 平成31年1月31日  |               |   |               |   |
| 支出年月日  | 平成31年1月18日   |               |   |               |   |
| 支 出 金 額  | 23,436 円   |               |   |               |   |
| 支 出 先  | 日立キャピタル株式会社  |               |   |               |   |
| 使 途 内 容  | 議員及び政務活動補助員使用のパソコン、複合機、ハードディスクリース料1月分  |               |   |               |   |
| 備 考  | 46,872 円 × 1/2 = 23,436 円  |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄 <span style="float: right;">(事務所費)</span> |  |               |   |               |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

| 日付 | 摘要(お客様メモ) | お支払金額(円) | お預り金額(円) | 差引残高(円) | 記号 |
|----|-----------|----------|----------|---------|----|
|----|-----------|----------|----------|---------|----|



|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|

|     |                   |          |
|-----|-------------------|----------|
| 163 | 31-01-18E7757E°7ル | ○ 46,872 |
|-----|-------------------|----------|

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



# 支 出 伝 票

|         |  |               |   |               |   |
|---------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 37  |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成31年1月30日   |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成31年1月30日   |               |   |               |   |
| 支 出 金 額 | 214 円  |               |   |               |   |
| 支 出 先   | コメリホームセンター黒埼店  |               |   |               |   |
| 使 途 内 容 | セロテープ購入  |               |   |               |   |
| 備 考     | 会派控室用<br><div style="text-align: right; margin-right: 50px;">428 円 × 1/2 = 214 円</div>   |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |   |               |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
 備考欄には按分率等を記入してください。

領収証

いつもそばに、ずっと。



コメリホームセンター黒埼店  
025-370-1133  
リフォーム館  
025-377-1818  
ご来店誠にありがとうございます  
只今、従業員募集中！  
お気軽にお問い合わせくださいませ  
2019年 1月30日(水)09:21 0712-0001  
8443  
28 コパソ セーブ CT1835-5P ¥428

小計 ¥428  
(内消費税 8% ¥31)  
商品計 1点



合計 ¥428  
お預り ¥1,000  
お釣り ¥572

1P



**300万人がご入会!!**  
**コメリカード 募集中!!**  
**新規入会**  
ご入会した日から  
**ポイントが貯まる!!**  
今なら! 1か月以内のクレジット  
ご利用で  
もれなく**1000**ポイント  
プレゼント

# 支 出 伝 票

|        |  |               |   |           |   |
|--------|--|---------------|---|-----------|---|
| 会 派 名  | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任者 |  |
| 支出年度   | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 38  |           |   |
| 支出項目   | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |           |   |
| 実施年月日  | 平成30年12月1日 から 平成30年12月31日  |               |   |           |   |
| 支出年月日  | 平成31年2月5日  |               |   |           |   |
| 支出金額   | 3,074 円  |               |   |           |   |
| 支出先    | NTTファイナンス株式会社  |               |   |           |   |
| 使途内容   | FAX等12月分使用料  |               |   |           |   |
| 備考     | 会派控室用<br>$6,149 \text{ 円} \times 1/2 = 3,074 \text{ 円}$  |               |   |           |   |
| 領収書貼付欄 | (事務所費)   |               |   |           |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。







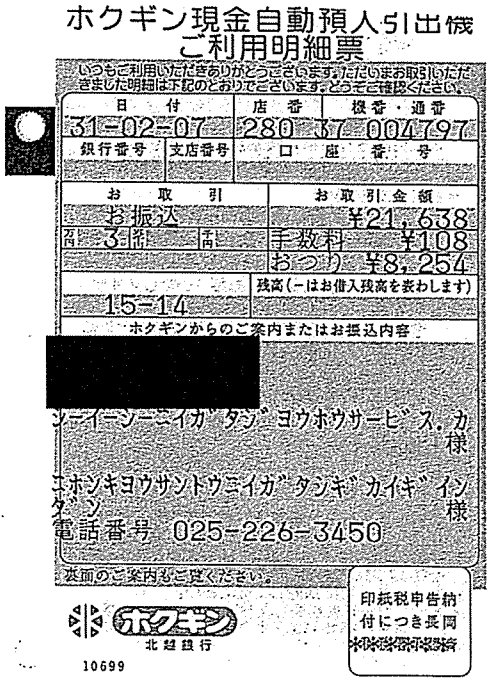




# 支出伝票

|         |  |               |   |        |   |
|---------|--|---------------|---|--------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理責任者  |  |
| 支出年度    | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 39  |        |   |
| 支出項目    | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |        |   |
| 実施年月日   | 平成31年1月1日 から 平成31年1月31日  |               |   |        |   |
| 支出年月日   | 平成31年2月7日  |               |   |        |   |
| 支出金額    | 10,873 円   |               |   |        |   |
| 支出先     | CEC新潟情報サービス株式会社  |               |   |        |   |
| 使 途 内 容 | PCネットワーク環境サポート料、チャージ料金 1月分   |               |   |        |   |
| 備 考     | 振込手数料108円×1/2=54円含む<br>21,746 円 × 1/2 = 10,873 円   |               |   |        |   |
| 領収書貼付欄  |  |               |   | (事務所費) |   |

ホクギン現金自動預入引当  
ご利用明細票



ホクギンからのご案内またはお振込内容

ホクギン株式会社 新潟市サービスセンター  
〒951-8501 新潟市中央区南一環西1丁目1番1号  
電話番号 025-226-3450

10699

印紙税申告納付につき長岡北越銀行

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

# 請求書

2019年 1月 31日 No. 046208


1

〒951-8126  
新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団様

(025-228-9450)

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。  
下記のとおり御請求申し上げます。



  
**新潟情報センター**  
 〒950-0913 新潟市中央区鑑  
 TEL 025-243-5101 FAX

取引銀行

| 前月御請求額 | 今月御入金額 | 繰越額 | 当月御買上額 | 消費税額等 | 当月御買上合計 | 今月御請求額 |
|--------|--------|-----|--------|-------|---------|--------|
| 28,484 |        |     | 20,035 | 1,603 | 21,638  | 21,638 |

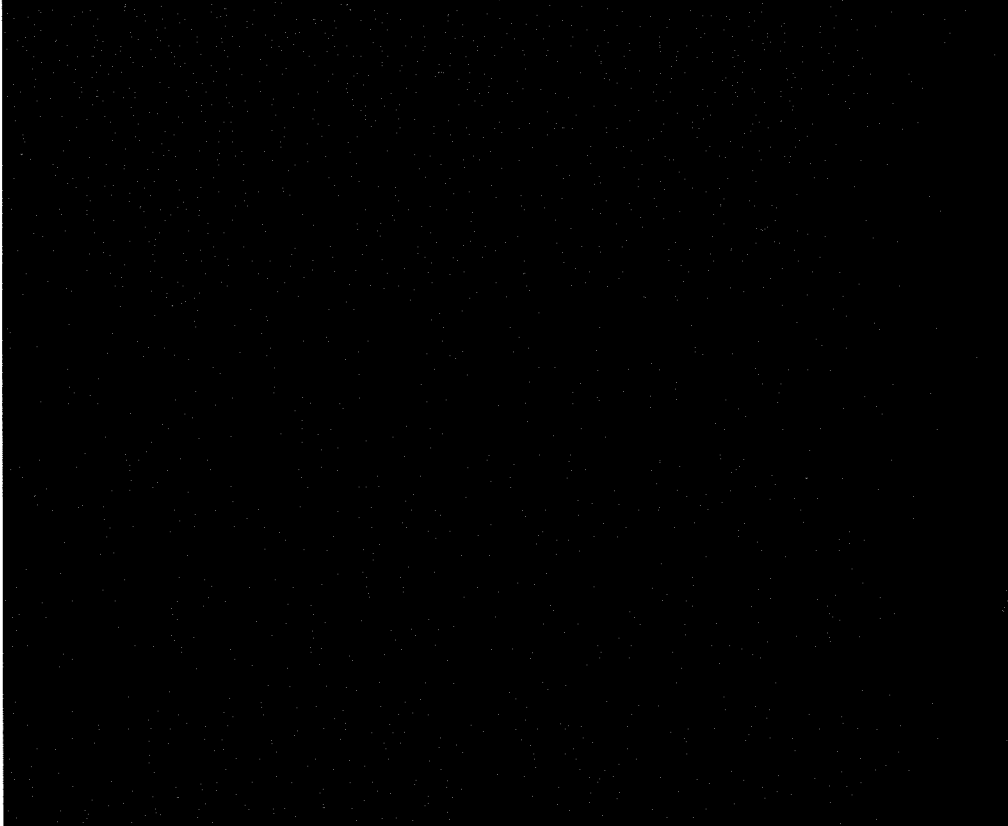
| 目付 | 伝票No. | 取引       | 商  | 品 | 名                 | 規格他 | 入金額 | 数 | 量 | 単      | 価 | 御買上額   | 備 | 考 |
|----|-------|----------|----|---|-------------------|-----|-----|---|---|--------|---|--------|---|---|
| 19 | 120   | 00538495 | 売上 |   | 1月分 PCのPC環境構築料    |     |     | 1 | 1 | 15,000 |   | 15,000 |   |   |
| 19 | 125   | 00540064 | 売上 |   | 六ヶ月分(1月分) 外税消費税等計 |     |     |   |   | 5,035  |   | 5,035  |   |   |

# 支 出 伝 票

|         |  |               |   |               |   |
|---------|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 40  |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日   | 平成31年2月1日 から 平成31年2月28日  |               |   |               |   |
| 支出年月日   | 平成31年2月7日  |               |   |               |   |
| 支 出 金 額 | 23,436 円   |               |   |               |   |
| 支 出 先   | 日立キャピタル株式会社  |               |   |               |   |
| 使 途 内 容 | パソコン(8台)、複合機、ハードディスク 2月分リース料   |               |   |               |   |
| 備 考     | 会派控室用 パソコンは議員7人、政務活動補助員1人分<br>$46,872 \text{ 円} \times 1/2 = 23,436 \text{ 円}$   |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |   |               |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

|    |           |           |           |          |    |
|----|-----------|-----------|-----------|----------|----|
| 日付 | 摘要(お客様メモ) | お支払金額 (円) | お預り金額 (円) | 差引残高 (円) | 記号 |
|----|-----------|-----------|-----------|----------|----|



100  
147 31-02-07 71b ○ 46,872

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



# 支出伝票

|         |  |               |    |       |  |
|---------|--|---------------|----|-------|--|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |    | 経理責任者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 41 |       |  |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |    |       |  |
| 実施年月日   | 平成31年2月13日 から 平成31年2月15日   |               |    |       |  |
| 支出年月日   | 平成31年2月21日   |               |    |       |  |
| 支 出 金 額 | 9,266 円  |               |    |       |  |
| 支 出 先   | 有限会社立川   |               |    |       |  |
| 使 途 内 容 | ケースファイル、フラットファイル、コピー用紙購入費  |               |    |       |  |
| 備 考     | 会派控室用 振込手数料108円×1/2含む<br>$18,532 \text{ 円} \times 1/2 = 9,266 \text{ 円}$   |               |    |       |  |

領収書貼付欄

(事務所費)

**北越銀行**

振込明細票

|      |          |     |     |      |      |     |      |     |      |         |       |          |    |
|------|----------|-----|-----|------|------|-----|------|-----|------|---------|-------|----------|----|
| お取引日 | 31-02-21 | 取扱店 | 281 | 号機   | 24   | NB  | 銀行番号 | 口座店 | 口座番号 | 通番      | 60    | お取引内容    | 振込 |
| 万円   | 5千円      | 2千円 | 千円  | 500円 | 100円 | 50円 | 10円  | 5円  | 1円   | お取引金額   | 振込手数料 | お取引後元帳残高 | 円  |
|      | 2        |     |     |      |      |     |      |     |      | ¥18,424 | ¥108  |          |    |

ご案内 \* お振込明細 \* 0C0060

お振込先 XXXXXXXXXX

10:40

ご依頼人 (1) 巧カワ 様  
 ニホンキョウサントウニイカ"タシキ"カイキ"インダ"ン 様  
 TEL025-226-3450

印紙税申告納付につき新潟  
 税務署承認済

おつり ¥1,468

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。  
 ◎ご利用のお客様へ  
 ○ご利用の日および経路により当行所定の手数料(含消費税)を手数料欄記載のとおりお支払いいただいております。  
 ○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用額の決済日にお取引口座からお支払いいただきます。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。



請 求 書

コード

共産党議員団

様

取引  
銀行

口座番号

有

代  
新 鷗

立 川 隆

(4/1)

〒95  
TEL: 025-230-3077 FAX: 025-230-3078

|    |      |     |           |           |
|----|------|-----|-----------|-----------|
| 区分 | 受注番号 | 担 当 | 発 注 日     | 伝票番号      |
|    |      |     | 31年 2月13日 | 100060122 |

下記の通り御請求申し上げます。



| 品名コード | 品 名         | 数 量 | 単 価  | 税 抜 金 額 | 備 考  |
|-------|-------------|-----|------|---------|------|
| 1     | コピー用紙 KW-A4 | 2 箱 | 1650 | 3300    |      |
| 2     |             |     |      |         |      |
| 3     |             |     |      |         |      |
| 4     |             |     |      |         |      |
| 5     |             |     |      |         |      |
| 6     |             |     |      |         |      |
| 摘要    |             |     |      | 税込合計金額  | 3564 |
|       |             |     |      | 消費税額等   | 8%   |
|       |             |     |      | 3300    |      |
|       |             |     |      | 税込合計金額  | 264  |

コード EC-7-1052





# 支 出 伝 票

|         |  |               |   |  |
|---------|--|---------------|---|--|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任者<br> |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 42  |  |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |  |
| 実施年月日   | 平成31年1月1日 から 平成31年1月31日  |               |   |  |
| 支出年月日   | 平成31年3月5日  |               |   |  |
| 支 出 金 額 | 2,992 円  |               |   |  |
| 支 出 先   | NTTファイナンス株式会社  |               |   |  |
| 使 途 内 容 | FAX料金等1月分  |               |   |  |
| 備 考     | 会旅控室用<br>$5,985 \text{ 円} \times 1/2 = 2,992 \text{ 円}$  |               |   |  |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |   |  |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
 備考欄には按分率等を記入してください。



料金後納  
郵便

9:51-81.2.6  
新潟市中央区字校町通1番町602-1  
新潟市役所本館  
日本共産党新潟市議会議員団 様

019022503066340139

重要  
Important  
親展  
Confidential  
NTTファイナンス



口座振替のご案内(東日本ご利用分)  
日頃、NTTファイナンスをご利用いただきありがとうございます。  
発行年月日 2019年 2月20日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3330111 (無料)  
[受付先] 仙台市宮城野区原町6丁目 日本  
-8691 郵便物 仙台市郵便局私書箱8号

社用 1300B1391006 10731 10731 00 D 19020400D  
〒13000139 東京都中央区新富1丁目1-10  
NTTファイナンス株式会社 仙台支店

| 内訳項目<br>CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY | 金額(円)<br>AMOUNT (YEN) | 内訳金額(円)<br>AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細<br>DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN   | 税区<br>TAX |
|--------------------------------------|-----------------------|-------------------------|--|-----------|
| ◆025-223-774.8<br>NTT東日本利用分          | 5,985                 | 5,200                   | クレジット利用料 (N:ソフトバンク)<br>1月 1日～ 1月31日 合計<br>2021年02月～2021年03月以外<br>の振替は振替約金がかかります。 | 合算        |
|                                      |                       | -700                    | にねん割 割引料   | 合算        |
|                                      |                       | 500                     | リモートサポートサービス料  | 合算        |
|                                      |                       | 500                     | のりかえ電話 (基本料)   | 合算        |
|                                      |                       | 40                      | のりかえ電話 (通話料)   | 合算        |
|                                      |                       | 2                       | ユニバーサルサービス料  | 合算        |
|                                      |                       | 443                     | 消滅後等相当面 (合計)   | 合算        |
| ◇合計                                  | 5,985                 | 5,985                   | 合計   | 合算        |



# 支 出 伝 票

|         |  |               |  |               |   |
|---------|--|---------------|--|---------------|---|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 43   |               |   |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |  |               |   |
| 実施年月日   | 平成31年3月1日 から 平成31年3月31日  |               |  |               |   |
| 支出年月日   | 平成31年3月7日  |               |  |               |   |
| 支 出 金 額 | 23,436 円   |               |  |               |   |
| 支 出 先   | 日立キャピタル株式会社  |               |  |               |   |
| 使 途 内 容 | パソコン(8台)、複合機、ハードディスク 3月分リース料   |               |  |               |   |
| 備 考     | 会派控室用 パソコンは議員7人、政務活動補助員1人分<br>46,872 円 × 1/2 = 23,436 円  |               |  |               |   |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |  |               |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

日 付 摘要(お客様名) お支払金額(円) お預り金額(円) 差引残高(円) 記号

172 31-03-07 株式会社 946,872

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。









# 請求書

〒951-8126

新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団様

2019年 2月 28日 記 055123



〒950-0913 新潟市中央区  
TEL 025-243-5101 FAX

取引銀行

(025-228-3450)

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。  
下記のとおり御請求申し上げます。

| 前月御請求額 | 今月御入金額 | 繰越額 | 当月御買上額 | 消費税額等 | 当月初月末残高 | 今月初月末残高 |
|--------|--------|-----|--------|-------|---------|---------|
| 21,638 |        |     | 19,165 | 1,533 | 20,698  | 20,698  |

| 品名             | 数量 | 単価     | 金額     | 消費税   | 合計     |
|----------------|----|--------|--------|-------|--------|
| 2月分 PC利用料(2月分) | 1  | 15,000 | 15,000 | 4,165 | 19,165 |
| 外税消費税等計        | 1  | 1,533  | 1,533  |       | 1,533  |
| 2月分 PC利用料(2月分) | 1  | 15,000 | 15,000 | 4,165 | 19,165 |
| 外税消費税等計        | 1  | 1,533  | 1,533  |       | 1,533  |

# 支 出 伝 票

|         |  |               |    |           |     |
|---------|--|---------------|----|-----------|-----|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           | 渡辺 | 経理<br>責任者 | (印) |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 45 |           |     |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |    |           |     |
| 実施年月日   | 平成31年2月1日 から 平成31年2月28日  |               |    |           |     |
| 支出年月日   | 平成31年4月5日  |               |    |           |     |
| 支 出 金 額 | 3,070 円  |               |    |           |     |
| 支 出 先   | NTTファイナンス株式会社  |               |    |           |     |
| 使 途 内 容 | FAX料金等2月分  |               |    |           |     |
| 備 考     | 会議控室用<br>$6,140 \text{ 円} \times 1/2 = 3,070 \text{ 円}$  |               |    |           |     |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |    |           |     |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
 備考欄には按分率等を記入してください。

**加入電話・INSネットの「固定電話」をご利用のお客さまへ**

電話を提供するNTT東日本の高内設備を2024年1月以降に切り替  
 いたします。  
 お客さまがご利用中の電話機等は、設備切替後もご利用いただけます。  
 固定電話（通話）のご利用継続には、切替にともなう手続き等は不  
 要です。

※詳しくは、専用WEBサイト(https://web1.6.jp/2024kou)をご覧ください  
 だとか、専用コールセンター(0120-815-51)までお問い合わせください。  
 (受付時間：午前9時～午後5時：12/28-1/28)<



おまどめ請求のお申し込みはぜひwebから!

**おまどめ請求** **0800-333-1000**

NTTファイナンスからのお得な情報ははこちら

https://www.ntt-finance.co.jp/billing/service/lp/

お知らせ

NTT東日本請求のち、料金回収(行分)は、NTTファイナンスへ請求処理を委託して頂きます  
 (従前と変更あり)

19時～午後5時 土曜・休日・年末年始(12月29日～1月3日)は除きます  
 かり電話ご利用のお客様へ)

届の電話番号は本邦国内「ひかり電話(基本料)」のご利用期間等のお知らせに反映されます

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、おまどめ日本全国においてユニ  
 ヴァーサルサービス(NTT東日本の加入電話等)の提供を確保するため  
 にご負担いただく料金です。なお、社会法人電気通信事業者協会  
 から1筆あたりご負担の費用(番号印刷)が公表されています。

ここから、②の欄にゆくりおはがしください。  
 宛先: 058818-1390B1391002 宛先: 05818 06818 00 D

**口座振替のご案内 (東日本ご利用分)**

|                                    |                          |                       |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER)       | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | 振替日<br>(TRANSFER DAY) |
| 025-223-7748                       | 2019年 3月ご請求分             | 2019年 4月 5日(金)        |
| 振替金額<br>(TRANSFER AMOUNT OF MONEY) | 6,140円                   |                       |

※振替日に振替が実行できなかった場合は、振替期を繰り越していただく場合があります。  
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができていなかった場合は、原則、振替日から  
 起算して15日後に再度振替させていただきます。

**NTTファイナンス株式会社 口座振替依頼書 (東日本ご利用分)**

お客様電話番号等  
(BILLING NUMBER) 025-223-7748  
 ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)  
 日本共済型新都市協会職員団 第

下記、ご利用料金を口座振替により振付いたしました。  
 The following amount was transferred from your account. (2019年 3月20日発行)

|                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 2019年 2月ご請求分           | (2019年 3月 5日振替) |
| 振付金額(Amount Received)  | 5,985円          |
| 金融機関名<br>(BANKING ORG) |                 |
| 口座番号<br>(ACCOUNT)      |                 |

印紙税申告納  
 付につき芝  
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

【NTTファイナンスからのお知らせ】  
 \*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
 (合計) 6,140円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*  
 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

\*\*\* NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ \*\*\*  
 「にねん割」はご請求  
 内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新されたい場合は、ご請求  
 されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外での「にねん割」の解約は解約金  
 (戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜))がかかります。詳しくは  
 「にねん割」のホームページ(https://files.com/customer/contact.html)をご確認ください。

J330B1391002 06818 06818 00 D

料金後納  
郵便

951-8126  
新潟市中央区学校町1番町602-1  
新潟市役所本庁  
日本共産党新潟市議会議員団 様

019032503059246681

重要  
Important  
親展  
Confidential  
NTTファイナンス

口座振替のご案内(東日本ご利用分)

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

発行年月日 2019年 3月20日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社

料金センター

お問合せ先 0800-3330111 (無料)  
【受付時間】

〒983 仙台市宮城野区原町6丁目 日本  
-8:6:91 郵便物 仙台共郵便局私番箱8号

社用 J330B1391002 06818 06818 00 D 19030400D  
ユー

ここから、①②の順に必ずお読みください。

| 内訳項目<br>CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY | 金額(円)<br>AMOUNT (YEN) | 内訳金額(円)<br>AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細<br>DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN | 税区分<br>TAX |
|--------------------------------------|-----------------------|-------------------------|--|------------|
| ◆025-223-7748<br>NTT東日本ご利用分          | 6,140                 | 5,200                   | フレッツ光利用料 (N:フネビシ)                      | 各算         |
|                                      |                       | -700                    | にねん割 割引料                               | 各算         |
|                                      |                       | 500                     | リモートサポートサービス料                          | 各算         |
|                                      |                       | 500                     | ひかり電話 (基本料)                            | 各算         |
|                                      |                       | 184                     | ひかり電話 (加付料)                            | 各算         |
|                                      |                       | 2                       | インターネット接続料                             | 各算         |
|                                      |                       | 454                     | 消費税等相当額 (合計)                           | 各算         |
| 合計                                   | 6,140                 | 6,140                   | 合計                                     | 各算         |

【本内訳は、各サービス提供事業者が】  
発行したものです。

2月 1日～ 2月28日... お客  
2021年02月～2021年03月以  
上は101  
※の解約は解約日にかかり  
2月 1日～ 2月28日  
2月 1日～ 2月28日  
2月 1日～ 2月28日 1番専分  
のご請求となります  
合計表示の料金は10%×8%

**「入電話・INSネットの「固定電話」をご利用のお客さまへ」**  
 電話を提供するNTT東日本の局内設備を2024年1月以降に切替  
 いたしました。  
 お客さまがご利用中の電話機等は、設備切替後もご利用いただけます。  
 固定電話（通話）のご利用継続には、切替にともなう手書き等は  
 不要です。

詳しくは、専用WEBサイト (<https://web116.jp/2024kou>) をご覧  
 いただき、専用コールセンター0120-815-511までお問合せください。  
 (受付時間：午前9時～午後5時、12/29(土)3時～)

**「お客様の請求をおまとの請求でひとくくりに」**  
 おまとの請求

NTTファイナンスからのお得な情報は、こちら  
<https://www.ntt-finance.co.jp/billing/service/ip/>

NTT東日本総務課のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求出庫を委託しています  
 金額をお支払い時期  
 9月～午後5時 土曜・日曜・年末年始(12月29日～1月3日) 休館します  
 かり振込ご利用のお客さまへ  
 利用の口座番号は本件専用「ひかり口座(基本料)」の「ご利用期間等のお知らせ」欄に記載されます

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバー  
 サルサービス(NNTT東日本の加入電話番号)の提供を確保するた  
 めに負担いただく料金です。なお、社会法人電気通信事業者協会  
 から1番号あたりの費用(標準単価)が公表されています。

◎このから、◎の順にゆくりおはしくたさい。

**口座振替のご案内(振替日本ご利用分)**

|                                    |                          |                       |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER)       | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | 振替日<br>(TRANSFER DAY) |
| 025-223-7748                       | 2019年 4月ご請求分             | 2019年 5月 0日(水)        |
| 振替金額<br>(TRANSFER AMOUNT OF MONEY) | 6,192円                   |                       |

※振替日に振替が出来なかった場合は、遅滞利息を附加させていただきます(場合がありませ  
 ず)。大口振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から  
 起算して15日以内に再度振替させていただきます。

**NTTファイナンス株式会社 電話センター(振替日本)**

お客様電話番号等  
(BILLING NUMBER) 02-5-223-7748  
 ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)  
 日本共進党新都市建設委員会 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account. (2019年 4月21日発行)

|                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 2019年 3月ご請求分           | (2019年 4月 5日振替) |
| 預収金額 (AMOUNT RECEIVED) | 6,140円          |
| 金種別名<br>(AMOUNT NAME)  |                 |
| 口座番号<br>(ACCOUNT)      |                 |

印紙税申告納付  
 付てつき芝  
 税務専承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

【NTTファイナンスからのお知らせ】  
 \*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
 NTT東日本分ご請求額 6,192円  
 (合計) 6,192円  
 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*  
 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。  
 \*\*\* NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ \*\*\*  
 フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求  
 内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望  
 されない場合はNTT東日本へご連絡が必要です。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金  
 (戸建て向けサービスの場合は9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合は1,500円(税抜))がかかります。詳しくは  
 フレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

J330B1391006 05422 05422 00 D

# 支 出 伝 票

|         |  |               |    |           |    |
|---------|--|---------------|----|-----------|----|
| 会 派 名   | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           | 渡辺 | 経理<br>責任者 | 渡辺 |
| 支 出 年 度 | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 46 |           |    |
| 支 出 項 目 | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |    |           |    |
| 実施年月日   | 平成31年3月1日 から 平成31年3月31日  |               |    |           |    |
| 支出年月日   | 平成31年4月15日   |               |    |           |    |
| 支 出 金 額 | 13,450 円   |               |    |           |    |
| 支 出 先   | CEC新潟情報サービス株式会社  |               |    |           |    |
| 使 途 内 容 | 3月分PCネットワーク環境サポート・チャージ料金   |               |    |           |    |
| 備 考     | 振込手数料108円×1/2=54円含む<br>$26,900 \text{ 円} \times 1/2 = 13,450 \text{ 円}$  |               |    |           |    |
| 領収書貼付欄  | (事務所費)   |               |    |           |    |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

ホクギン現金自動預入引出機  
ご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。ご利用の明細は、お振込の翌日発行いたします。ご利用の明細は、お振込の翌日発行いたします。

|       |          |                   |               |
|-------|----------|-------------------|---------------|
| 日付    | 31-07-15 | 店番                | 280-37-004000 |
| 銀行番号  |          | 機番                |               |
| 支店番号  |          | 通番                |               |
| 口座番号  |          |                   |               |
| お取引   | お振込      | お取引金額             | ¥26,792       |
| 日付    | 21       | 手数料               | ¥108          |
|       |          | おつり               | ¥100          |
| 10-00 |          | 残高(=はお借入残高を表わします) |               |

ホクギンからのご案内またはお振込内容

〒100-0001 東京都千代田区千代田  
三井住友銀行 本町支店  
ホクギンサービスセンター  
〒100-0001 東京都千代田区千代田  
三井住友銀行 本町支店  
ホクギンサービスセンター  
電話番号: 025-226-3450



10699

印紙税申告納付につき長岡  
ホクギンサービスセンター



# 請求書

〒951-8126

新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様

2018年 3月 31日

№ 064084



〒950-0913 新潟市中央区鏡  
TEL 025-243-5101 FAX

取引銀行

(025-228-3450)



毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。  
下記のとおり御請求申し上げます。

| 前月御請求額 | 今月御入金額 | 繰越額 | 当月御買上額 | 消費税額等 | 合計     | 合計     |
|--------|--------|-----|--------|-------|--------|--------|
| 20,698 |        |     | 24,907 | 1,993 | 26,900 | 26,900 |

| 品名            | 数量 | 単価     | 金額     | 消費税額等 | 合計     |
|---------------|----|--------|--------|-------|--------|
| 3月分 PC用紙(8月分) | 1  | 15,000 | 15,000 | 9,907 | 24,907 |
| 売上 外税消費税等計    | 1  | 1,993  | 1,993  |       | 1,993  |



# 支 出 伝 票

|  |  |               |   |               |   |
|--|--|---------------|---|---------------|---|
| 会 派 名  | 日本共産党新潟市議会議員団  | 代表者           |  | 経理<br>責任<br>者 |  |
| 支 出 年 度  | 平成30年度   | 整理番号<br>(項目別) | 47  |               |   |
| 支 出 項 目  | <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費<br><input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費<br><input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費 |               |   |               |   |
| 実施年月日  | 平成31年3月1日 から 平成31年3月31日  |               |   |               |   |
| 支出年月日  | 平成31年4月26日   |               |   |               |   |
| 支 出 金 額  | 3,096 円  |               |   |               |   |
| 支 出 先  | NTTファイナンス株式会社  |               |   |               |   |
| 使 途 内 容  | FAX料金等3月分  |               |   |               |   |
| 備 考  | 会派控室用<br>$6,192 \text{ 円} \times 1/2 = 3,096 \text{ 円}$  |               |   |               |   |
| 領収書貼付欄 <span style="float: right;">(事務所費)</span> |  |               |   |               |   |

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
 備考欄には按分率等を記入してください。

入電話・INSネットの「固定電話」をご利用のお客さまへ  
電話を提供するNTT東日本の局内設備を2024年1月以降に切替  
小たします。

お客さまがご利用中の電話機等は、設備切替後もご利用いただけます。  
固定電話（通話）のご利用継続には、切替にともなう手続き等は  
不要です。

詳しくは、専用WEBサイト (<http://web116.jp/2024kou>) をご覧ください。 回収  
先か、専用コールセンター(0120-815-511)までお問い合わせください。 回収  
受付時間：午前9時～午後5時 12/29(1/3)を除く

ハラの請求をおまとも請求でとっ!

おまとも請求

おまとも請求 必要な情報を入力して申し込みます。お申し込みは必ず100名以上に  
なす必要があります。1万円分のギフトカードです!

TEL: 0800-333-1000 受付時間：午前9時～午後5時  
月～金曜日(祝日：1/1～1/3)を除く

ITファイナンスからのお得な情報はこちら

<https://www.ntt-finance.co.jp/billing/service/lp/>

日本全国請求額のうち、社会保険料等は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています  
金・金・金(時間)

～午後5時 土曜・日曜・祝日 (12月29日～1月3日) は除きます

電話ご利用のお客さまへ

電話番号は本内線番 (おかけ電話 (本材料) の「ご利用期間等のお知らせ」欄に表示されます)

※ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、各々日本全国においてユニバー

サルサービス (NTT東日本の加入電話等) の提供を確保するため

にご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会

から1部号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。

①②の順にゆっくりにお読みください。  
※この冊子には、お読みいただく必要のないページがあります。お読みの上、お読みになることが望ましいです。

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

NTTファイナンス株式会社 (請求利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 025-223-7748

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)  
日本共産党新潟市議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2019年 5月21日発行)

|                             |               |
|-----------------------------|---------------|
| 2019年4月ご請求分                 | (2019年5月8日振替) |
| 領収金額 (AMOUNT RECEIVED)      | 6,192円        |
| 金融機関名 (FINANCIAL INSTITUTE) |               |
| 口座番号 (ACCOUNT NUMBER)       |               |
| 口座番号 (ACCOUNT NUMBER)       |               |

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70

印紙税申告納  
付につき芝  
税務課承認済

【NTTファイナンスからのお知らせ】  
\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
NTT東日本ご請求額  
(合計)

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

2018年11月ご請求分より、前数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

\*\*\* NTT東日本から「におん割」をご利用のお客さまへのお知らせ \*\*\*  
内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後は24ヶ月です。自動更新をご希望  
されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外での「おん割」の解約は解約金  
1,500円 (税抜) が発生いたします。詳しくは  
「おん割」の解約金 (税抜) 500円 (税抜) 、集金住宅向けサービス (税抜) の場合、集金住宅向けサービス (税抜) の場合、詳しくは  
プレッツ公式HP (<https://fleets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

6,175円  
6,175円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

J33081391002 04727 04727 00 D



